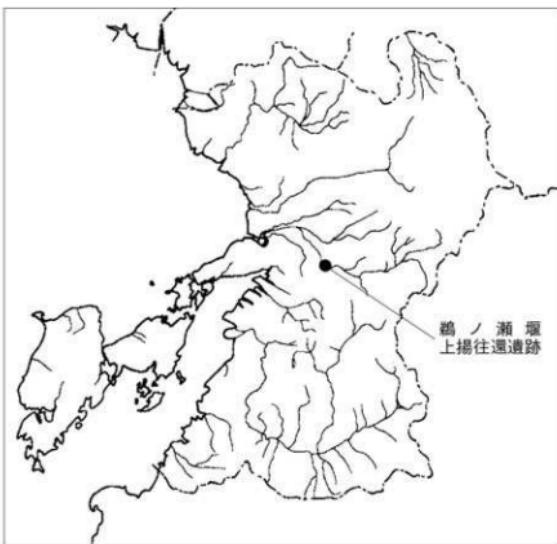


鵜ノ瀬堰 上揚往還遺跡

平成24年3月

甲佐町教育委員会

鵜ノ瀬堰 上揚往還遺跡



平成24年3月

甲佐町教育委員会



甲佐町を貫流する緑川 南東から

巻頭図版 2



発掘調査時の鵜ノ瀬堰 西から



現在の鵜ノ瀬堰の石疊(左岸：東寒野側) 東から



甲佐神社 南から



甲佐神社前の船着場跡

卷頭図版 4



上掲往還遺跡の出土遺物 江戸時代の陶磁器



上掲往還遺跡の出土遺物 近現代の陶磁器

序 文

九州のほぼ中央に位置する甲佐町は、一級河川緑川の中流域に位置します。町の中心を緑川が貫流し、急峻な崖地形から甲佐町上揚・上豊内地区周辺で急に平野がひらく地形をもつ甲佐町は、古来より洪水が絶えず、町内各所では堰や刎、堤防といった河川土木遺構が築かれました。これらは、私たちの祖先が生活を守るために築き上げたもので、人工物でありながら緑豊かな甲佐町の自然環境と調和し、一体となりながら甲佐町の歴史や風土を作り上げてきました。このようにして、受け継がれてきた文化は私たちの祖先からの賜物であり、これらを将来に引き継いでいくことは私たちの責務でもあります。

本書は、「鶴ノ瀬堰」「上揚往還遺跡」の文化財調査報告書です。肥後藩主加藤清正公の築造と伝えられる町指定文化財「鶴ノ瀬堰」の調査では、幅約10m、延長約100m以上にわたる石疊が出土し、調査中に開催した現地見学会では150名を超える参加者がありその成果に注目が集まりました。また、「上揚往還遺跡」では高さ3m、延長500m以上にわたる石積み堤防跡が出土し、阿蘇三摶社の一つである甲佐神社前では船着場跡も発見されました。これら二つの遺跡の調査成果は、江戸時代天保年間に作成された「緑川図」(熊本県立図書館蔵)に描かれた様子を裏付けるもので、“治水” “利水” という言葉でも表現される緑川と甲佐町に生きる人々との密接なつながりや歴史を示すたいへん貴重な資料となります。

本報告書が、学術資料としてのみならず、学校教育・生涯学習など多方面にわたり活用され、町民の皆様の文化財に対する知識と保護意識高揚の一助となれば幸いに存じます。

最後になりましたが、調査及び整理・報告に際しご協力いただきました地元上揚区を始め、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所及び緑川上流出張所、熊本県教育委員会等関係各位、また御指導・御助言頂きました諸先生方には心より感謝申し上げます。

平成24年3月

甲佐町教育長 赤 星 眞 照

例　　言

- 1 本書は、平成16年度に国土交通省が熊本県上益城郡甲佐町大字東寒野地先において実施した鶴ノ瀬堰及び、平成16～18年度及び平成23年度に甲佐町教育委員会が甲佐町大字上揚地先において実施した上揚往還遺跡の文化財調査報告書である。
- 2 本調査は、緑川河川改修工事に伴う文化財調査として、国土交通省及び国土交通省の依頼をうけた甲佐町教育委員会が実施した。
- 3 現地での測量は、世界測地系に基づく。
- 4 現地での測量は、鶴ノ瀬堰は正栄建設株式会社が行い、上揚往還遺跡は甲佐町教育委員会が行った。上揚往還遺跡のうち平成16～18年度の調査区を朝日航洋株式会社、平成23年度の調査区を株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託した。また報告書作成に係る製図及び編集は、村田理恵・上妻眞智子が行った。
- 5 上揚往還遺跡の空中写真撮影は、写瀬エンジニアリング株式会社に委託した。
- 6 鶴ノ瀬堰出土の遺物の実測及び製図は正栄建設株式会社が行い、報告書作成の際大部分を再トレースした。上揚往還遺跡出土の遺物の実測及び製図並びに写真撮影の大部分を株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託し、実測及び製図の一部を村田・上妻が行った。また、近世・近代の陶磁器の所見については美濃口雅朗氏の協力を得たほか、一部の遺物に書かれた文字資料の読み下しについては、佐藤征子氏の協力を得た。
- 7 上揚往還遺跡の遺構の写真撮影は、一部を株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託し、その他の部分を担当の西口貴志が行った。
- 8 本書に関わる図面・写真・遺物などのうち鶴ノ瀬堰に係る資料の大部分は正栄建設株式会社の破産により所在不明となっているが、上揚往還遺跡に係る資料は甲佐町教育委員会において収蔵・保管され、本報告に係る全ての成果は甲佐町教育委員会に帰属する。
- 9 本書のうち、第4章の執筆は長井薫氏に依頼し、第1～3章の執筆及び報告書全体の編集は西口が行った。

本文目次

巻頭図版

序文

例言

第1章 はじめに

第1節 調査の経緯	1
第2節 調査の組織	3

第2章 位置と環境

第1節 遺跡の立地と環境	5
第2節 歴史的環境	6

第3章 調査の記録

第1節 鶴ノ瀬塙	7
第2節 上揚往還遺跡	43

第4章 まとめと考察

巻末資料 上揚往還遺跡遺構配置図

挿図目次

第1図 周辺遺跡地図	5	第23図 石積立面図-3(1/40)	31
第2図 石敷全体平面図(1/300)	9	第24図 石積裏確認トレチ平面図(1/40)	33
第3図 石積全体立面図(1/300)	9	第25図 石積裏確認トレチ	
第4図 石敷全体平面図(1/200)	10	土層断面図(1/40)	34
第5図 石敷平面図-1(1/100)	12	第26図 石敷基礎確認トレチ平面図(1/40)	35
第6図 横断図-1(1/80)	13	第27図 石敷基礎見通し	
第7図 石敷平面図-2(1/100)	14	土層断面図(A-A')(1/40)	36
第8図 横断図-2(1/80)	15	第28図 石敷基礎見通し	
第9図 石敷平面図-3(1/100)	16	土層断面図(B-B')(1/40)	36
第10図 横断図-3(1/80)	17	第29図 工具痕詳細図(平面)	37
第11図 石敷平面図-4(1/100)	18	第30図 工具痕詳細図(立面)	38
第12図 横断図-4(1/80)	19	第31図 石敷全体平面図(石材別)(1/200)	39
第13図 石敷平面図-5(1/100)	20	第32図 石積全体立面図(石材別)(1/200)	40
第14図 横断図-5(1/80)	21	第33図 鶴ノ瀬塙出土遺物	41
第15図 石敷平面図-6(1/100)	22	第34図 I・II・III区平面図-1(1/80)	47
第16図 横断図-6(1/80)	23	第35図 I・II・III区立面図-1(1/80)	47
第17図 石敷平面図-7(1/100)	24	第36図 I・II・III区平面図-2(1/80)	48
第18図 横断図-7(1/80)	25	第37図 I・II・III区立面図-2(1/80)	48
第19図 柱穴列図(1/50)	27	第38図 I・II・III区平面図-3(1/80)	49
第20図 石積全体立面図(1/200)	28	第39図 I・II・III区立面図-3(1/80)	49
第21図 石積立面図-1(1/40)	29	第40図 I・II・III区平面図-4(1/80)	50
第22図 石積立面図-2(1/40)	30	第41図 I・II・III区立面図-4(1/80)	50

第42図	I・II・III区平面図 - 5 (1/80).....	51	第62図	VII区平面図 - 2 (1/80).....	66
第43図	I・II・III区立面図 - 5 (1/80).....	51	第63図	VII区立面図 (1/80).....	67
第44図	I・II・III区断面図 - 1 (No1~22) (1/100)....	52	第64図	VII区断面図 (1/100)	68
第45図	I・II・III区断面図 - 2 (No23~28) (1/100)....	53	第65図	IX区平面図 (1/100)	69
第46図	IV区平面図 (1/80).....	54	第66図	IX区立面図 (1/100)	69
第47図	IV区立面図 (1/80).....	54	第67図	X区平面図 (1/100)	70
第48図	IV区断面図 (1/100)	55	第68図	X区立面図 (1/100)	70
第49図	V区平面図 (1/80).....	57	第69図	X I区平面図 (1/80).....	71
第50図	V区立面図 (1/80).....	57	第70図	X I区立面図 (1/80).....	71
第51図	V区断面図 (1/100)	57	第71図	X I区断面図 (1/80).....	71
第52図	VI - 1区平面図 (1/80)	58	第72図	X II区平面図 (1/80).....	73
第53図	VI - 1区立面図 (1/80)	58	第73図	X II区立面図 (1/80).....	73
第54図	VI - 1区断面図 (1/100)	58	第74図	X II区断面図 (1/80).....	73
第55図	VI - 2区平面図 (1/80)	59	第75図	往還眼鏡橋平面・立面図 (1/80)	76
第56図	VI - 2区立面図 (1/80)	59	第76図	往還眼鏡橋見開き展闊図 (1/40)	77
第57図	VI - 2区断面図 (1/100)	59	第77図	上掲往還遺跡出土遺物 - 1 (1/3)	78
第58図	VII区平面図 (1/80).....	61	第78図	上掲往還遺跡出土遺物 - 2 (1/3)	79
第59図	VII区立面図 (1/80).....	61	第79図	上掲往還遺跡出土遺物 - 3 (1/3)	80
第60図	VII区断面図 (1/100)	63	第80図	上掲往還遺跡出土遺物 - 4 (1/3)	81
第61図	VIII区平面図 - 1 (1/80).....	65	第81図	緑川水系図	
					(国土交通省ホームページより).....

表 目 次

鶴ノ瀬堰出土遺物観察一覧表.....	41
上掲往還遺跡出土遺物観察一覧表.....	82
表 - 1 緑川流域の概要(国土交通省ホームページより).....	86
表 - 2 甲佐手永石手普請料御備根帳前 天保14年(1843)5月 (I・II・III共に).....	97
表 - 3 甲佐手永御普請料年々定規入方の明細 天保14年(1843)5月.....	98
表 - 4 甲佐手永極荒地文化2年(1805)より開明分、文化4年(1807)までと 以後徳米調 天保14年(1843)5月.....	98
表 - 5 「緑川図」に見る用水掛	99
緑川を中心とした河川・用水関連年表	107

写真図版

写真図版 1	
上掲往還遺跡から鶴ノ瀬堰を望む	
写真図版 2	
「緑川図」(熊本県立図書館蔵)一部を改変	

写真図版 3	
「緑川図」(熊本県立図書館蔵)鶴ノ瀬堰周辺	
現在の鶴ノ瀬堰 南東から	
写真図版 4	

「緑川図」(熊本県立図書館蔵)甲佐神社周辺	柱穴9出土状況 西から
現在の甲佐神社及び周辺 南から	
鶴ノ瀬堰 1	
鶴ノ瀬堰調査前全景 南東から	柱穴10出土状況 東から
鶴ノ瀬堰調査前下流側 西から	柱穴11出土状況 西から
鶴ノ瀬堰調査前 一部に見える石畳	柱穴12出土状況 西から
調査状況 表土剥ぎ	柱13出土状況 南西から
調査状況 石畳洗浄	石敷基礎確認トレンチ 土層断面 (A-A')
高瀬石垣技術研究機構代表現地視察	石敷基礎確認トレンチ 土層断面 (B-B')
町文化財保護委員現地視察	出土した本片① (所在不明)
鶴ノ瀬堰 2	出土した本片② (所在不明)
鶴ノ瀬堰調査時 遠景 北から	鶴ノ瀬堰 8
鶴ノ瀬堰垂直写真	平成19年7月の被災により剥がれた石敷(左岸)①
鶴ノ瀬堰 3	平成19年7月の被災により剥がれた石敷(左岸)②
鶴ノ瀬堰 石畳出土状況 南東から	石積裏確認トレンチ掘削状況 北から
鶴ノ瀬堰 4	石積裏確認トレンチ掘削状況 南から
石積出土状況① 北西から	石積裏確認トレンチ 裏込め出土状況 西から
石積出土状況② 階段状遺構の裏面 北西から	石積裏確認トレンチ 出土状況 南東から
石積出土状況③ 旧石積の前に現石積が作られ る 北西から	石積裏確認トレンチ 土層断面状況 西から
石積出土状況④ 北西から	現地説明会の様子
石積出土状況⑤ 北西から	
石積出土状況⑥ 北西から	
石積出土状況⑦ 北西から	
石積出土状況⑧ 北西から	
鶴ノ瀬堰 5	上掲往還遺跡 1
石積上流部でみられた焼けた石 北から	I 区 出土状況 南東から
焼けた石① 北から	I 区 東側石積基礎出土状況 東から
焼けた石② 北から	I 区 西側石積立面 南から
焼けた石③ 北西から	I 区 東側石積立面 南から
鶴ノ瀬堰上流部分 柱穴列出土状況 南から	II 区 出土状況 南東から
柱穴7内松丸太出土状況	II 区 石積前鞘巻き 東から
出土した松丸太 (所在不明)	II 区 石積基礎出土状況 北東から
鶴ノ瀬堰 6	II 区 堆積状況 西から
柱穴1出土状況 北西から	上掲往還遺跡 2
柱穴2出土状況 南西から	III 区 出土状況 南東から
柱穴3出土状況 東から	III 区 堆積状況 西から
柱穴4出土状況 東から	III 区 石積基礎出土状況 北東から
柱穴5出土状況 北東から	III 区 東側石積立面 南から
柱穴6出土状況 西から	IV 区 出土状況 南西から
柱穴8出土状況 北西から	IV 区 東側石積前 旧堤防残存状況 東から
	IV 区 刃拡張部分 南から
	IV 区 石積裏込め石出土状況 北から
	上掲往還遺跡 3
	V 区 石積出土状況 南東から
	VI-2 区 石積出土状況 南から
	VI-2 区 コブ刃状遺構出土状況 南から

VI-2 区 コブ剝状遺構出土状況 西から	X I 区 東側石積裏込め確認状況 北から
VII 区 石積出土状況 南西から	X I 区 石積基礎部確認状況 東から
VII 区 石積出土状況 東から	X II 区 石積出土状況 南から
VII 区 甲佐神社前旧船着場跡出土状況 南から	X II 区 石積出土状況 南西から
VII 区 甲佐神社前旧船着場跡出土状況 西から	上掲往還遺跡 8
上掲往還遺跡 4	X II 区 堆積状況 東から
VIII 区 刻除草後 北東から	X II 区 硬化層検出状況 南から
VIII 区 刻裏側出土状況 北西から	X II 区 硬化層土層断面 東から
VIII 区 南面刻根元石積出土状況 南東から	X II 区 石積裏込め確認状況 西から
VIII 区 南面刻本体石積出土状況 南東から	X I 区 工具痕 1 南から
VIII 区 南面刻本体延長部分出土状況 南西から	上掲往還遺跡 9
VIII 区 南面刻本体延長部分出土状況 南から	X I 区 工具痕 2・3 南から
IX 区 石積出土状況 南西から	X I 区 工具痕 4 南から
IX 区 堆積状況 東から	X I 区 工具痕 5 南から
上掲往還遺跡 5	上掲往還遺跡 10
IX 区 東側石積前基礎固め状況 東から	X I 区 工具痕 6・7・8 南から
IX 区 石積前基礎部分確認状況 南から	X I 区 工具痕 9・10 南から
X 区 石積出土状況（崩壊後） 北東から	X I 区 工具痕 11 南から
X 区 石積基礎状況 北から	上掲往還遺跡出土遺物
X 区 踏鉄出土状況 東から	網田焼か
往還眼鏡橋 挖削前 南西から	踏鉄
往還眼鏡橋 立面 北から	インク瓶
往還眼鏡橋 アーチ上堆積状況 北から	鵜ノ瀬堰の記録
上掲往還遺跡 6	昭和25年前後の鵜ノ瀬堰（山下泉氏提供）
往還眼鏡橋 挖削状況 北東から	平成18年頃の鵜ノ瀬堰
往還眼鏡橋 挖削状況 西から	平成19年7月 被災中の鵜ノ瀬堰 右岸から
往還眼鏡橋 アーチ上に詰め込まれた栗石	平成19年7月 被災後の鵜ノ瀬堰
往還眼鏡橋 橋除去後石疊出土状況 北から	平成24年 現在の鵜ノ瀬堰
往還眼鏡橋 アーチ下基礎石 流水による変色	緑川治水・利水関連遺跡
往還眼鏡橋 石疊除去後 北から	鵜ノ瀬堰下流 築の樋門 西から
石積検出作業状況	築の樋門 天井部分
往還眼鏡橋 作業状況	築の樋門 天井部分 “六”が刻まれる
上掲往還遺跡 7	築の樋門 石疊部分
X I 区 石積出土状況 南から	安津橋根元(右岸) 災害復旧工事箇所
X I 区 石積出土状況 南西から	安津橋根元(右岸) 表出した石積
X I 区 堆積状況 東から	田口の剣
X I 区 中央部分石積裏込め確認状況 北から	田口の剣 破損部分 石積下の裏込め石が見える

第1章 はじめに

第1節 調査の経緯

熊本県上益城郡甲佐町を貫流する緑川は、三方山を源とし、河川周辺に住む人たちに多くの恩恵をもたらす一方、古来より梅雨や台風の時期ともなれば、甲佐町のみならず流域全体に氾濫などで大きな被害をもたらしてきた。この被害を抑えるため、国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所（以下「国土交通省」）では、緑川の河川拡幅や河道掘り下げ、宅地の嵩上げ、堤防の構築などを計画し、甲佐町周辺の緑川中流域においても平成14年度に事業採択されて以降、順次工事が行われてきた。現在までに、工事は美里町岩下地区（旧中央町岩下地区）、甲佐町東寒野地区、甲佐町上揚地区の3箇所で行われ、その3箇所全てにおいて近世～近代の河川土木遺構の埋蔵文化財発掘調査が行われている。本報告書では、そのうちの甲佐町東寒野地区「鶴ノ瀬堰」、甲佐町上揚地区「上揚往還遺跡」の報告を行う。以下に、その経緯を記す。

【平成15年度】

国土交通省の河川改修に伴い熊本県教育厅文化課（以下「県文化課」）では、平成16年2月甲佐町上揚地区的輪中堤工事に伴う試掘調査を実施。調査では、天保年間に描かれた「緑川図」（熊本県立図書館蔵）にある堤防及び刎を確認した。この結果をうけて町教育委員会は、当該地を石積堤防、刎、石橋からなる近世堤防遺跡「上揚往還遺跡」として認知し、その保存について国土交通省及び県文化課と協議を行った。現地には現在でも石刎が残り、「緑川図」にある刎が試掘調査で確認されたことから、近世期の大規模な遺構が良好な形で残されている可能性が高いと考えられたため、県内でも例が少ない河川土木遺構の埋蔵文化財発掘調査を実施し記録保存することで合意した。その際、取水期には河川の水位が高くなり河川内での発掘調査や土木工事を行うことは困難なため、平成17年度冬季からの工事着手に影響のないよう平成16年度冬季から行うことで調整した。

また、甲佐町東寒野地区においても、河川改修工事に伴い平成16年度冬季の宅地の嵩上げが計画されていたが、町内上揚地区的築堤工事の協議中にそのことが判明した。現地一帯は、文化財包蔵地として熊本県遺跡地図には記載されていなかったものの、昭和56年に町文化財に指定された「鶴ノ瀬堰」の一部に含まれ、「緑川図」に描かれた石壙が一部露出していた。このため、近世の堰遺構が良好な形で保存されていることが予想され、町文化財の現状変更は町教育委員会の判断を仰ぐこととなった。

【平成16年度】

国土交通省の河川改修工事（上揚地区・東寒野地区）に伴う協議が再開し、平成16年8月に国土交通省から町文化財「鶴ノ瀬堰」の現状変更許可について申請がなされた。町教育委員会では、町文化財保護条例に基づき、「鶴ノ瀬堰」の現状変更について町文化財保護委員会に諮問し、町文化財保護委員会では協議。記録保存を一部条件付で了承し、その旨、町教育委員会に答申した。このことをうけ、町教育委員会では「鶴ノ瀬堰」の現状変更許可を一部条件付で国土交通省に通知した。

この結果、町文化財「鶴ノ瀬堰」の現状変更が可能となったが、町教育委員会には記録保存を行うための調査員の不在が問題としてあり、町教育委員会の1名の調査員は、他調査事業に従事し、さらに冬季は「上揚往還遺跡」の調査事業の実施が決定していたため、平成16年度内に直営でのこれ以上の事業実施は不可能であった。上揚地区・東寒野地区の河川改修工事の着手に間に合わせるためには、平成16年度の冬季に埋蔵文化財発掘調査を実施・完了する必要があったため、国土交通省及び県文化課と協議のうえ、調査業務の外部委託を国土交通省発注で実施することになった。以上の経緯を経て、甲佐町東寒野地区「鶴ノ瀬堰」の調査は国土交通省発注のもと「正栄建築株式会社」がを行い、甲佐町上揚地区「上揚往還遺跡」は町教育委員会が直営で行うこととなった。

鶴ノ瀬堰の調査は、平成16年12月から平成17年3月まで行われた。調査の結果、100m以上にわたる石壙が

出土したため、平成17年1月23日午前9時～・午前11時～の2回にわたり現地見学会を開催した。平成17年1月20日付熊本日日新聞、平成17年1月22日付朝日新聞、読売新聞紙上で現地での出土状況や「加藤清正」との関連が報じられ、現地見学会当日の参加者数は荒天にも関わらず150名を超えた。

また、上揚往還遺跡の調査は、平成16年度は国土交通省と甲佐町とで基本協定締結後、平成16年12月から平成17年3月まで行い、I～VII区に調査区を分割した。調査では高さ3m以上、延長500m以上の石積み堤防跡が確認されたほか、甲佐神社前では船着場跡など緑川水運と関係する遺構が確認された。

「鵜ノ瀬堰」「上揚往還遺跡」は共に石積み又は石敷きの土木遺構であるため、調査指導に高瀬哲郎氏（佐賀県立名護屋城博物館）を招聘し、調査の方法や出土内容等についてご教示頂いた。

【平成17年度】

平成17年度からの上揚地区の築堤工事着手にあたり、石積み遺構の評価と併せて堤防整備の検討を行い、以後の工事の基礎資料とするため、「上揚地区遺構調査及び堤防整備検討委員会」を設立した。委員は下記のとおり。

委員長 今村克彦 熊本県文化財保護審議会委員
委 員 松本寿三郎 崇城大学総合教育教授
委 員 大本照憲 熊本大学工学部教授
委 員 久米壯亞 甲佐町文化財保護委員長
委 員 志免安喜 上揚区長
委 員 太田信也 熊本河川国道事務所工務第一課長
委 員 梶野英二 熊本県教育庁文化課長
委 員 本田和登 甲佐町教育委員会社会教育課長
事務局 熊本河川国道事務所工務第一課
甲佐町教育委員会社会教育課

オブザーバー 熊本県教育庁文化課 (敬称略 職名は当時)

第1回 平成17年7月25日(月) 9時30分～ 場所：町生涯学習センター研修室

内容：委員長選出後、現地視察、文化財調査の概要説明後、今後の工事の計画について協議。出土した遺構は護岸下へ埋設保存することを基本とし、築造する堤防は周辺景観へ配慮したものとすることで合意した。

第2回 平成17年8月30日(火) 10時00分～ 場所：町生涯学習センター研修室

内容：今後の工事計画（遺構の埋設保存方法、新たに構築する堤防の外観など）を協議。

この後、上揚往還遺跡の発掘調査に着手。平成17年度の調査は、平成17年12月から平成18年3月まで、現堤防の前面(IX区)を行った。調査では平成16年度で出土した石積み遺構の延長部分を確認した。

【平成18年度】

上揚往還遺跡の平成18年度の発掘調査は、平成18年12月から平成19年3月まで、県道三本松甲佐(220号)線下の石橋及び堤防裏面(X区)を行った。石橋に関しては、上塙尚孝氏（八代市東陽村「石匠館」）を招聘し、石橋調査の方法、見方などご教示頂いた。

【平成22年度】

平成23年度が築堤工事の最終年度にあたり、土地の買収が平成22年度中に完了するとの連絡をうけ、町教育委員会では国土交通省、県文化課とで協議を行い、残地については再度県文化課による確認調査を実施することになった。確認調査では、甲佐神社の南東側に新たに石積み遺構が確認されたため、平成23年度に本発掘調査を行うこととなったが、後の説明から築堤工事の最終年度にあたるため、調査報告書も当該年度中に作成せねばならない状況に陥った。町教育委員会では、他調査事業を抱えていたことから、平成23年度中

の調査と整理・報告書印刷は困難としたが、人員の増員も見込めず、全て町教育委員会で実施することとなった。

【平成23年度】

平成23年度の事業は、大きく調査と整理・報告書印刷を抱える状況となったため、平成23年4月から甲佐町史編さん室内の一室において整理作業を開始した。また、出土資料の整理にあたり、平成18年度まで出土した河川土木遺構は考古学的な見地だけでなく歴史学的な見地からも見ていく必要があったため、長井勲氏（美里町文化財保護委員長）に専門調査員として文書資料の収集・調査、原稿執筆を依頼した。整理作業では、古文書資料の収集のため、(財)永青文庫、熊本県立図書館、熊本大学付属図書館、熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館にご協力いただき、所蔵する文書資料の撮影、及び複写等を行った。上掲往還遺跡の発掘調査は、平成18年度まで取水期間内は実施してこなかったが、調査報告書の刊行に間に合わせるため、平成23年7月から11月にかけて甲佐神社南東側2箇所で発掘調査を実施した。調査では30mにわたり石積み遺構を確認し、刃裏の石積み構造の変化を確認することができた。

また、町文化財「鶴ノ瀬堰」及び「上掲往還遺跡」は、現況や調査の成果から近世から現代に至るまで生活を支える貴重な文化財との認識が高まつたことから、今後も保存・活用していくため遺跡の周知看板を設置してほしいとの要望が地元上掲区からあがつた。このため、右岸側2箇所（鶴ノ瀬堰の上掲側及び甲佐神社前）に看板を設置した。

第2節 調査の組織

【平成16年度(埋蔵文化財発掘調査)】

○ 鶴ノ瀬堰

調査主体 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

調査業者 正栄建設株式会社

○ 上掲往還遺跡

調査主体 甲佐町教育委員会

調査責任者 甲佐町教育長 深瀬誠也

調査事務局 社会教育課長 山本勝一

社会教育係長 本田裕一郎

調査担当 社会教育係主事 西口貴志

【平成17～18年度(埋蔵文化財発掘調査)】

○ 上掲往還遺跡

調査主体 甲佐町教育委員会

調査責任者 甲佐町教育長 深瀬誠也

調査事務局 社会教育課長 本田和登

社会教育係長 本田裕一郎

調査担当 社会教育係主事 西口貴志

【平成23年度(埋蔵文化財発掘調査・整理作業・報告書作成)】

○ 上掲往還遺跡

調査・整理主体 甲佐町教育委員会

調査・整理責任者 甲佐町教育長 赤星眞照

調査・整理事務局 社会教育課長 山内亮一

社会教育係長 上田悟

調査・整理担当 社会教育係主事 西口貴志・非常勤 村田理恵

【発掘調査作業員】

赤星和男（H16～18）、赤星キヨミ（H16）、池上礼子（H17）、石田和子（H18）、石田正人（H16）、岩永トキエ（H17）、大友道子（H16）、志免敏明（H16）、志免チヨシ（H16）、志免義明（H16）、志免静茂（H16）、志免幸江（H16）、中島勇（H16～18）、中島アツ子（H16～18）、中嶋貞利（H16～18）、中嶋峯子（H16～18）、中嶋智昭（H16）、中村和也（H16）、藤本正（H16～18）、増田正己（H16～18）、増田成敏（H16）、松井春江（H16～18）、松山静子（H16～18）、山下秋男（H16～18）、山下和昭（H16～18）、山下都（H18）、山下シズ子（H16～18）、山下正雄（H16）、山田誠子（H16）、山下光一（H16）、山本富貴子（H16）

【整理作業員】

上妻眞智子（H23）

【調査指導(埋蔵文化財発掘調査)】

高瀬哲郎（元佐賀県立名護屋城博物館、石垣技術研究機構代表）、上塙尚孝（石匠館）

【専門調査員(整理作業)】

長井歎（美里町文化財保護委員長）

【調査協力者】

佐藤征子（熊本県文化財保護審議会委員）、高木恭二・藤本貴仁（以上宇土市教育委員会）、西慶喜・大津山恭子（以上山都町教育委員会）、松本寿三郎・養田勝彦・美濃口雅朗（熊本市観光文化交流局文化振興課）、山内淳司（八代市市民協働部文化まちづくり課）、山下泉・財團法人永青文庫、熊本大学付属図書館、熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館、美里町恵照寺、熊本市教育委員会、熊本県教育委員会、佐賀市教育委員会、清村守・内村龍一（以上前町文化財保護委員）、久米壯亞・清村一男・本田莊一・石坂妙（以上町文化財保護委員）（順不同・敬称略）



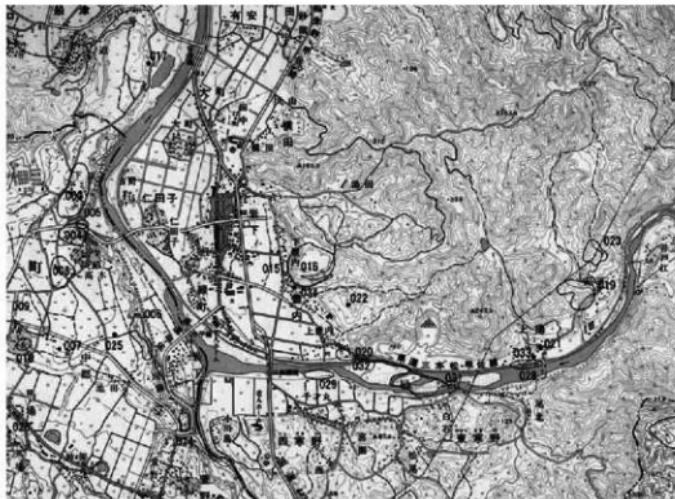
資料整理作業体験(甲佐中学校 2年生職場体験・平成23年9月13～15日)

第2章 位置と環境

第1節 遺跡の立地と環境

甲佐町は、東側に九州山地、西側に熊本平野をはさみ、一級河川緑川の中流域に位置する。町内を貫流する緑川は、もともとは約9万年前に阿蘇が噴火した際に堆積した阿蘇4火砕流の堆積物を川が侵食し現在と近い形になったもので、現在ある岩下・緑町・大町・有安・糸田といった平野部の中心にある集落は、この阿蘇4火砕流堆積物を侵食した後堆積した、砂礫を主体とする沖積平野に存在する。このため、甲佐町の平野部は農業を主体とする穀倉地帯をなしており、今回調査を行った鶴ノ瀬堰から運ばれる水は、何百ヘクタールもの田畠を潤し、甲佐町の農業を支えている。

鶴ノ瀬堰及び上揚往還遺跡周辺の地質も例外ではなく、両遺跡周辺は沖積層上に位置している。但し、遺跡自体は河川内に位置しており、石敷き、石積み等は全て砂礫を主体とする不安定な地盤の上に築造されていた。



第1図 周辺遺跡地図

遺跡地図番号	名 称	種 別	時 期	所 在 地
015	下豊内横穴群	古墳	古墳	下豊内
016	陣ノ内館跡	館	中世	豊内 陣の内
017	磨崖五輪塔・磨崖	石造物	中世	船津 南原
019	御手洗	包蔵地	古代・中世	安平(通称御手洗神社)
020	緑川製糸場跡	包蔵地	近代	豊内
021	宝篋印塔	石造物	中世	上揚
022	甲佐城跡	城	中世	豊内 南谷川
023	安平城跡	城	中世	小鹿 屋敷野
025	小鹿	包蔵地	绳文・弥生	小鹿
028	上揚往還	建造物	近世	上揚 宮上
029	日和瀬	建造物	近世以降	寒野 千才丸
030	鶴ノ瀬堰	建造物	近世	豊内
031	篠の橋門	石造物	近世	豊内
032	緑川上流通港碑	石造物	近世	上揚
033	下豊内の逆修碑	石造物	中世	豊内

第2節 歴史的環境

鵜ノ瀬堰・上揚往還遺跡周辺では、古くからの遺跡が存在する。

現在までに確認されているもののうち、もっとも遡るのは、小鹿地区にある小鹿遺跡で、縄文～弥生時代に位置づけられ、土器や石斧、磨石等が出土したとされる。その後、下豊内地区にある下豊内横穴群が古墳時代に作られた。阿蘇4火砕流堆積物によって形成された崖面を掘り作られており、何十基も確認されたとの話しがあるが、大部分を崖崩れや防空壕への転用で失われ、一部を残すのみである。横穴内の両袖と正面奥の3箇所に屍床を残すものもある。次に古代には、安平地区に御手洗遺跡がある。御手洗遺跡では、布目瓦が出土したとされ、現地では土器等も表採されるが、明確な範囲は分かっていない。

中世になると、各所で石造物や館跡・城跡が確認される。船津地区では、凝灰岩質の崖から切り出した五輪塔や板碑、上揚地区では甲佐神社内で宝筐印塔が確認され、当時の信仰の様子が伺えるほか、下豊内地区では陣ノ内館跡、甲佐城跡、安平地区では安平城跡が確認される。このうち、正式に調査を行っているのは、陣ノ内館跡のみで、もともと阿蘇大宮司の館跡といわれたように、龍泉窯系や同安窯系の陶磁器を始め、高麗象嵌青磁なども出土しており、この時期から造成が行われた可能性が高い。深さ5m、幅20m、延長400mにおよぶ鉢型の堀や、高さ5m、幅20m、延長150m以上に及ぶ土塁から中世の一時期のみの造成とは考えられず、現在詳細な調査が行われている。また、甲佐城（松尾城・豊内城）については伊津野山城守が在城したと伝えられ、現地には「本丸」「味噌藏」の地名が伝わる。顯著な遺構は確認できないが、4区画からなる平垣部を中心に階段状の地形が重なる。安平城跡は、「屋敷野」の字名を残す山中にあるが現地は後世の開墾等で大きく削られている。甲佐城、安平城とも正式に調査が行われておらず、今後の調査に期待される。

近世～近代になると、緑川関連の遺跡が多くみられるようになる。今回報告する鵜ノ瀬堰、上揚往還遺跡の他、堤防関連石積み遺構が確認された日和瀬遺跡、岩下石剣遺跡（美里町岩下地区）、鵜ノ瀬堰から導かれる水を大井手用水へと導く取り入れ口として江戸期に作られた築の樋門などで、甲佐神社境内にある「緑川上流通漕碑」には近世に行われた緑川の河浚の様子が詳細に記録されている。また、その下流には、中甲橋下にある導流堤や、さらに下流の轡塘、刎、石積み堤防等、近世以降の河川土木遺構が緑川に沿って多く存在しており、位置や時期など正確には把握されていない。これらは包蔵地として指定されていないが、近世から近代にかけて築造・改修されており、現在の甲佐町の形成に大きな役割を果たしてきた。今後正確な分布調査をはじめとして文献資料調査が必要と思われる。

【参考文献】

- | | | |
|-----------|------|----------------------------------|
| 九州近世陶磁学会 | 2000 | 『九州陶磁の編年』九州近世陶磁学会10周年記念 |
| 熊本県教育委員会 | 1778 | 『熊本県の中世城跡』熊本県文化財調査報告書第30集 |
| 熊本県教育委員会 | 1989 | 『熊本県歴史の道調査－緑川水運－』熊本県文化財調査報告第107集 |
| 熊本市教育委員会 | 2008 | 『川尻船着場跡文化財調査報告書』 |
| 佐賀市教育委員会 | 2006 | 『石井樋』佐賀市埋蔵文化財調査報告書第5集 |
| 玉名市教育委員会 | 1987 | 『高瀬渦関係歴史資料調査報告書』玉名市歴史資料集成第1集 |
| 玉名市教育委員会 | 2011 | 『玉名市干拓関連施設調査報告書』玉名市文化財調査報告第25集 |
| 中央町教育委員会 | 2004 | 『岩下石剣遺跡調査報告書』 |
| 福岡県教育委員会 | 2009 | 『旧柳川藩千拓遺跡Ⅱ』有明海沿岸道路関係埋蔵文化財調査報告第7集 |
| 細川藩政史研究会編 | 1974 | 『熊本藩年表稿』 |

第3章 調査の記録

第1節 鶴ノ瀬堰

第1節 鶴ノ瀬堰

鶴ノ瀬堰は昭和56年3月22日に甲佐町文化財に指定された。慶長12年（1607）に着手、翌年竣工したとされる鶴ノ瀬堰は、肥後藩主加藤清正公の指示により作られたとされ、甲佐町には次のような伝承が残っている。

「甲佐町を流れる緑川と美里町から流れる佐俣川が町の東西を並行して流れしており、二つの川に挟まれた平野は洪水が絶えなかった。そこで、肥後藩主加藤清正公が苦しむ農家のため、二つの川を一つにし、堰や堤防を作ることで洪水を治め、田を潤すことを発案した。当初は、緑川に対し堰を垂直に築き始めたが何度も流されるため、甲佐神社で何日も祈り続けた。そしてある夜、夢の中で川の両岸から鶴の鳥が斜めに並んで羽を休める姿を目にしてことから、神のお告げとして斜めに堰を作ったところ、川の流れに負けない堰ができあがつた。そのお陰で、田に水が導かれ農作物も安定して作ることができるようになった」。

この伝承の真偽は別として、現地に今も残る堰は、「緑川図」に石疊状の石敷きとして表現され、工事の規模等から近世期以降に築造された可能性が高い。また、その機能として上げられる、堰として急流緑川の水勢を弱める「治水」と堰を緑川に対し斜めに横断させることで水を導き灌漑用水として利用する「利水」（下流には、そのための施設として上井手用水の取り入れ口や大井手用水を取り込む「築の樋門」等がある）としての働きは今現在も生き続けており、近世期以降甲佐町の農業を支えてきた。

「緑川図」によると、鶴ノ瀬堰は石疊状に石が敷かれ、左岸から緑川の中心に向かって、「七拾間」（約127.2m）、「五拾間」（約90.9m）、「三拾間」（約54.5m）と表記されている。これは石疊状に敷かれた堰の幅を示すものと考えられ、堰が緑川の中心に向ってすばまる形をしていたことを示す。水あたりの強い左岸側を意識して、堰体を厚く作ったことを「緑川図」中から読み取ることができ、今回調査が行われた堰の左岸側は、鶴ノ瀬堰の機能を果たす重要な箇所である。

この箇所で、国土交通省の河川改修工事に伴い、平成16年度に緑川右岸東寒野地区の宅地嵩上げ工事が計画された。それに伴い堤防が左岸側に新たに築かれるため、工事にかかる部分の文化財調査が行われた。その際、町教育委員会では直営での調査が出来なかつたため、調査は国土交通省主体で行われ、町は調査指導の形で事業に関わった。本報告書は、調査を行った正栄建築株式会社が破産し測量原図や写真・遺物資料の大部分が所在不明となったため、国土交通省が平成17年3月に各関係機関に報告した資料を基に、国土交通省及び町教育委員会で保管していた資料で補いながら作成したものである。

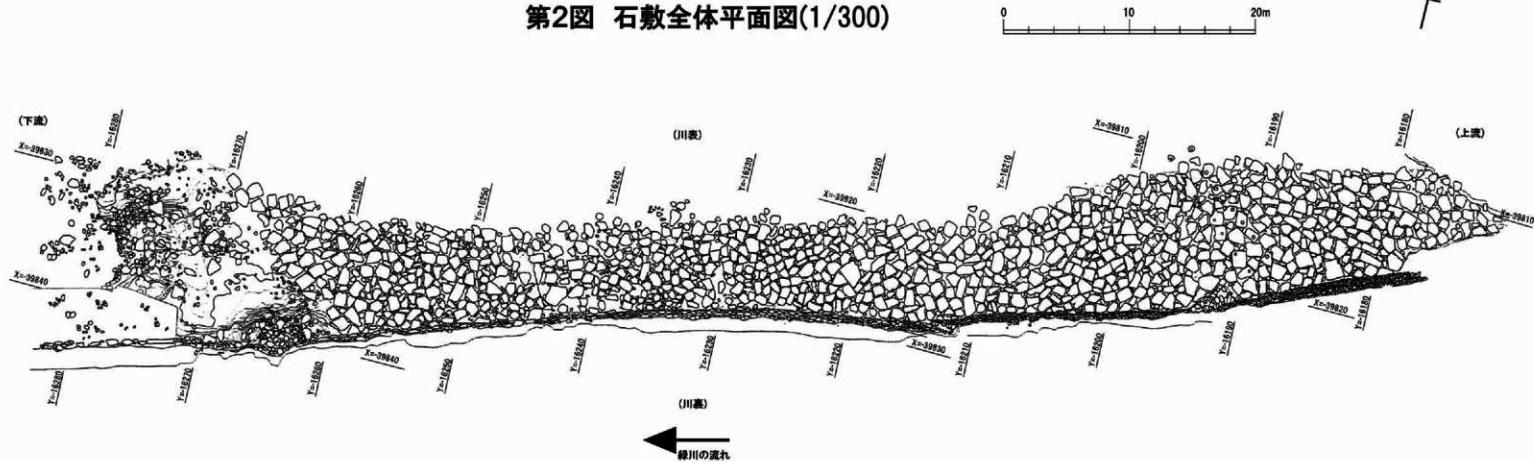
鶴ノ瀬堰の文化財調査は、平成16年12月から平成17年3月まで行われた。

調査範囲は、緑川の左岸、甲佐町東寒野地区の鶴ノ瀬堰取り付け部にあたり、南北幅15m、東西幅120m、計1,800m²である。調査前から、現地には石敷きが一部露出し、穴のあいた石があるなど、当初から石造りの大規模な構造物が出土することが予想された。調査の結果、河床部分で調査範囲のほぼ全面にわたり石敷き及び石積みが確認された。

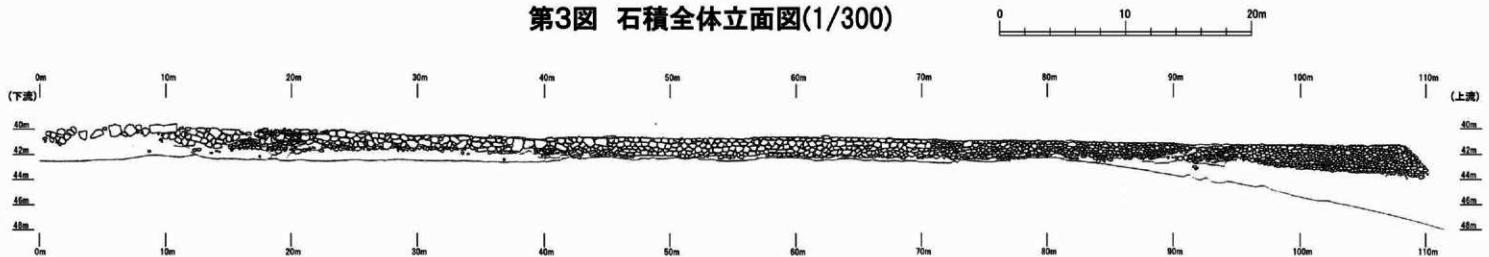
調査の工程は、まず調査予定範囲の草木を伐採した後、現地にて調査内容・範囲・方法を確認。調査区内に緑川の流水が入らぬよう、築堤工事に伴う仮縫切りが行われた後、重機により調査区内の表土を剥いだ。表土は、左岸側に近い程厚く、2mを越えるところもあった。重機で取り除けない石積み・石敷き付近の土は作業員の手作業により掘削。大部分の土を取り除いた後、高圧洗浄機を使用し表面の土を全て洗い流した。鶴ノ瀬堰で出土した遺物は、この段階で出土したものである。（第33図）その後、測量作業を実施。測量は、世界測地系に基づく座標を用い、石積み・石敷きの平面図はラジコンヘリによる写真測量、石積みの立面図の作成は手持ちカメラによる写真測量を行った。

全体測量が終わった後、左岸石積裏の確認トレント調査の他、下流側石敷基礎の確認トレント調査、工具痕の残存調査、使用された石材の調査等を行った。

第2図 石敷全体平面図(1/300)

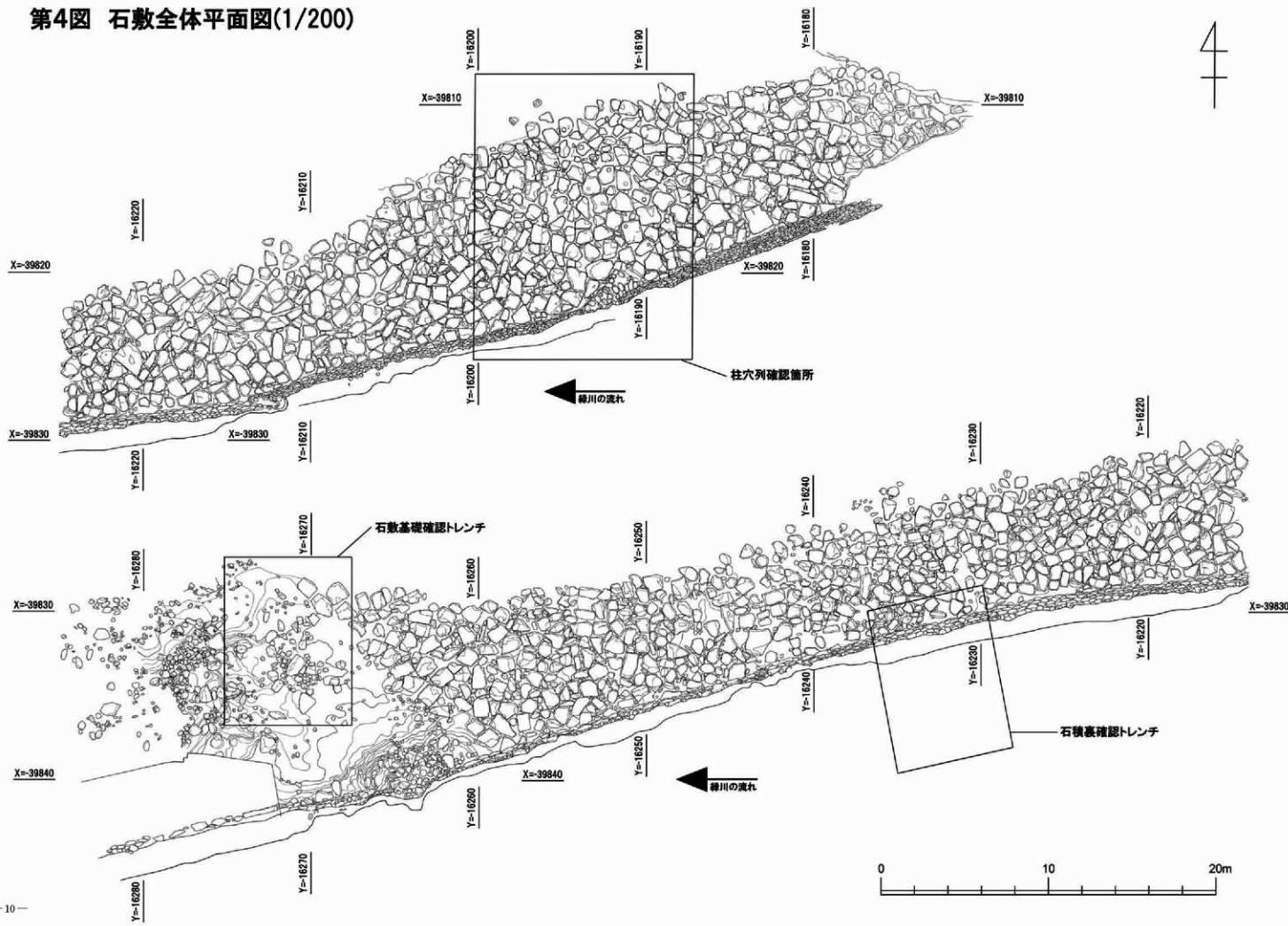


第3図 石積全体立面図(1/300)



第4図 石敷全体平面図(1/200)

4



調査後、そのまま築堤工事が行われたが、調査の結果、大規模な堰遺構が良好に保存されていたことが分かったため、遺構を傷つけないよう一部を除き埋設保存のうえ工事が実施されている。

【石敷きの出土状況】(第2・4図)

調査の結果、今回の調査で出土した石敷きのうち、原位置を留めている部分と思われる幅は南北幅7~12m、東西幅約100m程度であった。それより西側部分は、後に報告するトレンチ調査で流水により堰の裏側がえぐられ石 자체が移動していたことが判明している。「緑川図」にある「七拾間」(約126.5m)の規模に近いことや石積み裏の出土状況から、今回調査した箇所は鵜ノ瀬堰の左岸取り付け部分に近い箇所にあたると考えられ、県内でもほとんど調査が行われていない堰遺構の構造調査として重要な成果を得ることが出来た。

石敷きは、流水やそれに伴い流れてくる土砂等でそのほとんどの石の角が取れくなっていたが、凝灰岩の割り石を中心に約0.4~1.0mのものを用い、それぞれの石をかみ合わせるように出土した。また、それぞれの石は、川の水が石の扁平な部分に垂直にあたり水の力で石を外してしまわぬよう、基本的には鋭角の部分を上流に向け水を切るように配置されていた。石敷き全体の状態をみると、上流から60~80m付近の石敷きは疎らな状態であり、他と比較して緩い作りであるため、この部分のみ後世の修繕をうけた可能性もある。さらに、そのほとんどが摩滅していたが、割り石に残された工具痕の痕跡が石敷きと石積みで確認された(第29・30図) 他、石敷きの上流側では2列の穴のあいた柱穴列及び階段状遺構を確認している。(第19図)

このほか、上流部分のうち、特に水が直接あたる部分(堰の前面)は、工事との関係で確認することができなかったほか、原位置を保つ石敷きの基礎についても埋設保存を前提にしており堰体が弱くなる恐れがあつたため確認できなかった。(後に平成19年度に起こった災害後の工事の過程で石敷きの基礎は確認できた。)

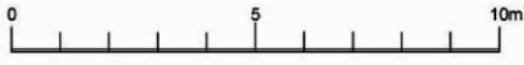
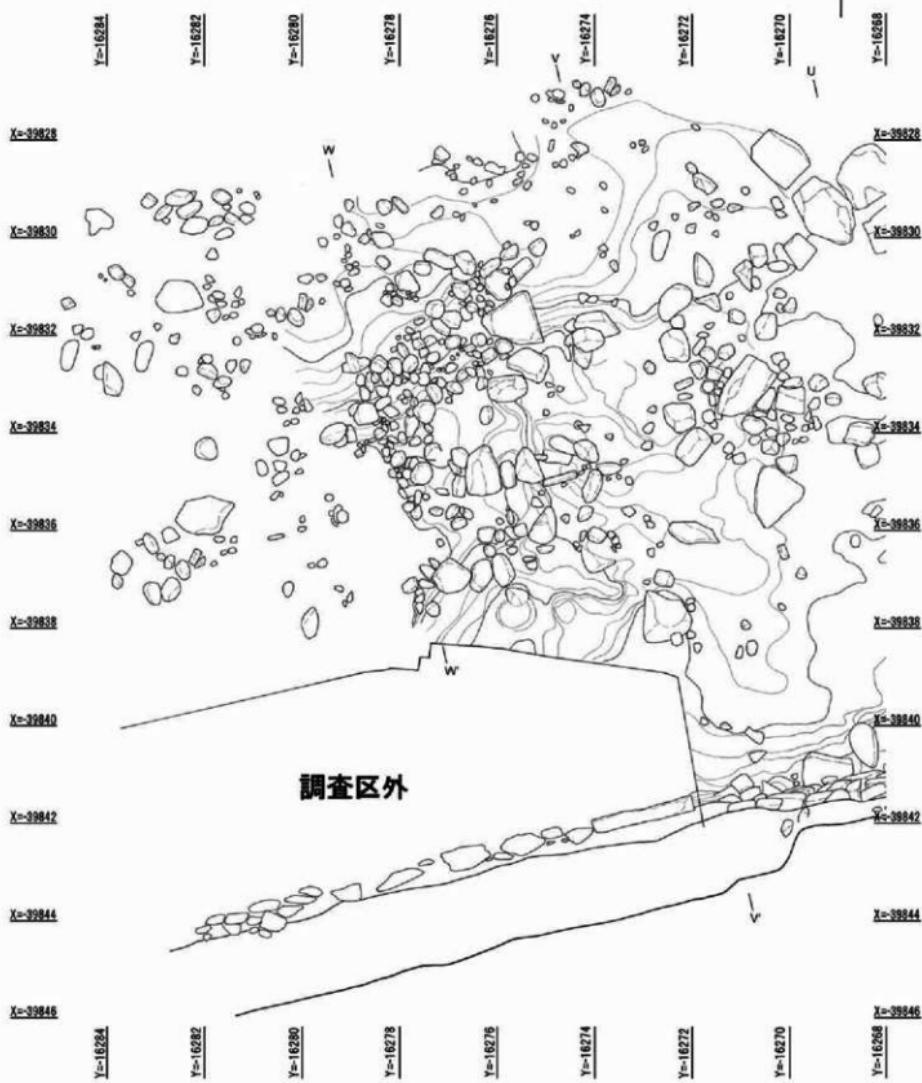
【石積みの出土状況】(第3・20図)

石積みは、上流から下流まで90mにわたり出土した。高さは上流で約2.5m、下流側で1.2m程度を測り、上流側から20m付近までなだらかに低くなり、その後90m付近まではほぼ水平に積み上げられる。

石積みは、上流側では径0.15~0.3mの玉石を用いた野面積みを基本にしているが、上流から12m付近から様相が異なり、40m付近にかけては0.2~0.3mの凝灰岩の割り石が乱雑に積み上げられる。さらに40m付近から67m付近までは、径0.3~0.7mの割り石が一部布積み状に積み上げられ、さらに上部に0.2~0.3mの礫が積み上げられていた。上流から67m付近からは、0.7~0.8mの凝灰岩の割り石が用いられ、中でも径1.0mを超える巨大な割り石が用いられている。90m付近以降はほぼ石積みの形を成しておらず、増水等により壊され修復されなかつたものとみられる。一部板状の切り石が用いられる等、転用された可能性がある石材が用いられていた。

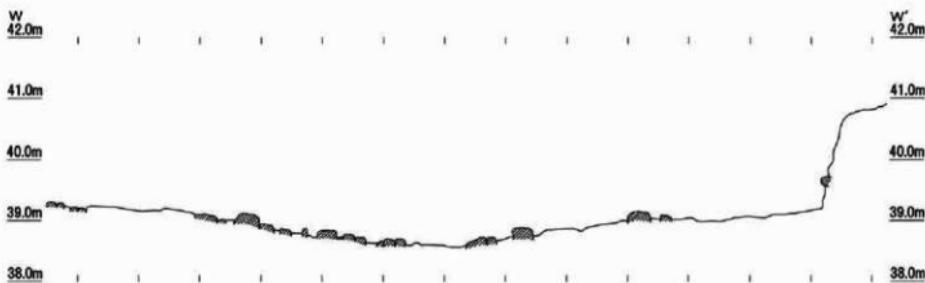
以上、石積みの出土状況だけで大きく4つに分けることができるが、基本的には、積み直し痕が各所でみられたほか、使用された石材や積み方が異なるため、部分的に修復を繰り返しながら現在に至つたものと考えができる。凝灰岩の割り石を主体に構成された石敷きと異なり、石積みは玉石や転用された石材等で修復を受けており、築造時期は石敷きより新しく、近代以降になるものも含まれると考えられる。

第5図 石敷平面図-1(1/100)



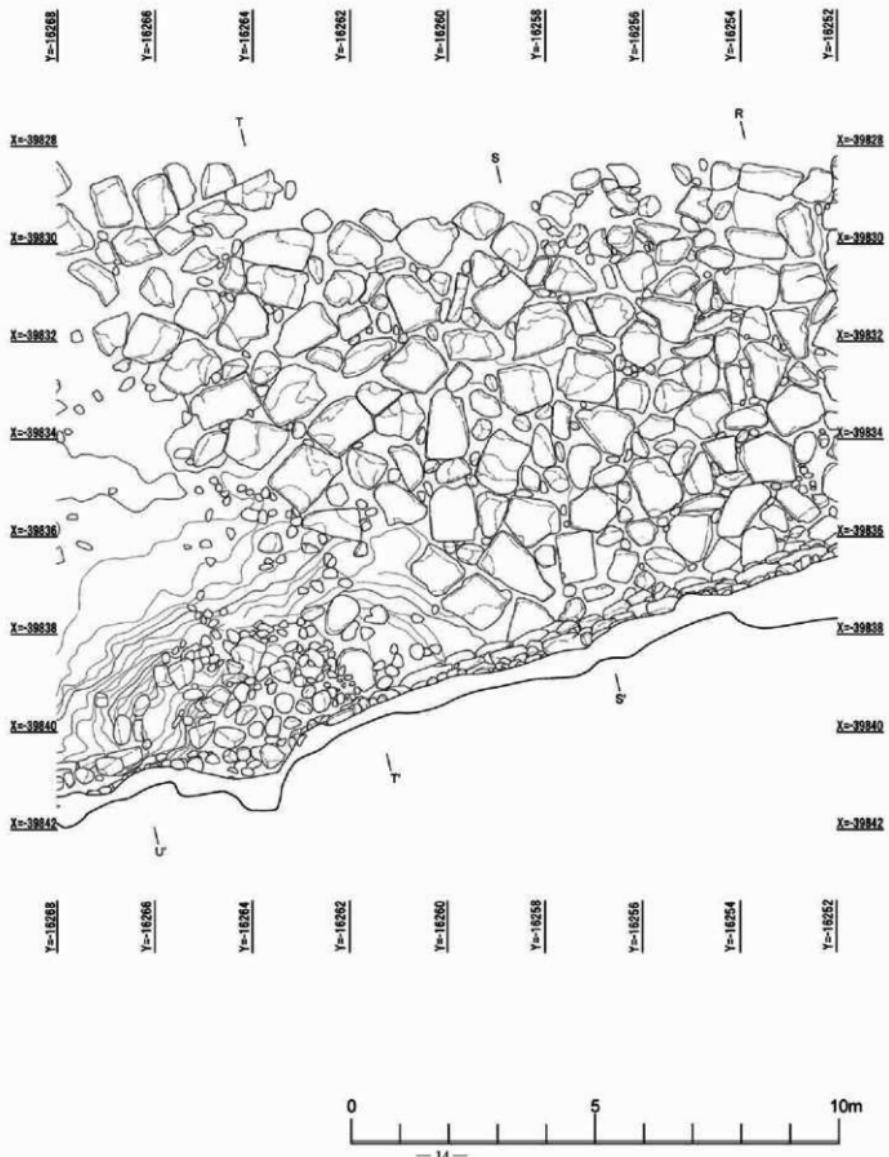
第6図 横断図-1(1/80)

0 1 2 3 4 5m



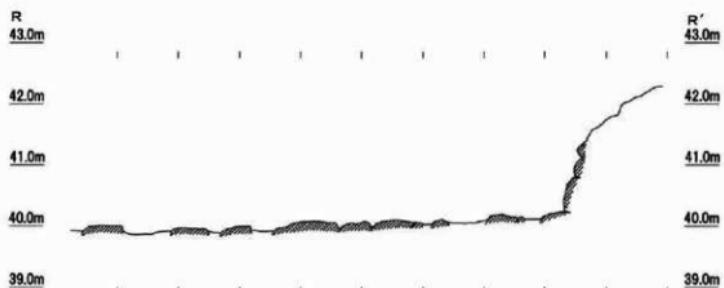
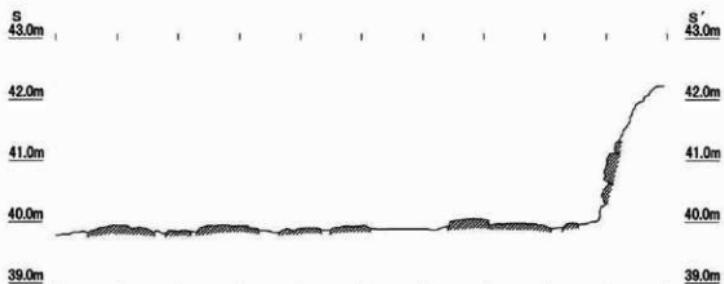
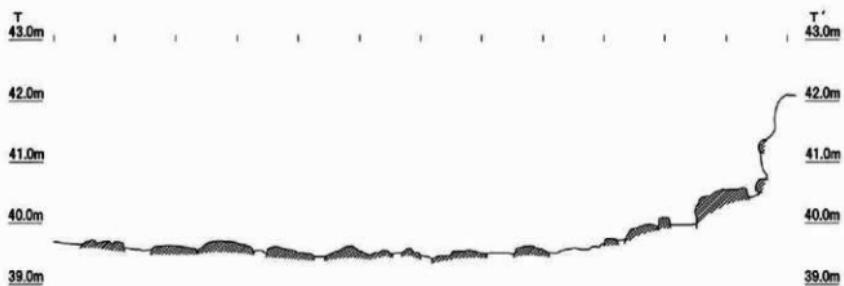
第7図 石敷平面図-2(1/100)

4
+



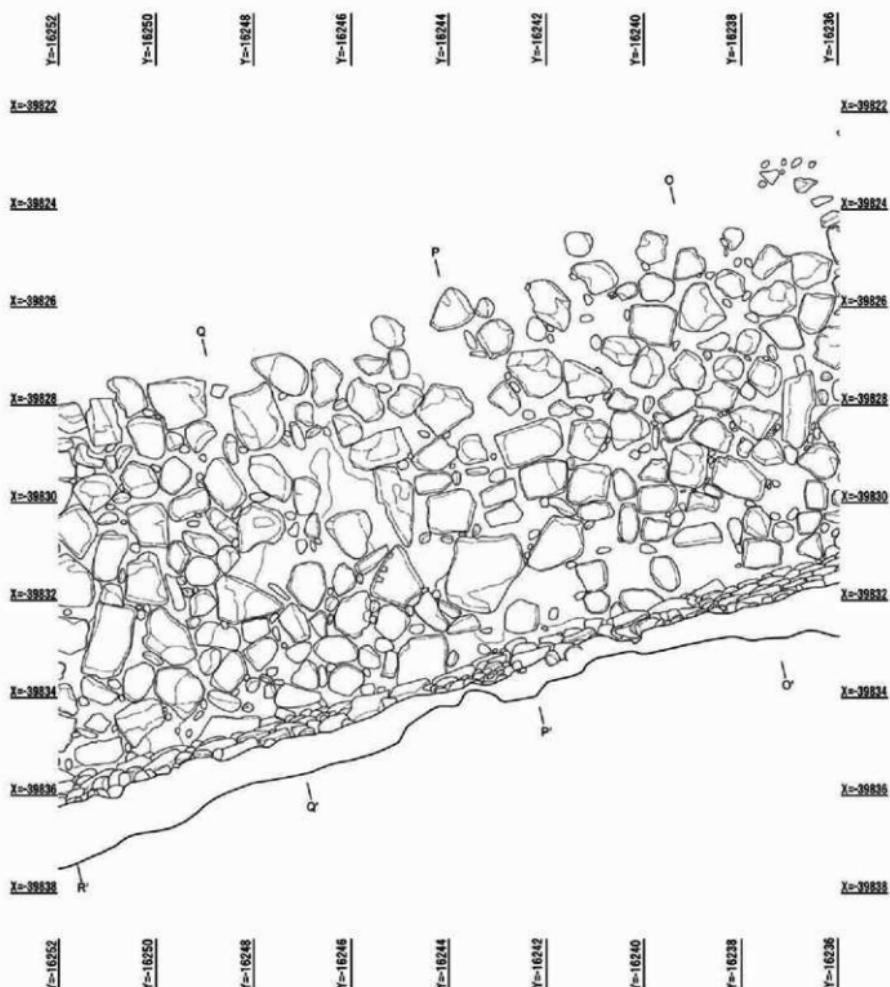
第8図 横断図-2(1/80)

0 1 2 3 4 5m



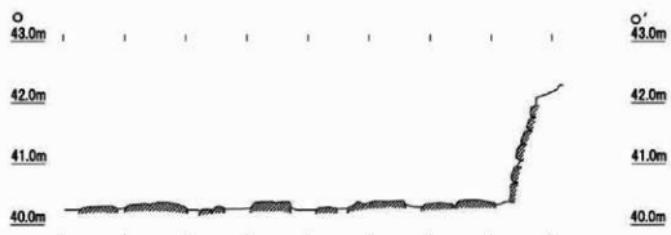
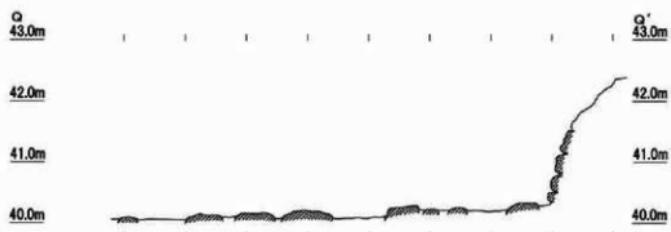
第9図 石敷平面図-3(1/100)

4
+



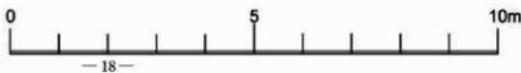
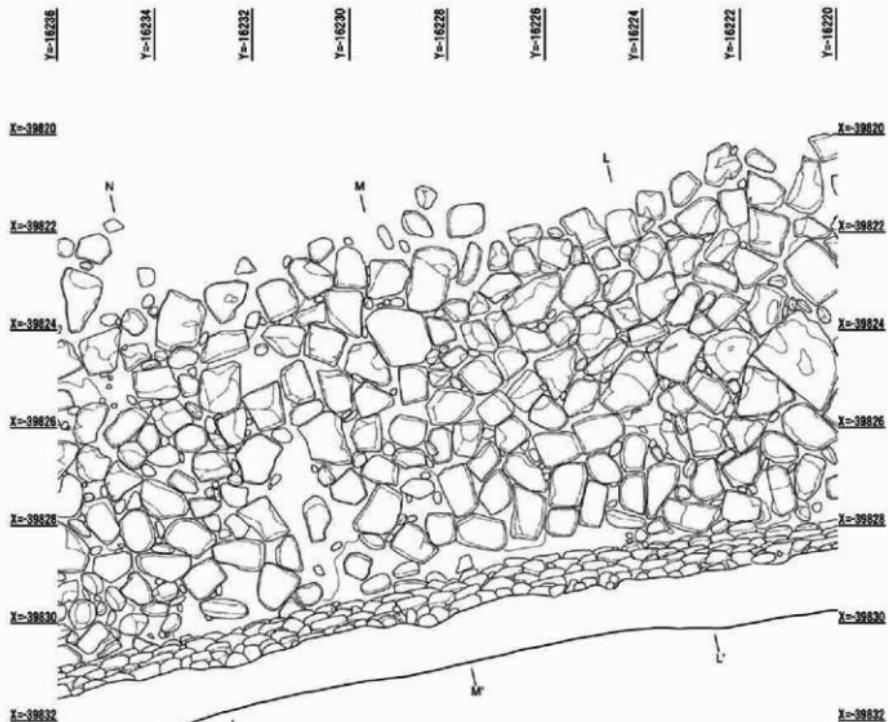
第10図 横断図-3(1/80)

0 1 2 3 4 5m



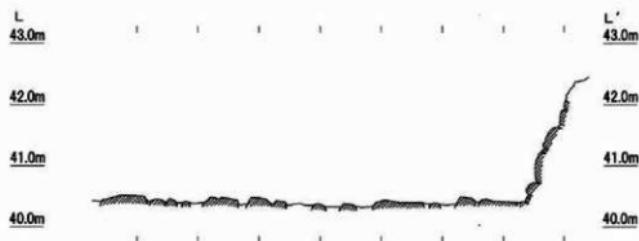
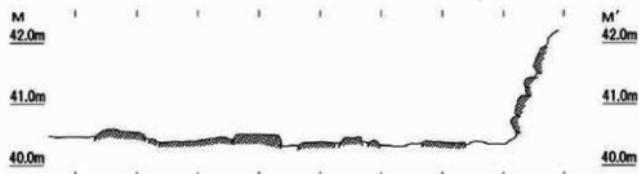
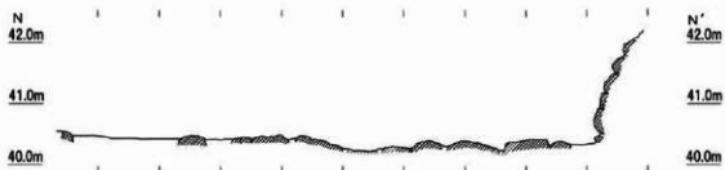
第11図 石敷平面図-4(1/100)

4



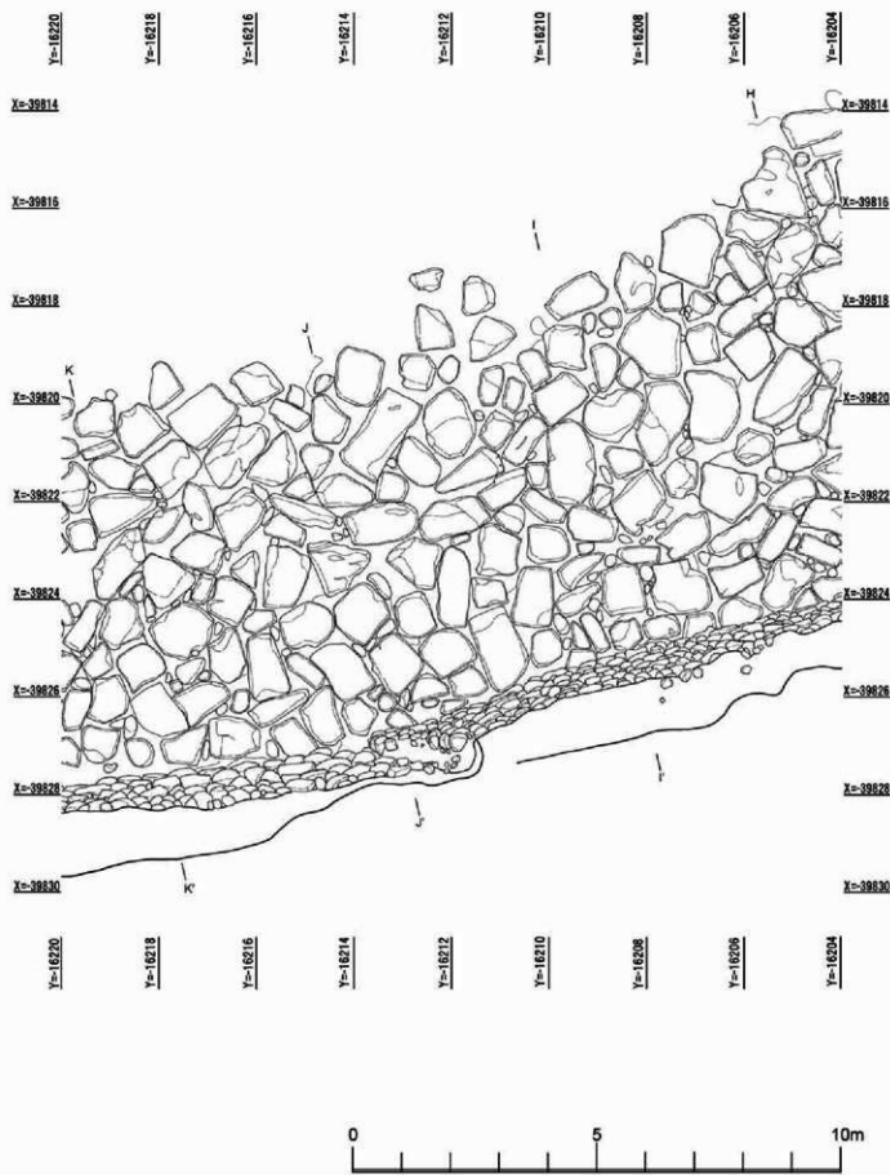
第12図 横断図-4(1/80)

0 1 2 3 4 5m



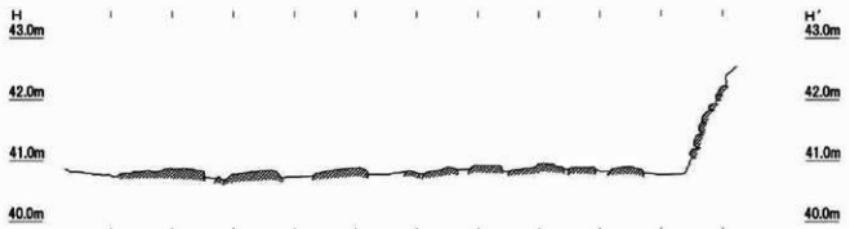
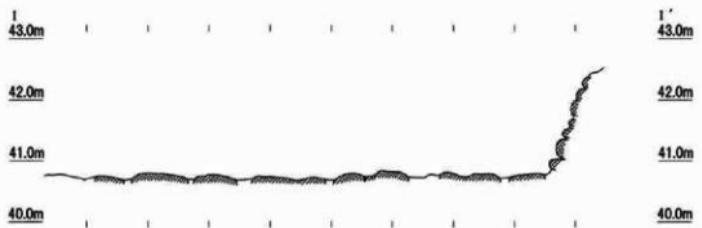
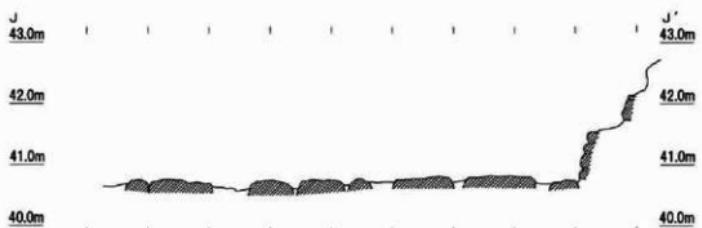
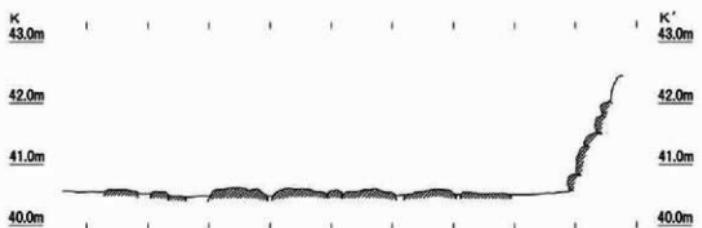
第13図 石敷平面図-5(1/100)

4
+



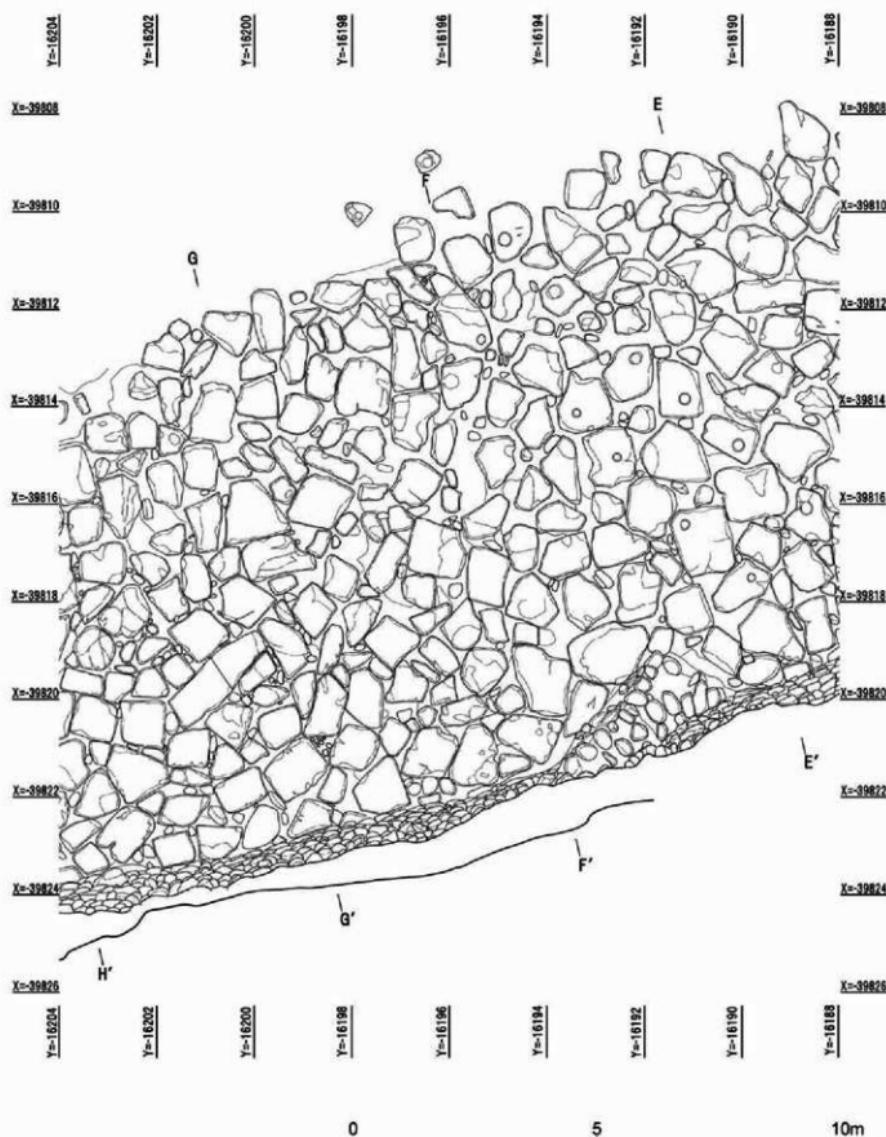
第14図 横断図-5(1/80)

0 1 2 3 4 5m



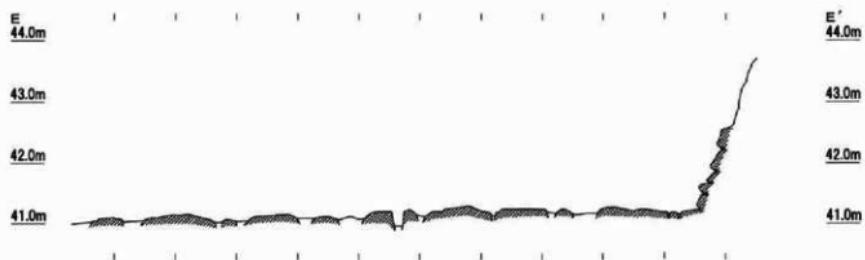
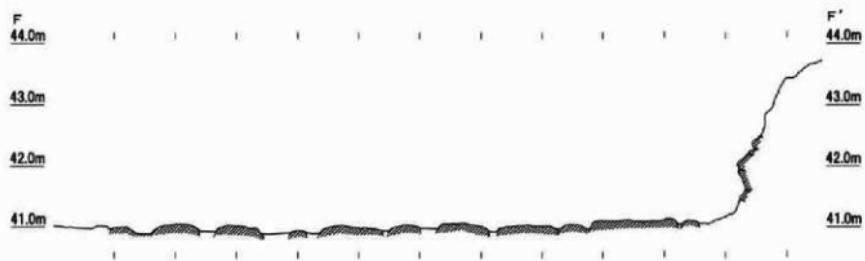
第15図 石敷平面図-6(1/100)

4
+



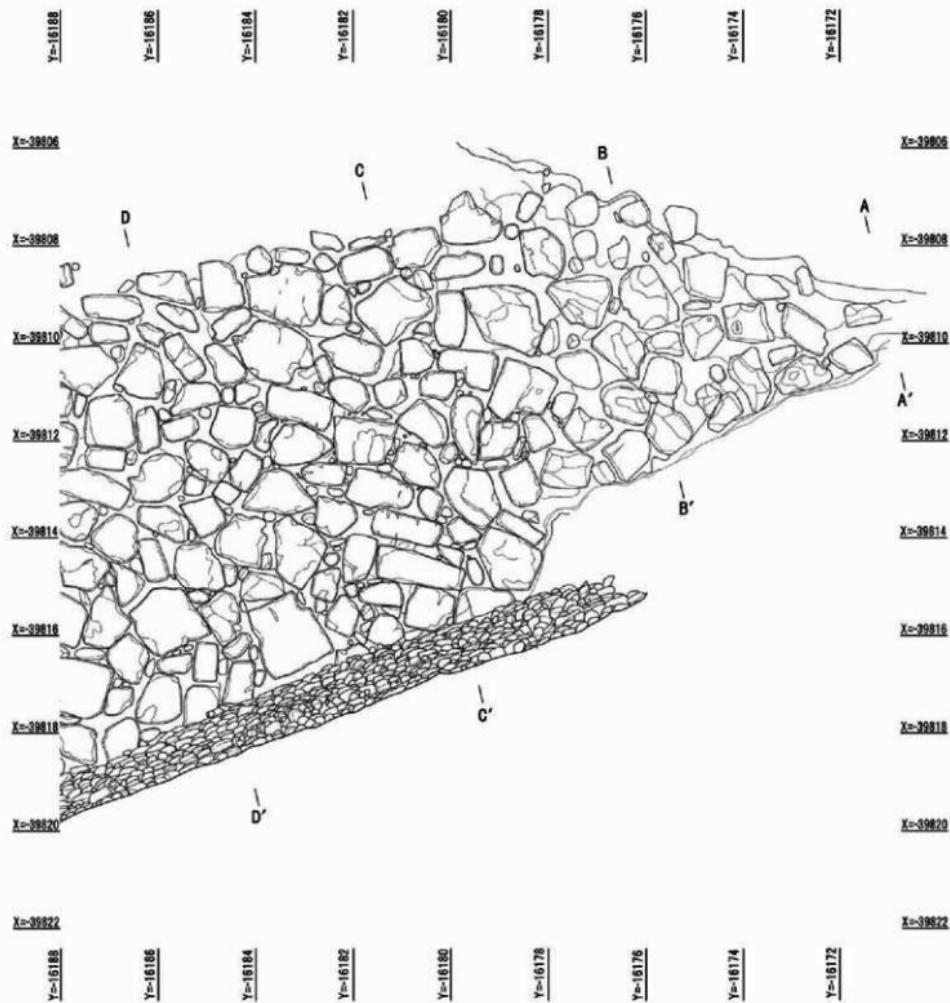
第16図 横断図-6(1/80)

0 1 2 3 4 5m



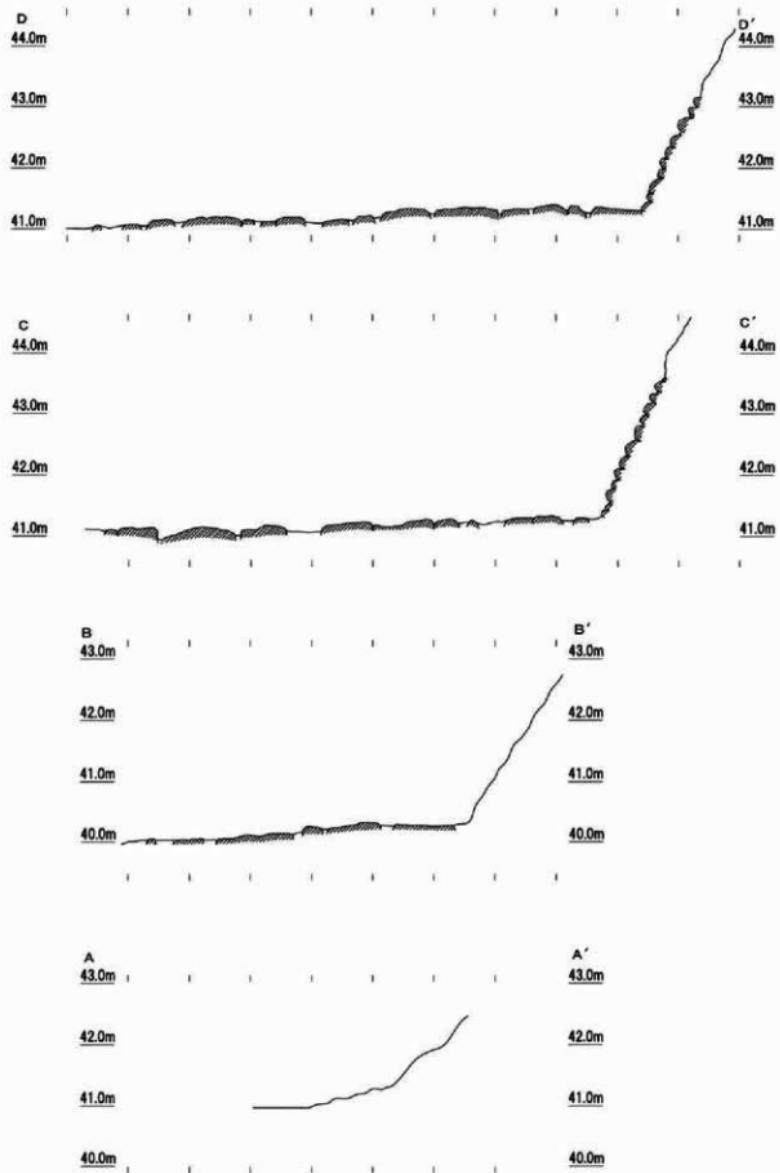
第17図 石敷平面図-7(1/100)

4
+



第18図 横断図-7(1/80)

0 1 2 3 4 5m



【上流側柱穴列図出土状況】(第19図)

鶴ノ瀬堰上流では、南北方向に7個の柱（穴）が2列、計14個の柱（穴）が出土した。このうち、上流側で柱穴に入った状態の木材が1点（柱穴7）、下流側で石に穴を穿たずに石と石の間に木材を打ち込んだ状態のものが1点（柱13）出土している。柱穴は、凝灰岩の石に円形に穿たれており、穴は石を貫通していない。その大きさ及び深さは、上流（柱穴1～柱穴7）と下流（柱穴8～柱穴14）とである程度統一されているよう、上流側の大きさは、直径0.23～0.25m、深さ0.15～0.20mに対し、下流側は直径0.15～0.17m、深さ0.10～0.14mを測る。上流側と下流側の柱穴間の距離は1.6～1.9m、上流7個の柱穴間は1.4～2.2m、下流7個の柱穴間は1.2～2.4mを測る。2列の柱（穴）は、北へそのまま続いているものと考えられるが、鶴ノ瀬堰の補修によりコンクリートで固められていた部分にあたり延長部分は確認できなかった。柱穴の上部構造物には、中洲に渡るために橋や船を着ける棧橋、草堰などが考えられるが、資料に乏しく判断できない。柱（穴）列が南側の石積みとぶつかる部分には、階段状に積み上げられた遺構が確認された。径0.3～0.4mの野面石を用いており、全てが石造りではなく、石を積んだ後、土と砂を入れ固めたようである。出土状況から、石積み上から柱（穴）列上の構造物に至るために、この階段が用いられていたものと思われる。

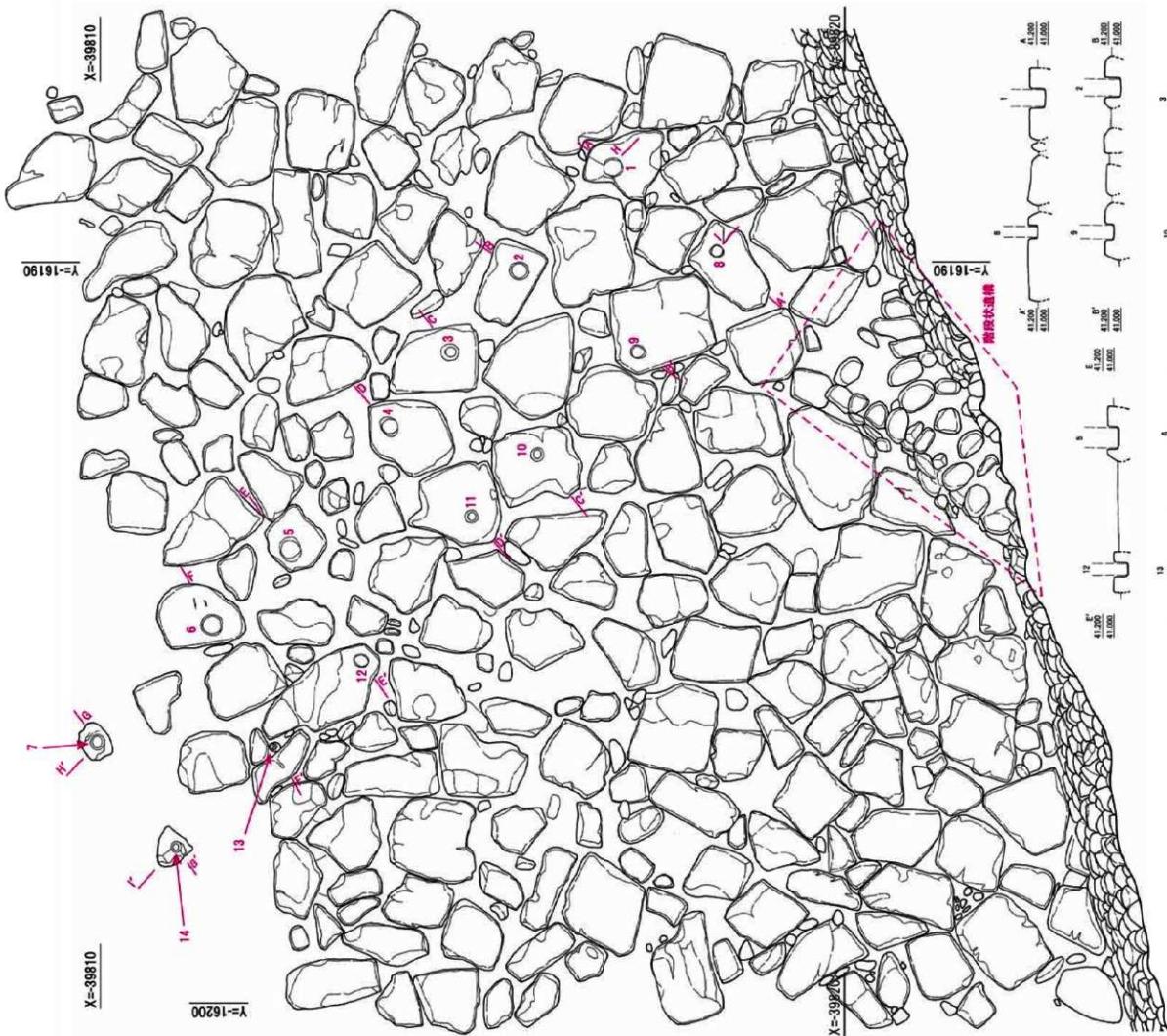
また、出土した木材2点のうち、柱穴7（第33図）のみ取り上げられている。直径15cmを測る松丸太で、表皮が剥がれた状態で出土した。年代測定及び保存処理まで行われているようであるが、所在不明となっている。

上流側出土柱穴観察表

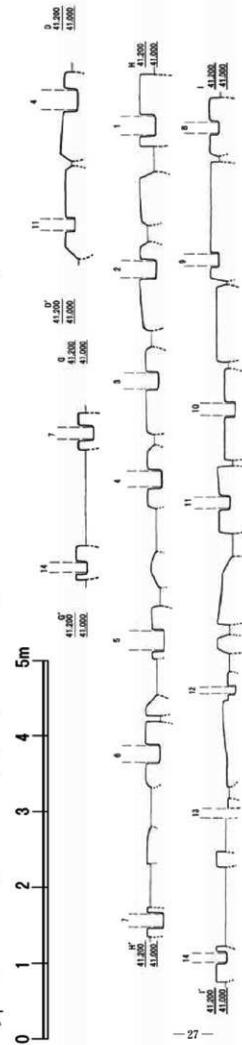
上 流 側		
名 称	直 径(cm)	深 さ(cm)
柱穴1	25.7	20.6
柱穴2	24.5	21.2
柱穴3	24.3	17.4
柱穴4	24.8	18.5
柱穴5	23.6	15.5
柱穴6	25.3	17.4
柱穴7	24.1 (木材15.0)	20.4

下流側出土柱穴観察表

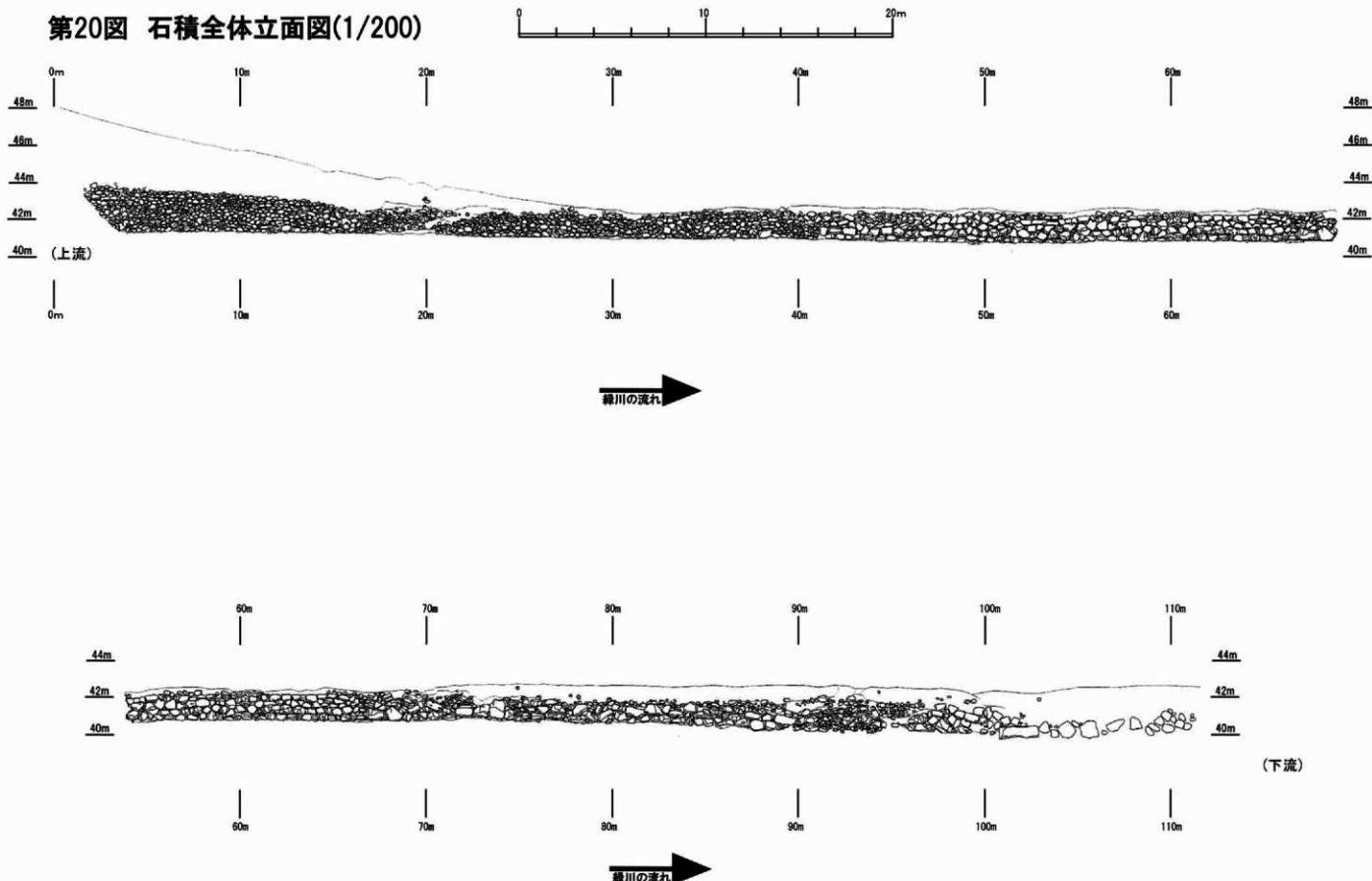
下 流 側		
名 称	直 径(cm)	深 さ(cm)
柱穴8	16.8	12.3
柱穴9	16.3	11.5
柱穴10	17.1	12.6
柱穴11	16.9	13.2
柱穴12	15.4	10.5
柱13	(木材12.8)	—
柱穴14	15.2	14.5



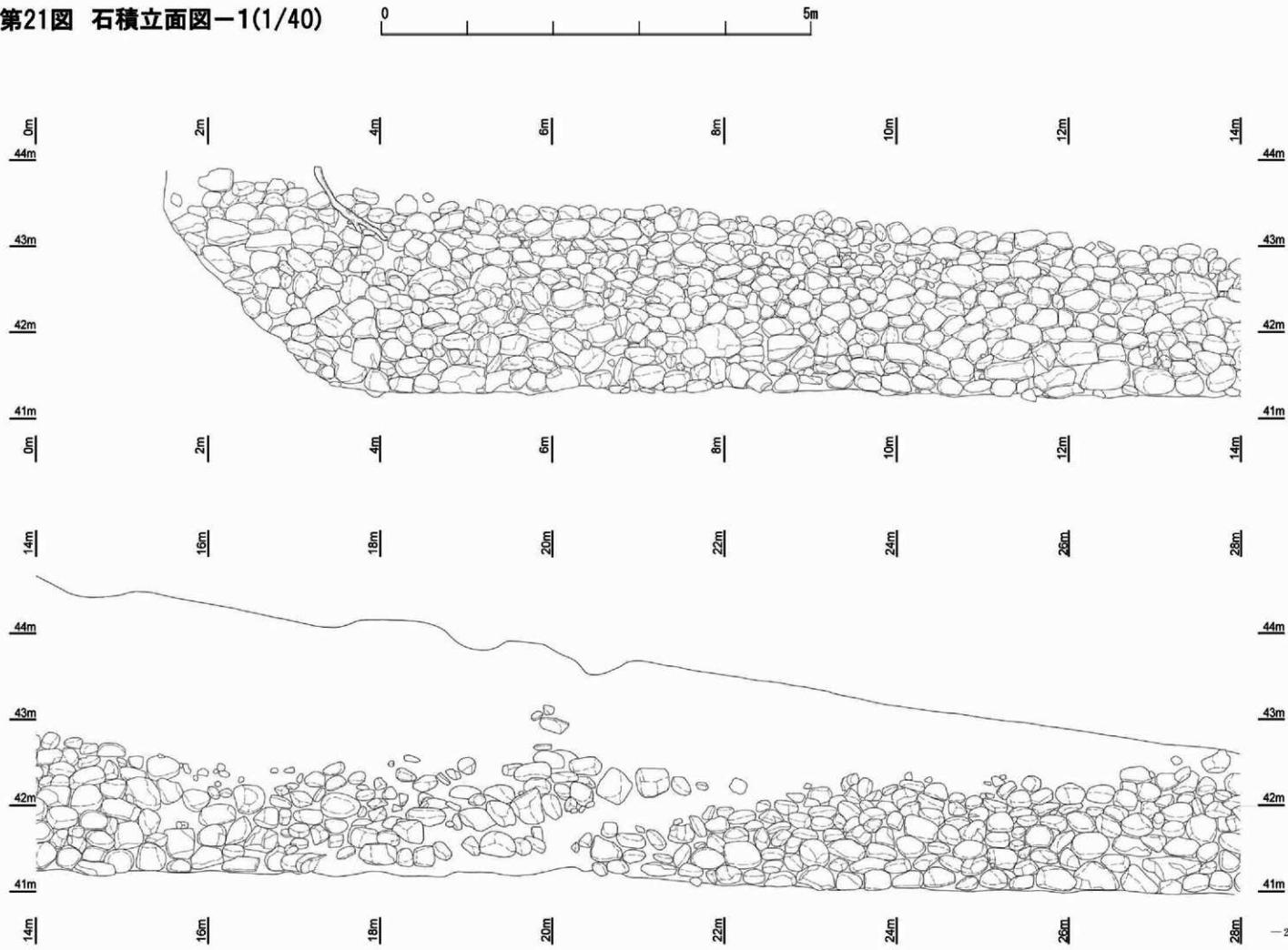
第19図 柱穴列図(1/50)



第20図 石積全体立面図(1/200)

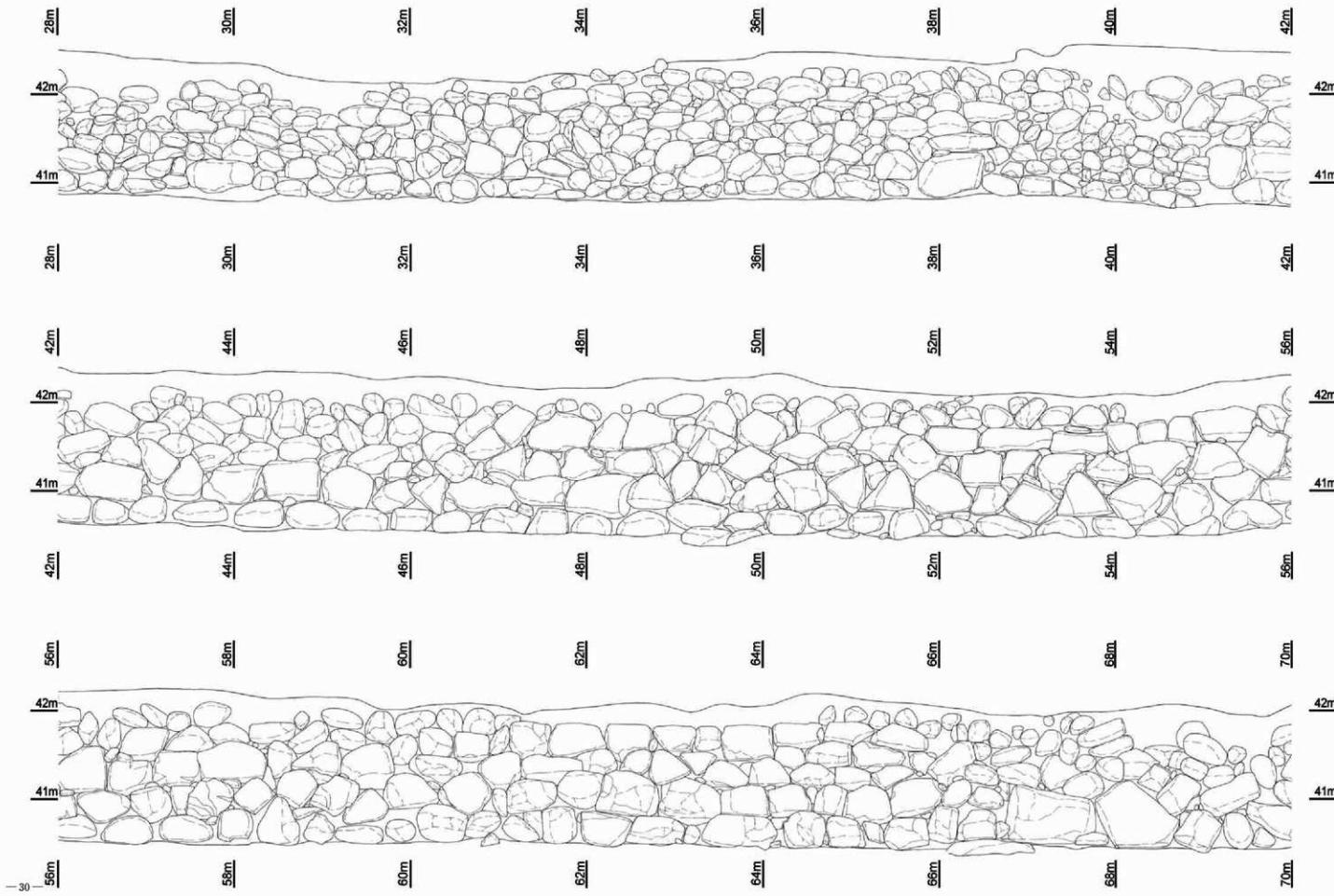


第21図 石積立面図-1(1/40)

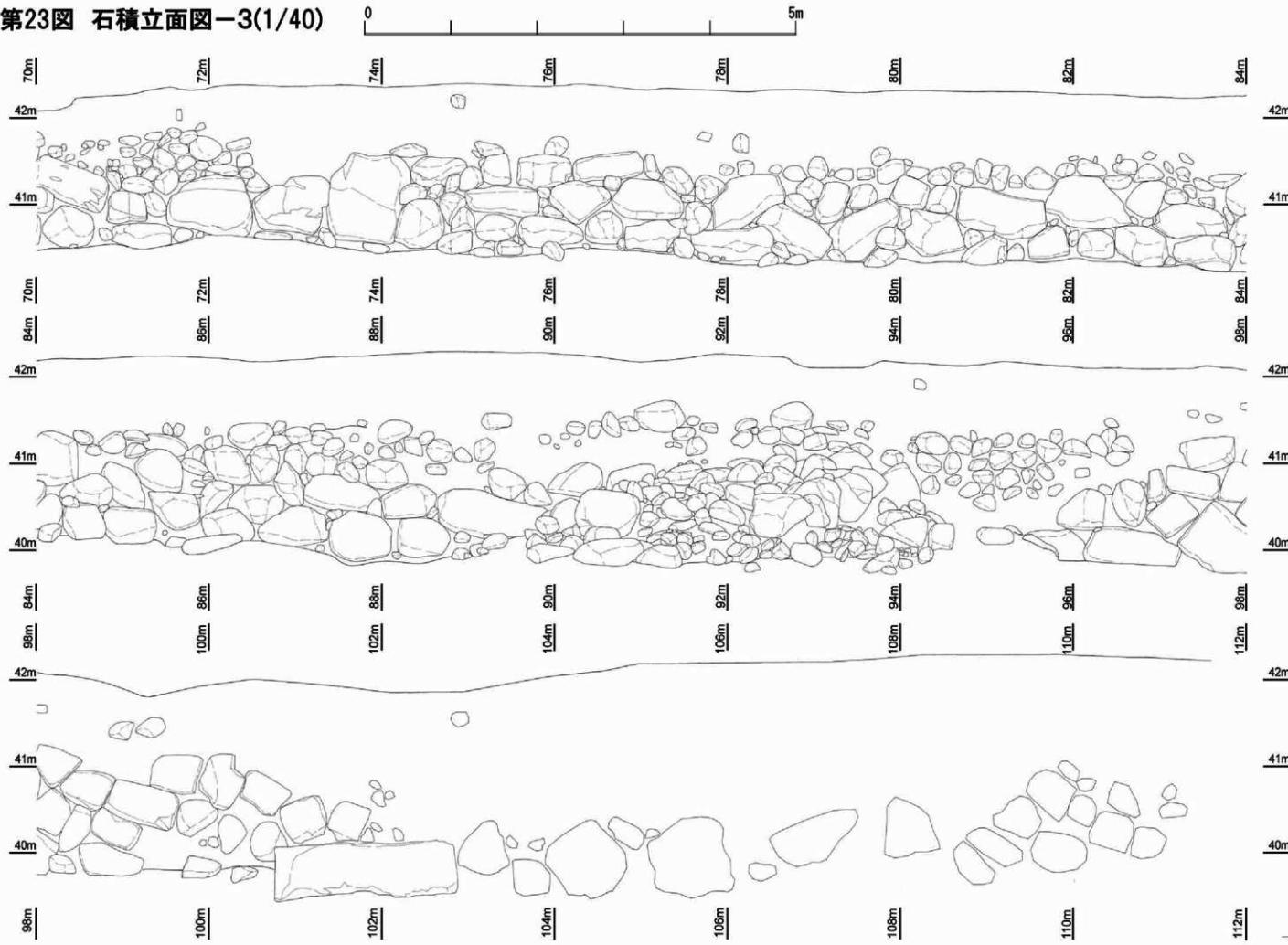


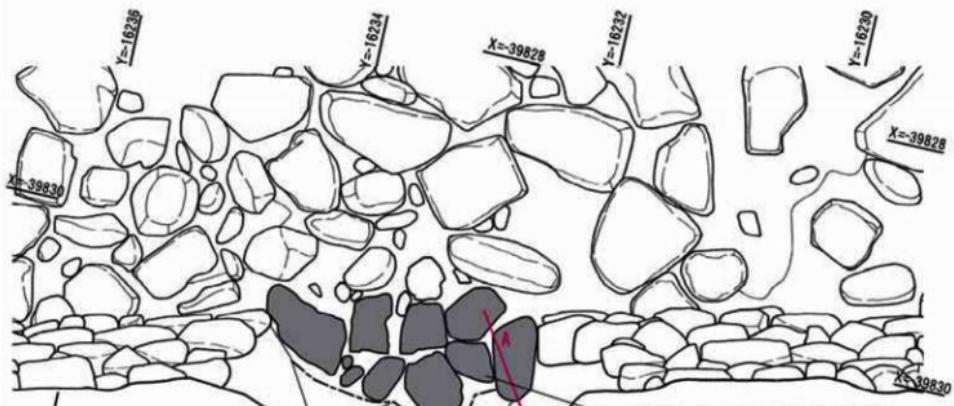
第22図 石積立面図-2(1/40)

0 5m



第23図 石積立面図-3(1/40)





石積除去後、新たに確認した石敷
石敷範囲確認トレンチ

第24図 石積裏確認トレンチ平面図(1/40)

0 1 2m

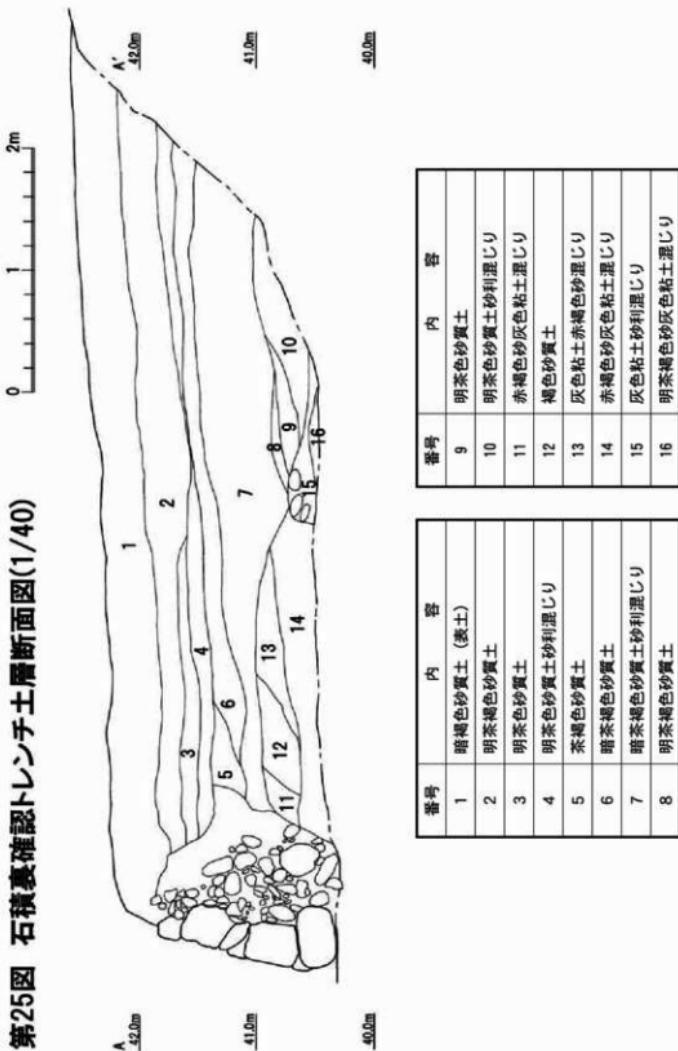
【石積裏確認トレンチ

出土状況】(第24・25図)

排水のための樋管工事に伴い、
石積みの一部を破壊する必要が生
じたので、工事の及ぶ範囲を調査
した。調査では、石敷きの南側の範
囲及び石積みの裏込め石が確認された
ほか、石積み背面の土の堆積状況を確
認できた。

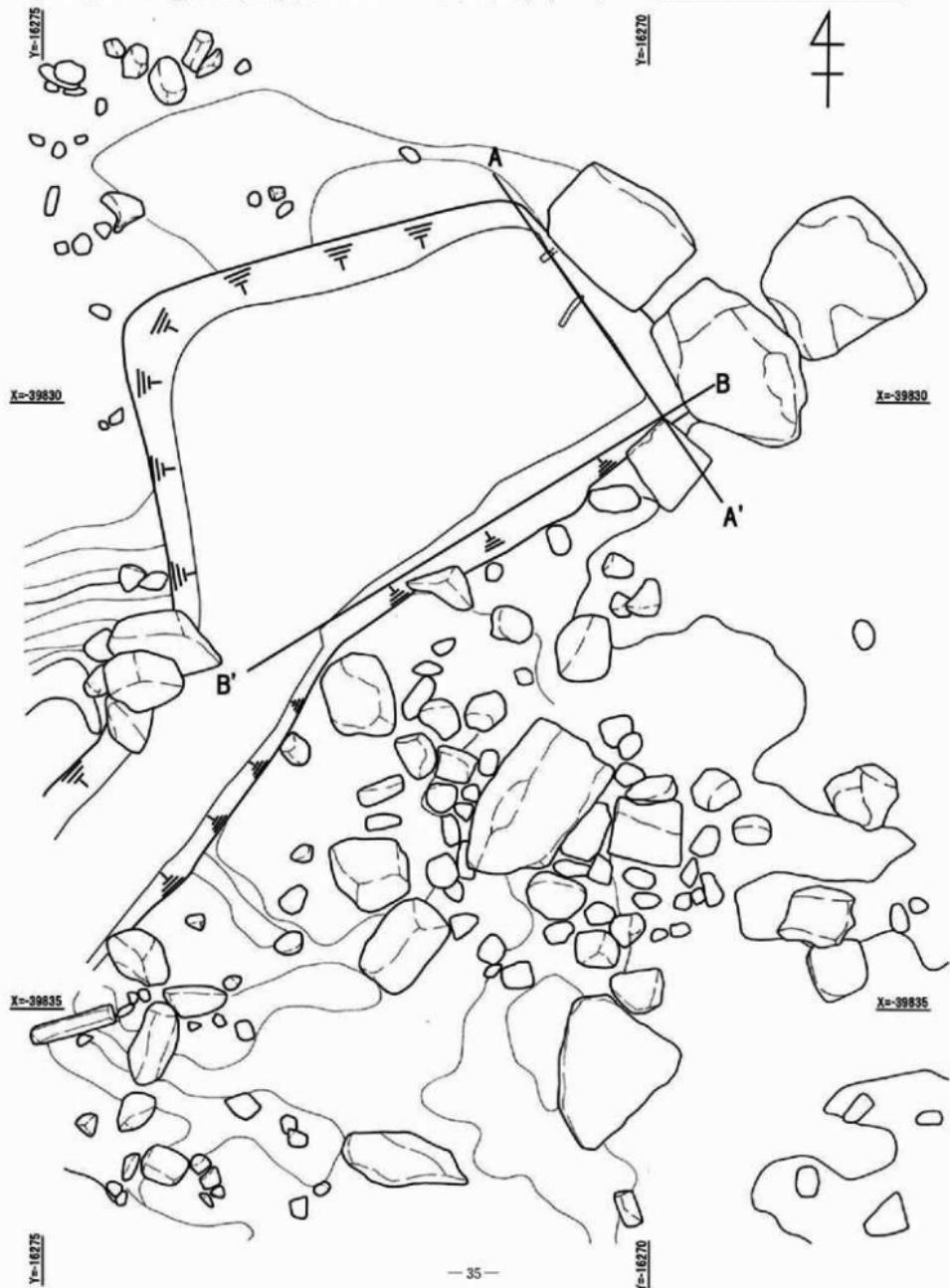
石積みの石を外した後、石敷きの延長
部分でトレンチ確認したところ、石積み下
には2列ほど石敷きが続くが、石積み背面や
さらに奥まで広がらず、ちょうど石積みの基
礎部分で止まる。石積みの基礎として特別な造
作や加工した痕跡は確認できず、石積みは石敷
き上に据え置き、積み上げられたものとみられる。
また、石積みの裏込め石は、0.05~0.3mの礫を用
いられていた。石積み築造当初は下部からしっかりと
積み上げられていたものと考えられるが、石の間に
は浅黄色砂が多量に入り、裏込め石としての機能を果
たしていない。石積み背面は、砂利混ざりの茶褐色系の
砂質土を中心に用い、一部に粘土混ざりの砂が用いられる。
基礎から1.0m積み上げられたのち、裏込め石が入れ
られ、その後、下部と同様の土で固められていた。

第25図 石積裏確認トレーンチ土層断面図(1/40)



第26図 石敷基礎確認トレンチ平面図(1/40)

0 1 2m



第27図 石敷基礎見通し土層断面図(A-A')(1/40) 0 1 2m



第28図 石敷基礎見通し土層断面図(B-B')(1/40) 0 1 2m



【石敷基礎確認トレンチ出土状況】(第26~28図)

下流部の石敷きの基礎を確認するため、トレンチ調査を行い、東側(A-A')、南側(B-B')の2箇所で堆積状況を確認した。

トレンチ調査で1.0m程度掘り下げたが、石敷きの基礎とみられる痕跡は確認できず、東側(A-A')の下層で木材が2点出土したのみである。断面で確認できる石の下部は川砂が堆積し常に水が流れる状態であることと石敷きが周囲に少ないことから、堰背面が流水で洗われたことで、基礎部分と上部の石は移動させられ原位置を保っていないと考えられる。出土した木片は、皮が剥げていたが断ち切った痕等は確認できなかった。

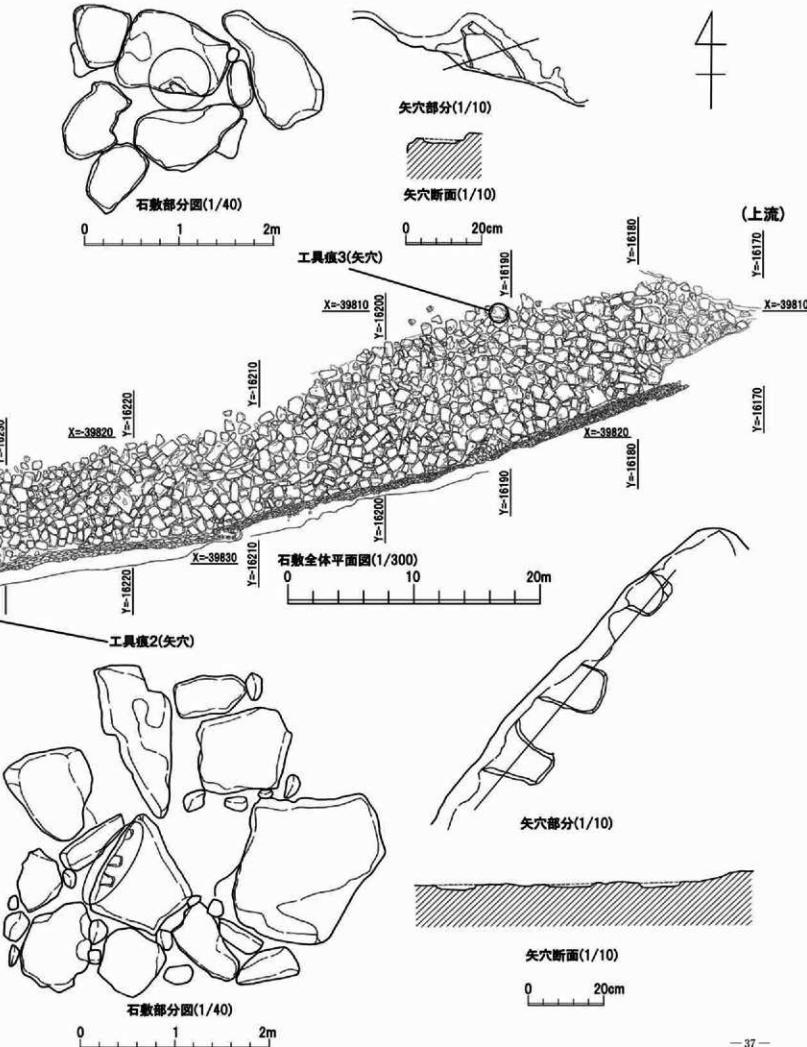
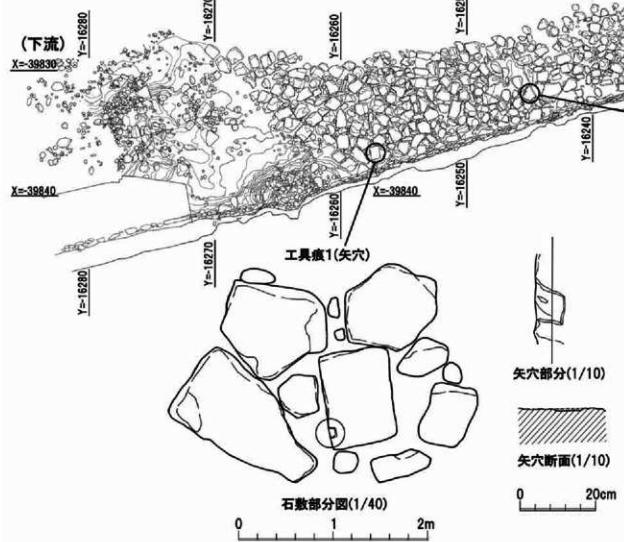
【工具痕跡出土状況】(第29図)

篠ノ瀬堰の石敷きでは5箇所で工具痕を確認した。いずれも流水等で表面をかなり削られており、残りは非常に悪い。矢穴痕とみられ、石を切り出した際についたものと思われる。

工具痕観察表(平面)

番号	箇所数	幅(mm)	厚み(mm)	長さ(mm)	形 状
1	1	100~70	10	80	やや台形
2	3	160~100	10~11	80~150	やや台形
3	1	150~60	10	180	やや台形

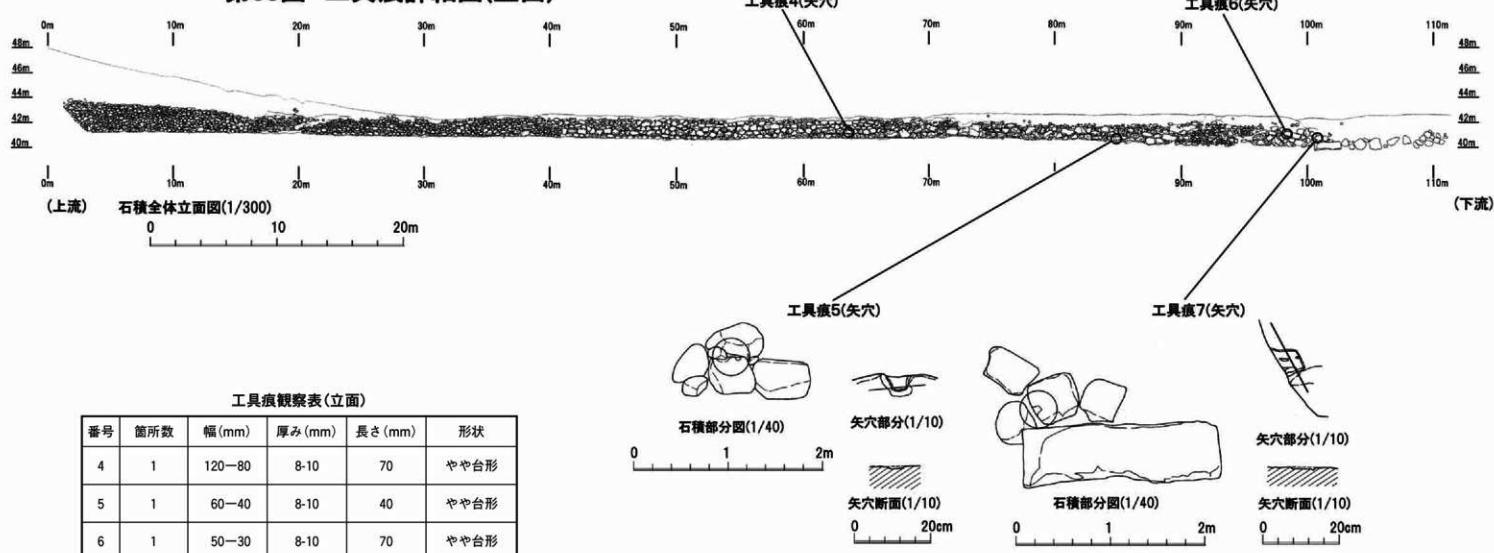
第29図 工具痕詳細図(平面)



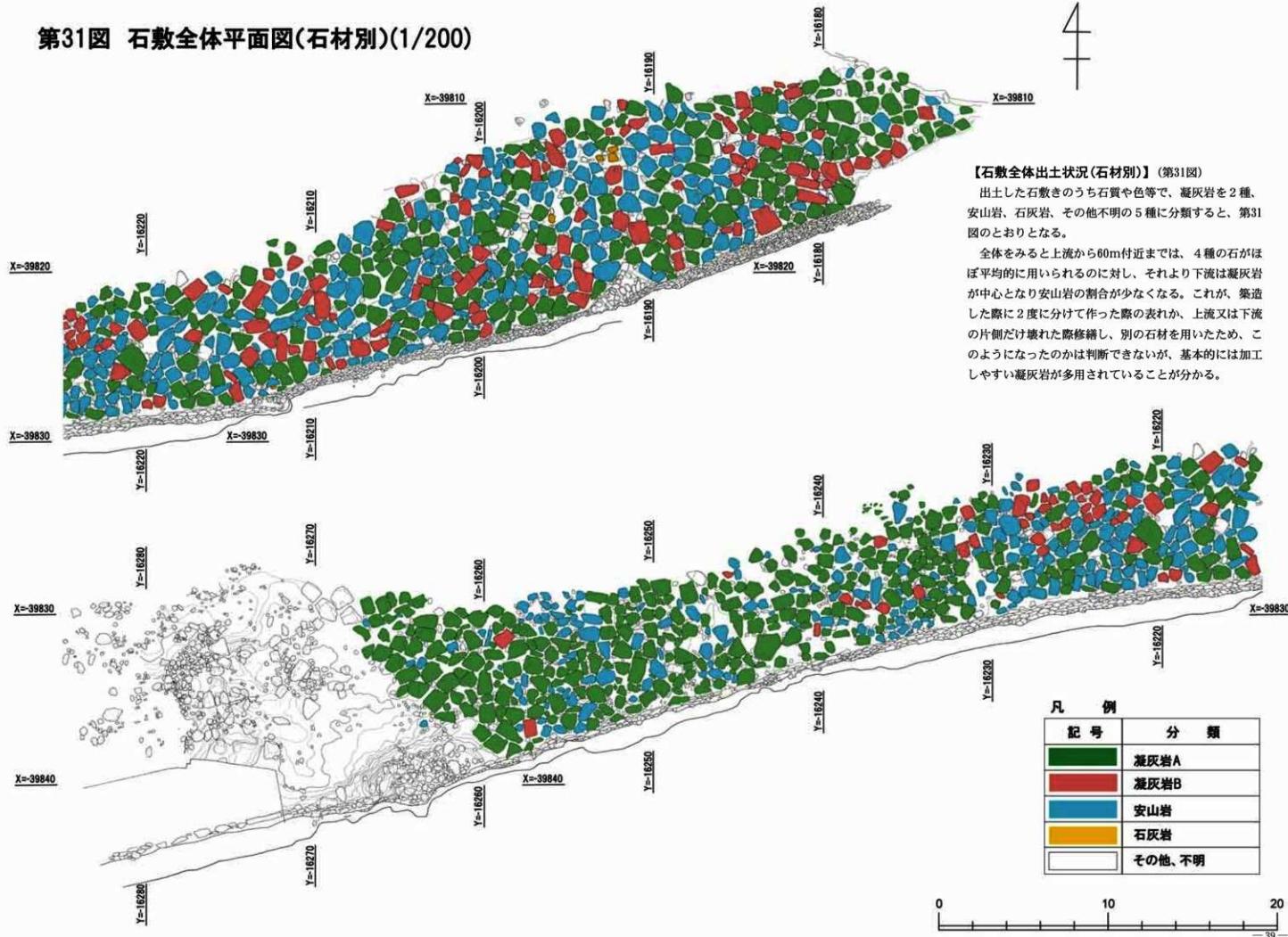
【工具痕跡出土状況】(第30図)

鶴ノ瀬堰の石積みでは、4箇所で工具痕を確認した。石敷き部分と比較して、流水のあたりも少なく、はっきりと確認できる。矢穴痕とみられ、石を切り出した際についたものと思われる。

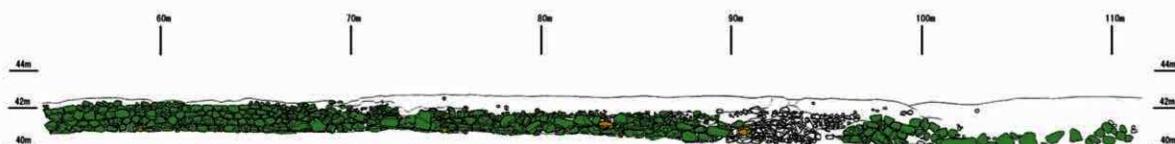
第30図 工具痕詳細図(立面)



第31図 石敷全体平面図(石材別)(1/200)



第32図 石積全体立面図(石材別)(1/200)



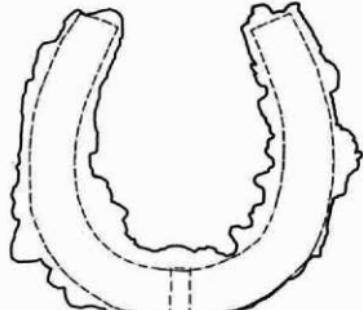
【石積全体立面図(石材別)】(第32図)

出した石積みのうち石質や色等で、分類すると第32図のとおりとなる。上流20m付近までを異なる石材を用い、下流は凝灰岩を多用していたことが分かる。上流側で注目されるのは焼けた石で、玉石を半分に割り、その割れ口には非常に高温で熱せられた際につけたと思われるものが付着している。緑川流域のうち町内には8箇所(尾北(東寒野地区)・上豊内・仁田子・大町・有安・塔ノ木(糸田地区)・津志田・糸田)に石灰窯があったとされ、そのうち東寒野地区にある手塚山は石灰岩の山であることが知られる。石を科学分析等にかけられなかったため明らかではないが、この石は石灰窯で用いられた石の一部で、解体後に運ばれ石積みの部材として使われた可能性が高い。

凡例

記号	分類
赤石	
緑色	凝灰岩
黄色	石灰岩
青色	焼けた石

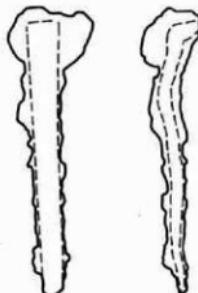
第33図 鵜ノ瀬塙出土遺物



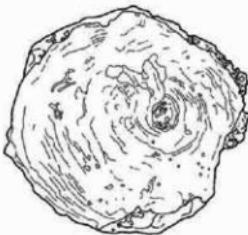
鉄器-1(1/2)



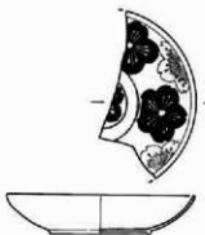
鉄器-2(1/2)



鉄器-3(1/2)



磁器-1(1/3)



磁器-2(1/3)



木材-1(1/3)



鵜ノ瀬塙出土遺物観察一覧表

鉄器

番号	遺物番号 調査位置	種別	属性	長さ(cm)	幅(cm)	厚さ(cm)	重量(g)	備考
1	表土	鍛鉄	鉄	8.6	8.4	0.8		
2	表土	鍛鉄	鉄	8.8	5.8	4.7		
3	表土	釘	鉄	11.2	1.3	0.6		

木材

番号	遺物番号 調査位置	種別	長さ(cm)	径(cm)	高さ(cm)	備考
1	柱穴7	杭	14.1	15	15.8	

磁器(凡例はP85参照)

番号	種類	産地	既存率	a(cm)	b(cm)	c(cm)	d(cm)	胎土	輪裏	胎色調	表面	文様	文様色	刻印・鉢	成形技法成形特徴 ハリ筋数	断面の特徴	備考
1	磁器	三	—	(11.0)	(8.2)	2.4		灰白			織目	内面文様	—		輪裏削り出し高台		
2	磁器	三	—	(11.0)	(8.0)	2.4		灰白			織目	内面(花)文	—		輪裏削り出し高台		

※鵜ノ瀬塙で出土した遺物はすべて所在不明となっており、実測図のみ残っていたため、再トレイスし掲載した。

第2節 上揚往還遺跡

第2節 上揚往還遺跡

上揚往還遺跡の埋蔵文化財発掘調査は、平成16～18・23年の4カ年にわたり実施した。県文化課の試掘調査の結果、500m以上にわたり近世の石積み堤防が出土する可能性があり、築堤工事にかかる全ての部分の発掘調査を行うためには相応の期間と費用を要すことが考えられた。しかし、国土交通省より平成17年度から築堤工事に着手したいとの強い要望があったため、国土交通省、県文化課と協議を重ね、遺構の埋設保存を前提に、「緑川図」にある剣の記載箇所及び周辺を調査することで合意した。

発掘調査は、平成16年度は未買収地及び水位観測所や格納庫等の構造物がある場所を除く8箇所（I～VII区）、平成17年度は格納庫があった1箇所（IX区）、平成18年度は堤防裏面1箇所（X区）及び往還眼鏡橋、平成23年度は水位観測所跡及び未買収地の2箇所（XI・XII区）の計12箇所・1石橋を行った。（卷末資料上揚往還遺跡遺構配置図）

調査の工程は、まず重機により調査区内の表土を剥いだ後、その後作業員の手作業による掘削。大部分の土を取り除いた後、高圧洗浄機を使用し石積み表面の土を全て洗い流した。その後、測量作業を実施。測量は、世界測地系に基づく座標を用い、石積みの平面・立面・断面図及び石橋の平面・立面・見開展開図の作成は全て写真測量により行った。

川表側の全ての調査区は、以前の建物の基礎（瓦礫や栗石）が埋土中に多く入り搅乱されたり、川から運ばれた砂が厚く堆積するなど遺物の出土条件を満たさず、出土した遺物の多くは石積み裏側（X区）の調査時に出土したものである。

【I区】（第34～37図・44図）

I区では全調査区中、最下流部分に位置する南北幅10m、東西延長34m、計340m²を調査した。

石積みの上部1m程度は調査前に既に表出しており、その前面に残る表土を除去し、清掃をかけた。表土は0.2m程度、その直下には0.2～0.3m程度の浅黄色砂が堆積していたが、川から運ばれた堆積土と判断さらに掘り下げ石積みを全て表出させた。

この結果、県道三本松甲佐（220号）線に沿って、延長34mにわたり石積みが出土したほか、石積みの前面には、石疊上の石敷きが組まれ、更にその全面には割り石が石列状に並べ置かれていた。

出土した石積みは、0.35～0.45m角の切り石を用いた布積みを基本としているが、一部上流側の基礎（下流から30m付近）で径0.3～0.4mの野面石による石積みが確認できた。出土状況から野面石積みが洪水等により破壊された後、布積みによる石積みが行われたことが分かるが、この野面石積み自体が堤防構築当初の石積みかどうかは判断できなかった。

石積み前面に出土した石疊状の石敷きは、石積みの基礎固めのために組まれたものと考えられる。但し、下流から21.8m付近を境に使われている石が異なり、下流側では径0.4～0.6mの野面石、上流側では0.3～0.4m角の切り石が用いられている。さらに、切り石の用いられた上流側でも、下流から27m付近を境に石の組み方が異なり、上流側では整然とした布積み状の組み方に對し下流側では乱れた布積み状の組み方になっている。これは下流側が洪水により破壊された後、その石を用い再構築したものと考えられる。さらに、野面石が用いられている下流側では、下流から3.6m付近まで、6.45m付近、10.7m付近、15m付近まで、21m付近までの大きさ5箇所において、石を列状に並べながら組んだり、同心円状に組むなど石組み方法の違いが判別できる他、組まれた石もそれぞれの場所である程度大きさが統一されているようにみえる。これは、布積み状の石組みが壊された後、切り石が足りず野面石を用いたが、1箇所から再構築するのではなく、5箇所同時に再構築した痕跡と判断できる。

石敷き前面には、径0.7～0.8mの割り石が1～3列にわたり出土した。下流側は1列に置かれているが、下流より18m付近から上流にかけては2～3列に構築している。更に上流部分には、割り石の背面に径0.2

～0.3mの小礫を裏込め状に入れ込んでいる様子を確認できた。これらは、下流部分が洪水等により破壊された際、上流部分に似せて作ったものと考えることができる。

I区の以上の出土状況から、古い時期のものは石積み上流側の基礎に残る野面石積みが上げられ、それ以外は破壊→再構築を繰り返しながら現在の形になったものと推定できる。

【Ⅱ区】(第38～41図・44図)

II区は、I区から上流へ57m付近、南北幅10m、東西延長10m、計100m²を調査した。

石積みの上部1.2m程度は調査前に既に表出しておらず、その前面に残る表土を除去し、清掃をかけた。表土は0.2m程度、その直下には0.4～0.5m程度の浅黄色砂が堆積していたが、川から運ばれた堆積土と判断しさらに掘り下げ石積みを全て表出させた。

この結果、県道三本松甲佐(220号)線に沿って、延長10mにわたり石積みが出土したほか、石積みの前面には、基礎を上から巻くように石積みが組まれ、更にその前面には石疊状の石敷き、その前には石積み、さらにその前に石列状に割り石が並べ置かれていた。

出土した石積みは、0.35～0.45m角の切り石を用いた布積みを基本としていたが、I区と異なり、その前面に径0.2～0.6mの野面石を用いた高さ1.5m、幅1.5mの石積みが構築されていた。この前面の石積みにより背面の石積みの基礎は完全に隠され基礎構造の確認には至っていない。また、I区と同様、石積みの基礎を径0.4～0.7mの野面石を用いた石疊状の石敷きで固められており、前面の水あたりに対し非常に強固なものにしている。石敷きの中央部は洪水等で剥がされており、石敷き基礎に用いられたと思われる径0.2～0.3mの野面石も出土した。

更に前面にある石積み及び割り石列は同時期に作られたものと考えられるが、出土時に前面に蛇籠状の金網が出土し、さらに割り石に鉄錆の痕跡を確認したことから、両者ともに背面の石積みより時期的にかなり新しいものと判断した。

【Ⅲ区】(第40～43図・45図)

III区は、II区から上流へ15m付近、南北幅10m、東西延長30m、計300m²を調査した。

石積みの上部1.2m程度は調査前に既に表出しておらず、その前面に残る表土を除去し、清掃をかけた。表土は0.2m程度、その直下には0.3～2.0m程度の浅黄色砂が堆積していたが、川から運ばれた堆積土と判断しさらに掘り下げ石積みを全て表出させた。

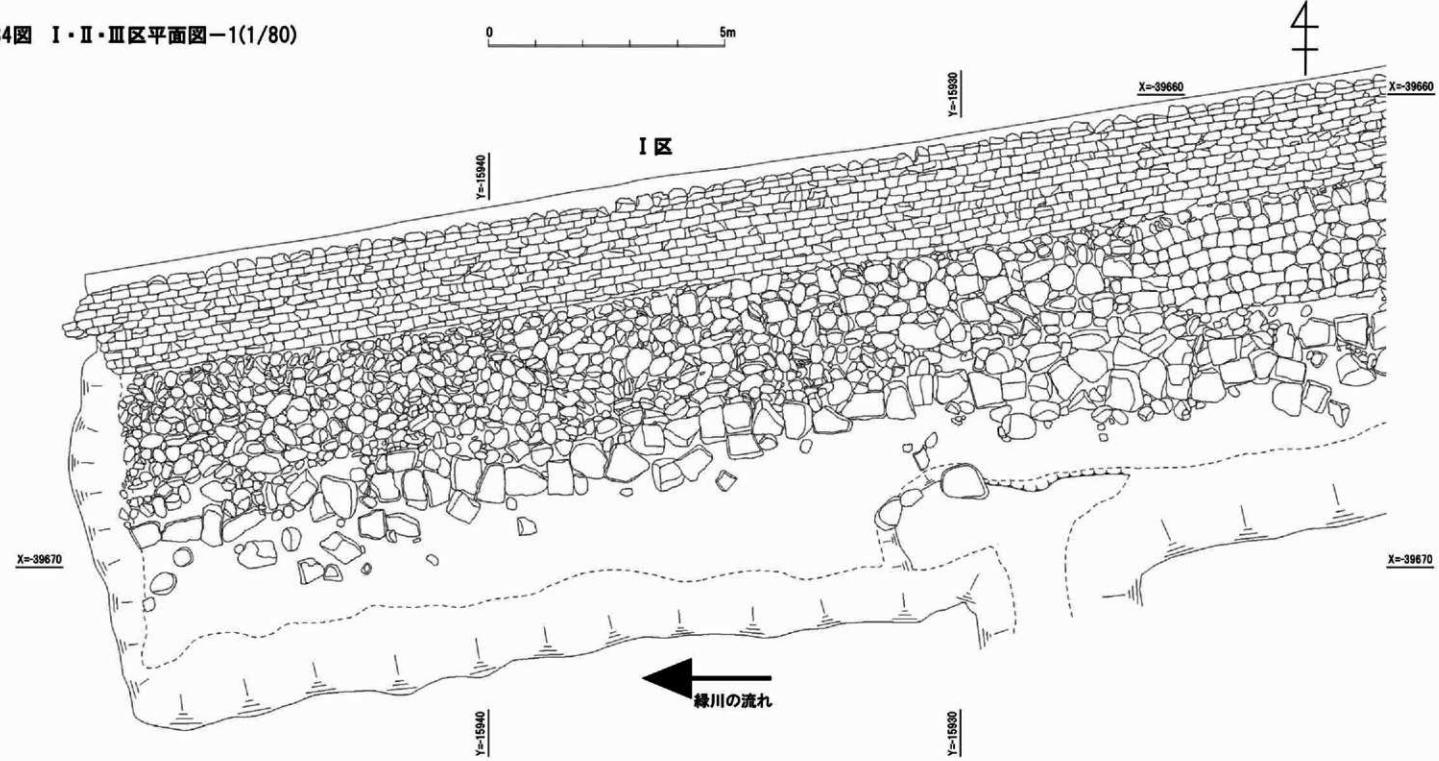
この結果、県道三本松甲佐(220号)線に沿って、延長30mにわたり石積みが出土したほか、石積みの前面には、石疊上の石敷きが組まれ（大部分が破壊）、その前には石積み、さらにその前に石列状に割り石が並べ置かれていた。

出土した石積みは、0.35～0.45m角の切り石を用いた布積みを基本としているが、一部上流側の基礎（上流側20m）で径0.5～0.7mの野面石による石積みを確認できた。出土状況から野面石積みが洪水等により破壊された後、布積みによる石積みが行われたことが分かるが、この野面石積み自体が堤防構築当初の石積みかどうかは判断できなかった。

その前面にはI区と同様、径0.2～0.6mの野面石を用いた石疊状の石敷きが構築されていたと思われるが、大部分を洪水等で破壊されており中央部分に径0.1～0.3mの野面石を基礎に敷いた痕跡だけを確認することができたのみである。出土状況から石疊は上流から下流へすばまるような形で構築されており、下流側により大きな石が用いられている様子を確認できる。

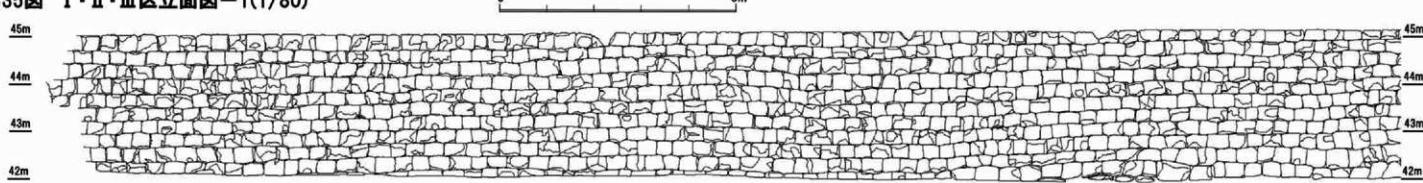
更に前面にある石積み及び割り石列は同時期に作られたものと考えられ、出土時に前面に蛇籠状の金網が出土し、さらに割り石に鉄錆の痕跡を確認したことから、両者ともに背面の石積みより時期的にかなり新しいものと判断した。

第34図 I・II・III区平面図-1(1/80)

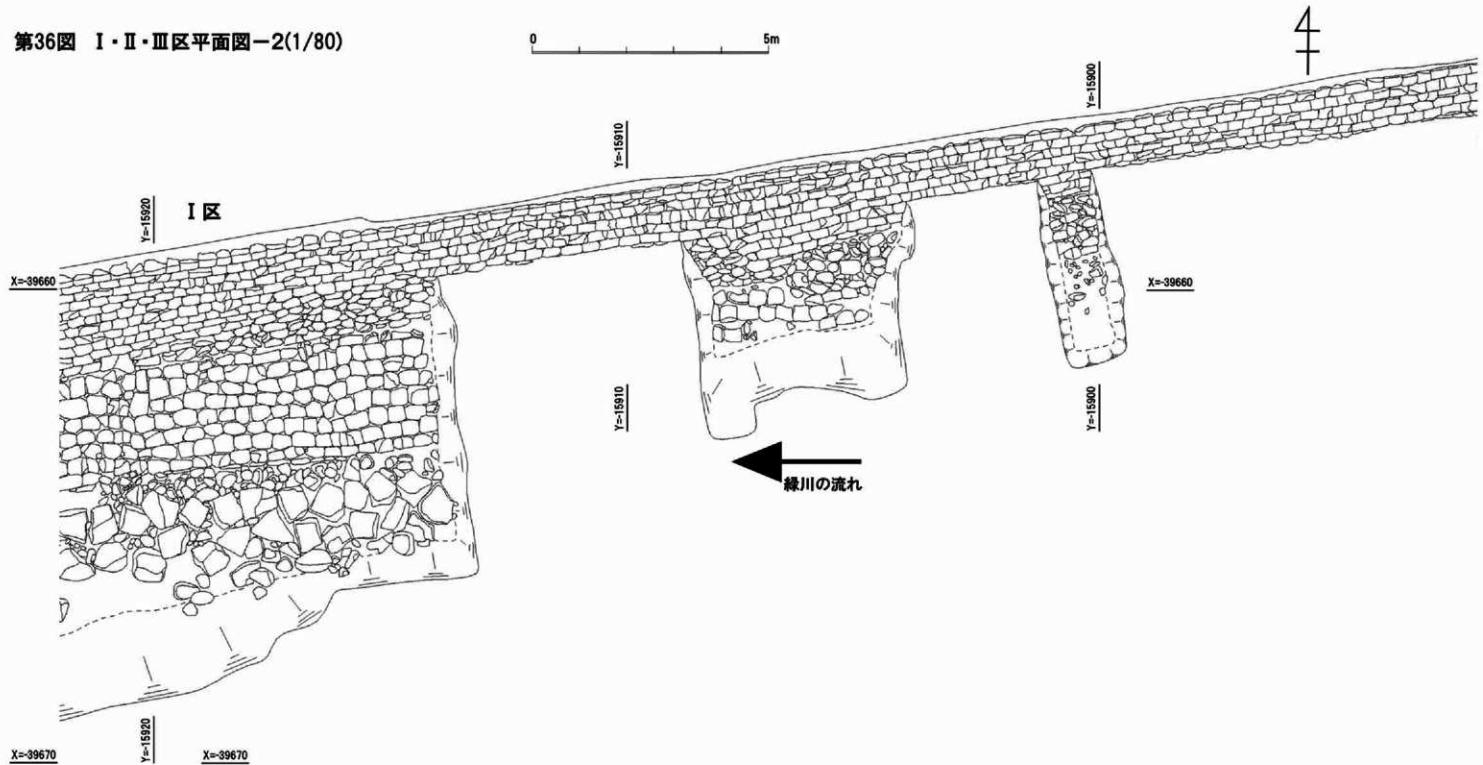


4

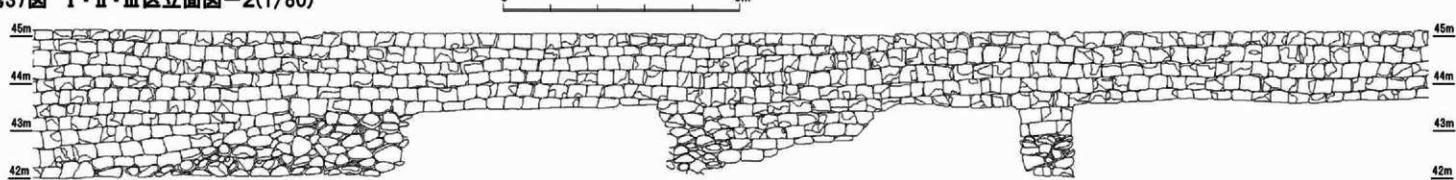
第35図 I・II・III区立面図-1(1/80)



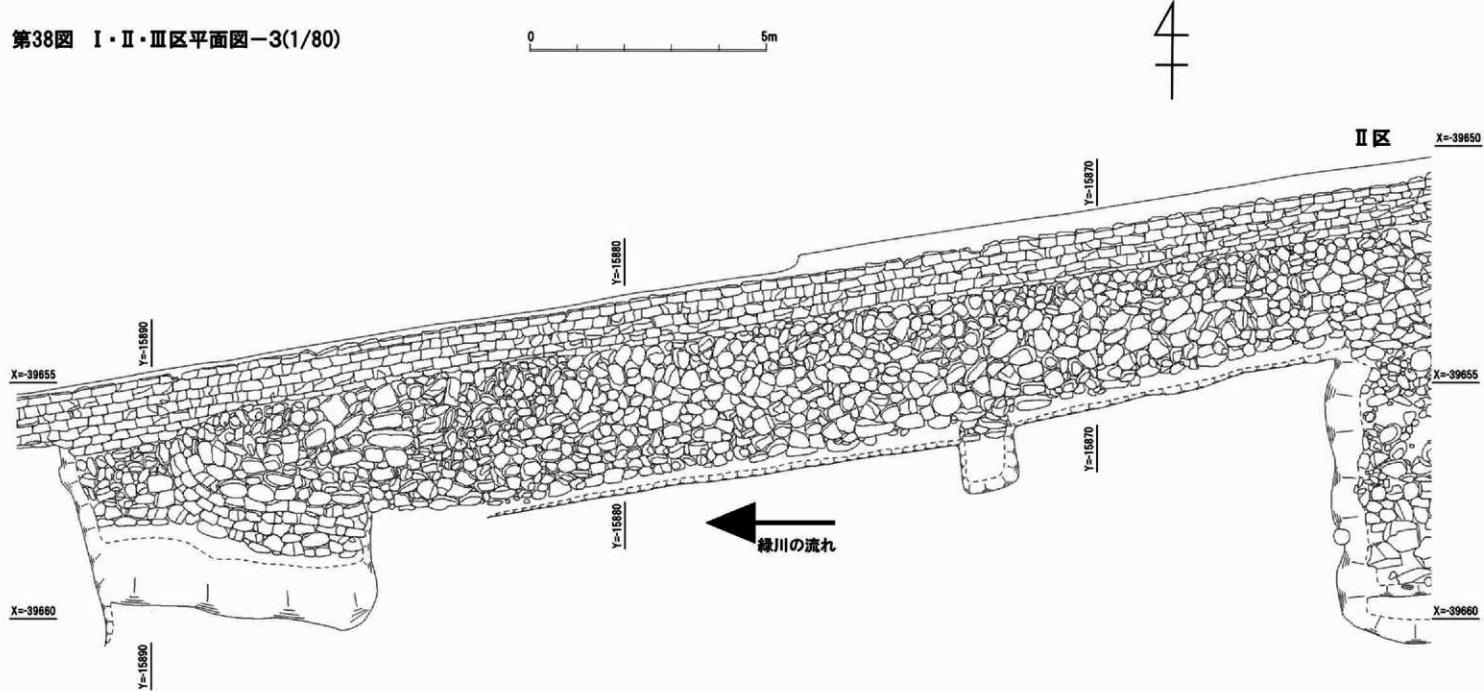
第36図 I・II・III区平面図-2(1/80)



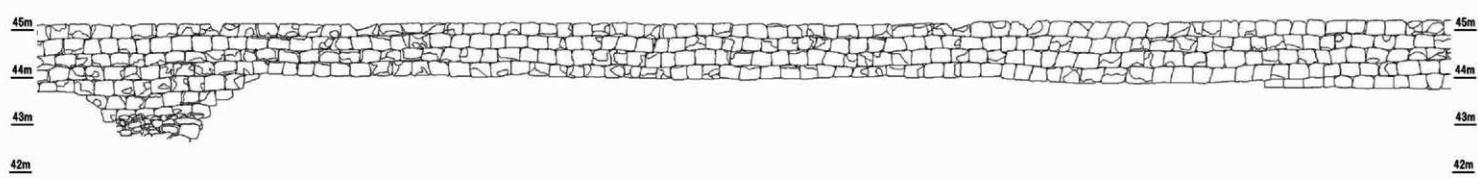
第37図 I・II・III区立面図-2(1/80)



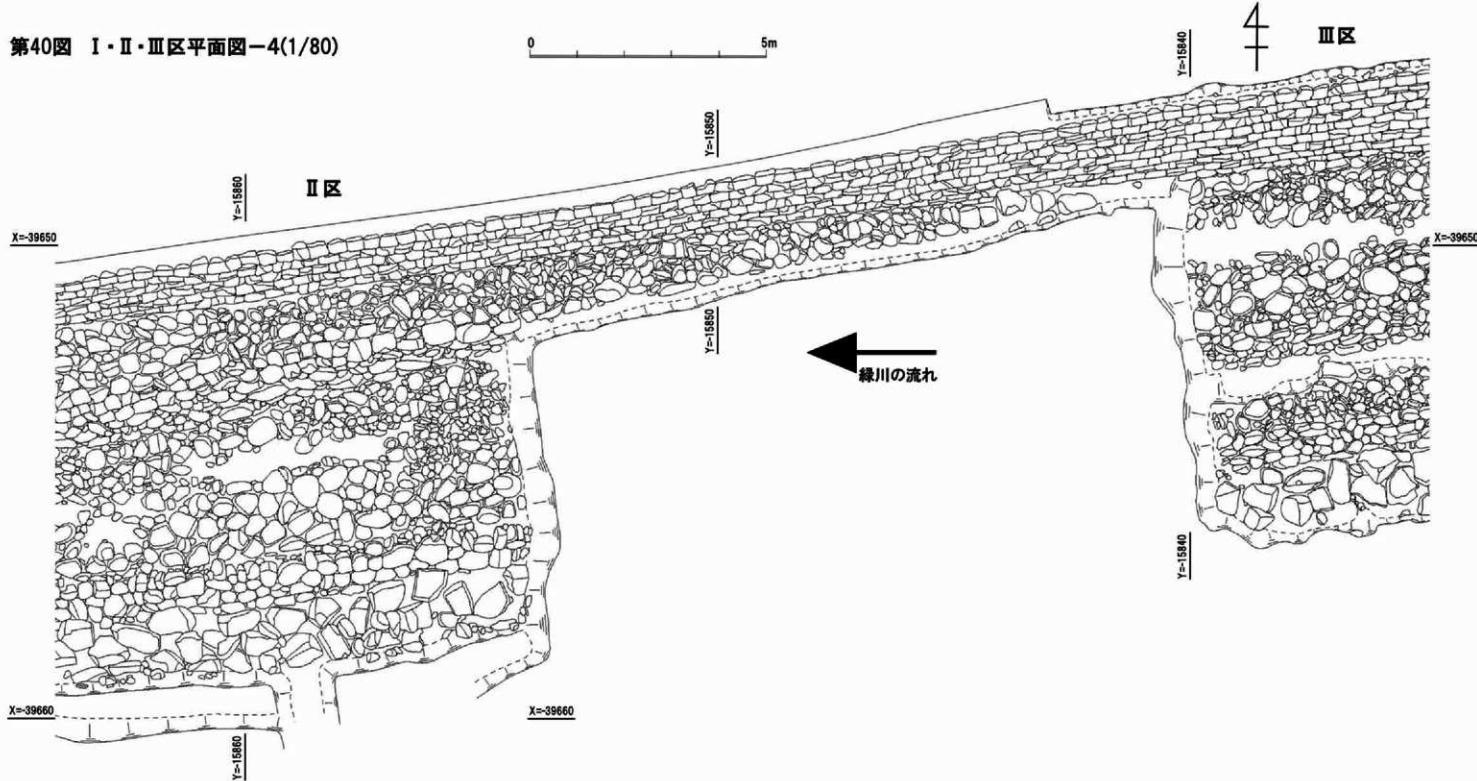
第38図 I・II・III区平面図-3(1/80)



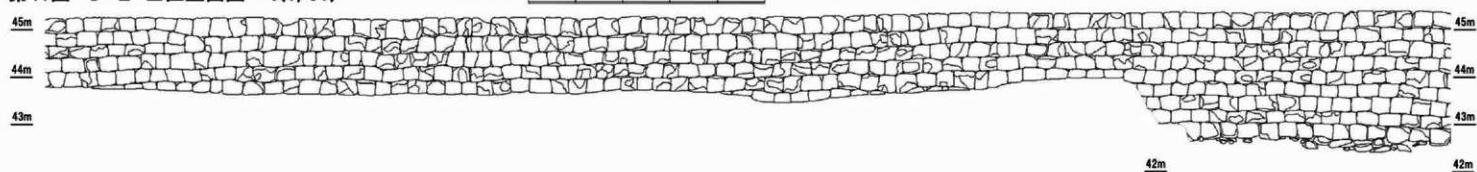
第39図 I・II・III区立面図-3(1/80)



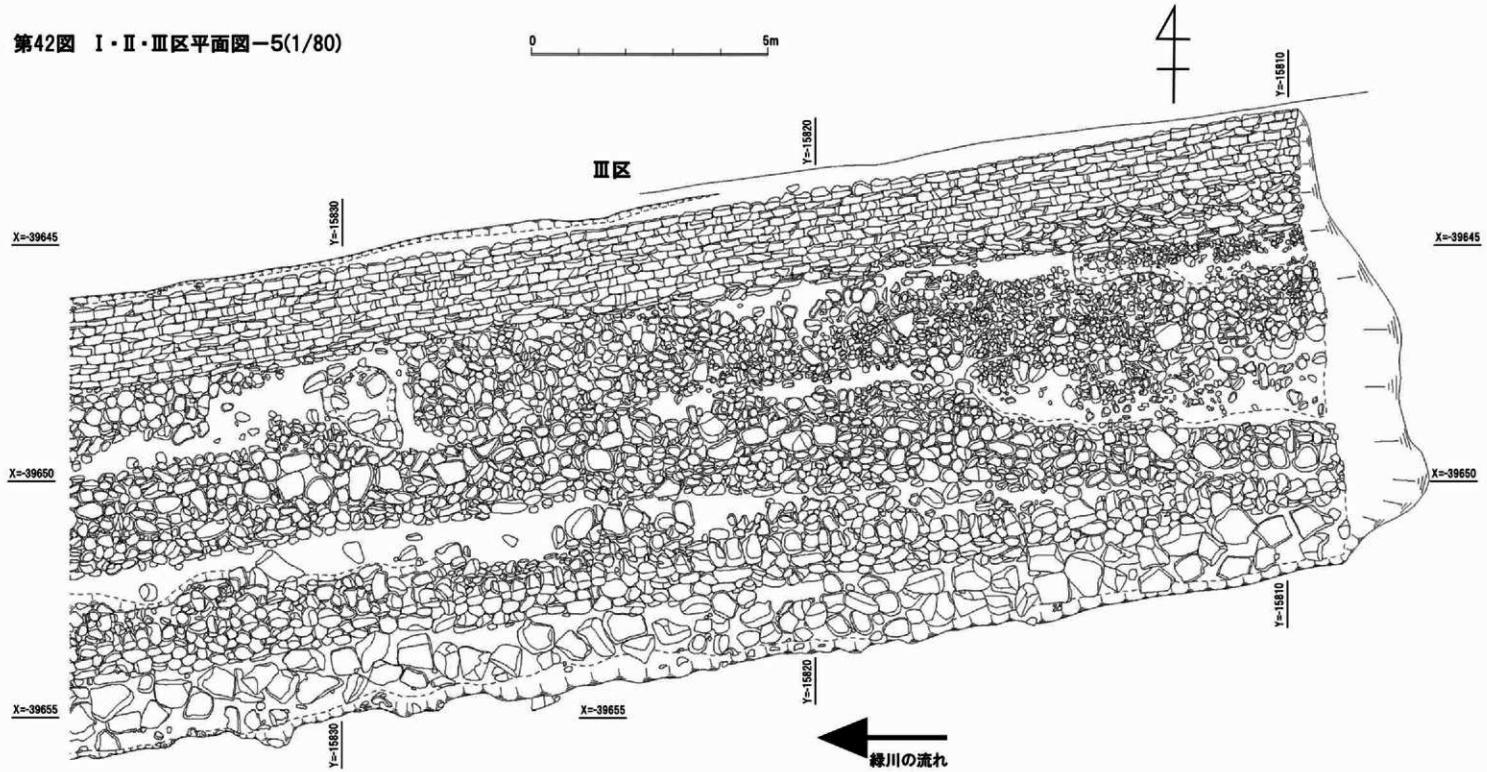
第40図 I・II・III区平面図-4(1/80)



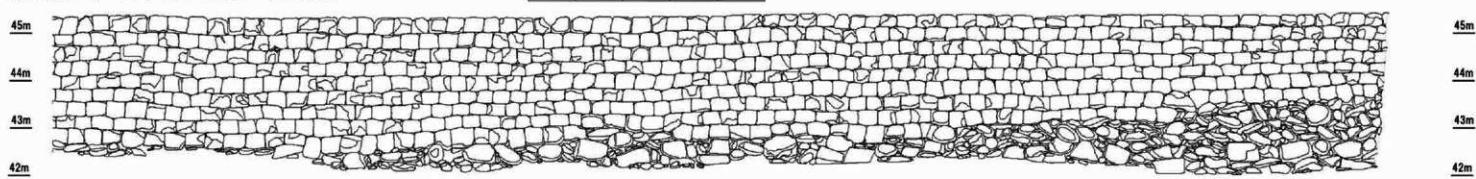
第41図 I・II・III区立面図-4(1/80)



第42図 I・II・III区平面図-5(1/80)

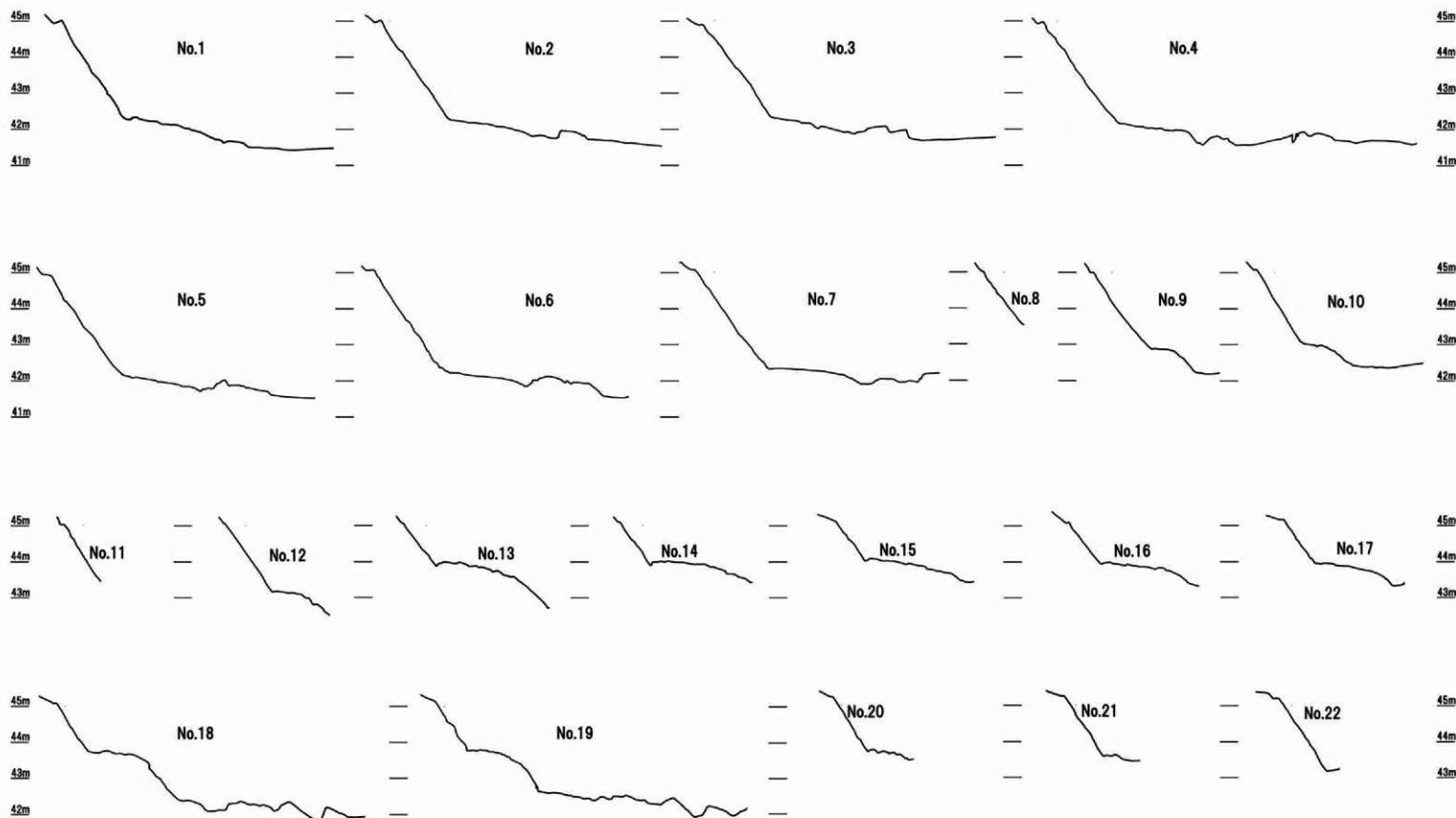


第43図 I・II・III区立面図-5(1/80)



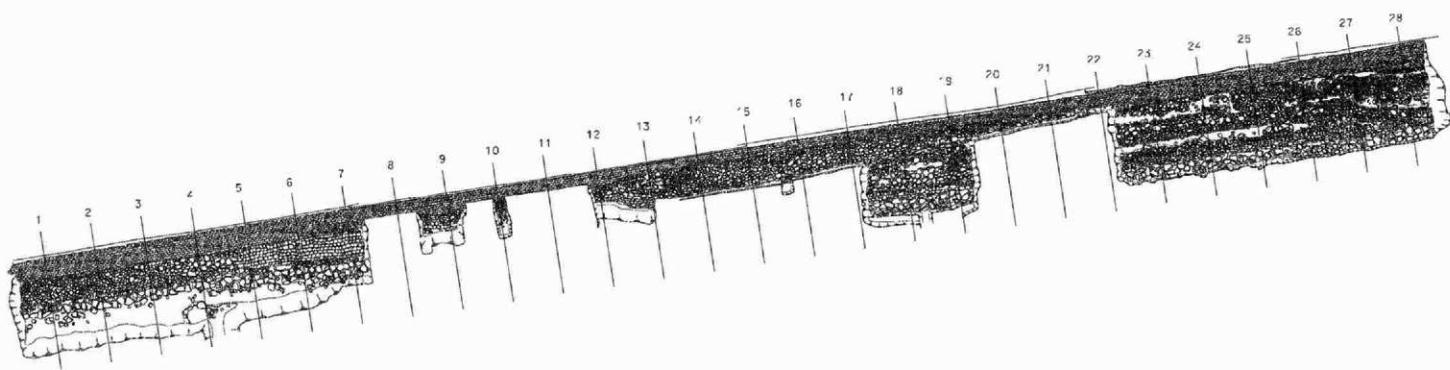
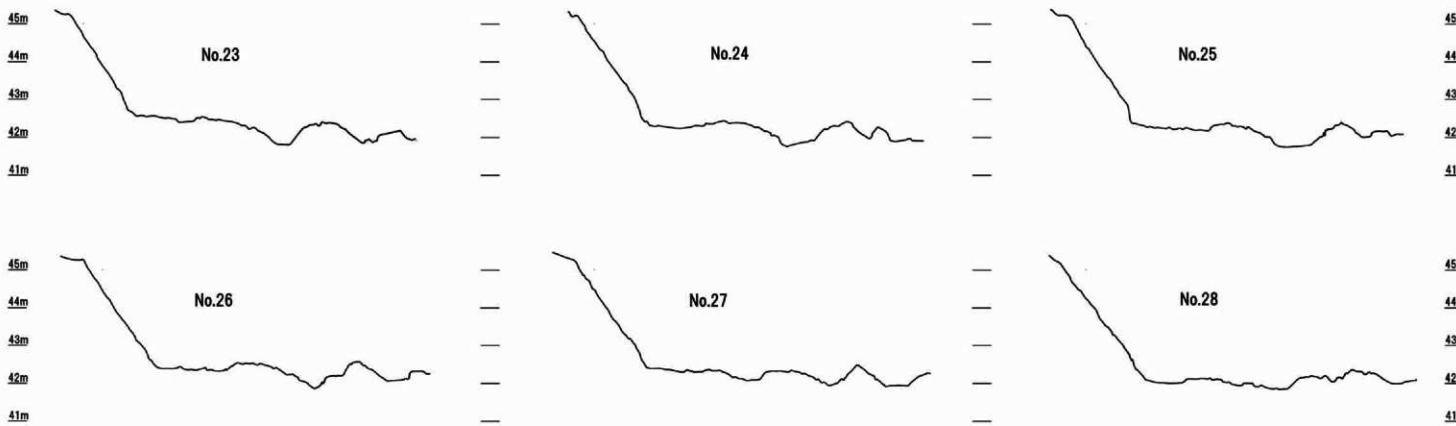
第44図 I・II・III区断面図-1(No.1~22)(1/100)

0 5m

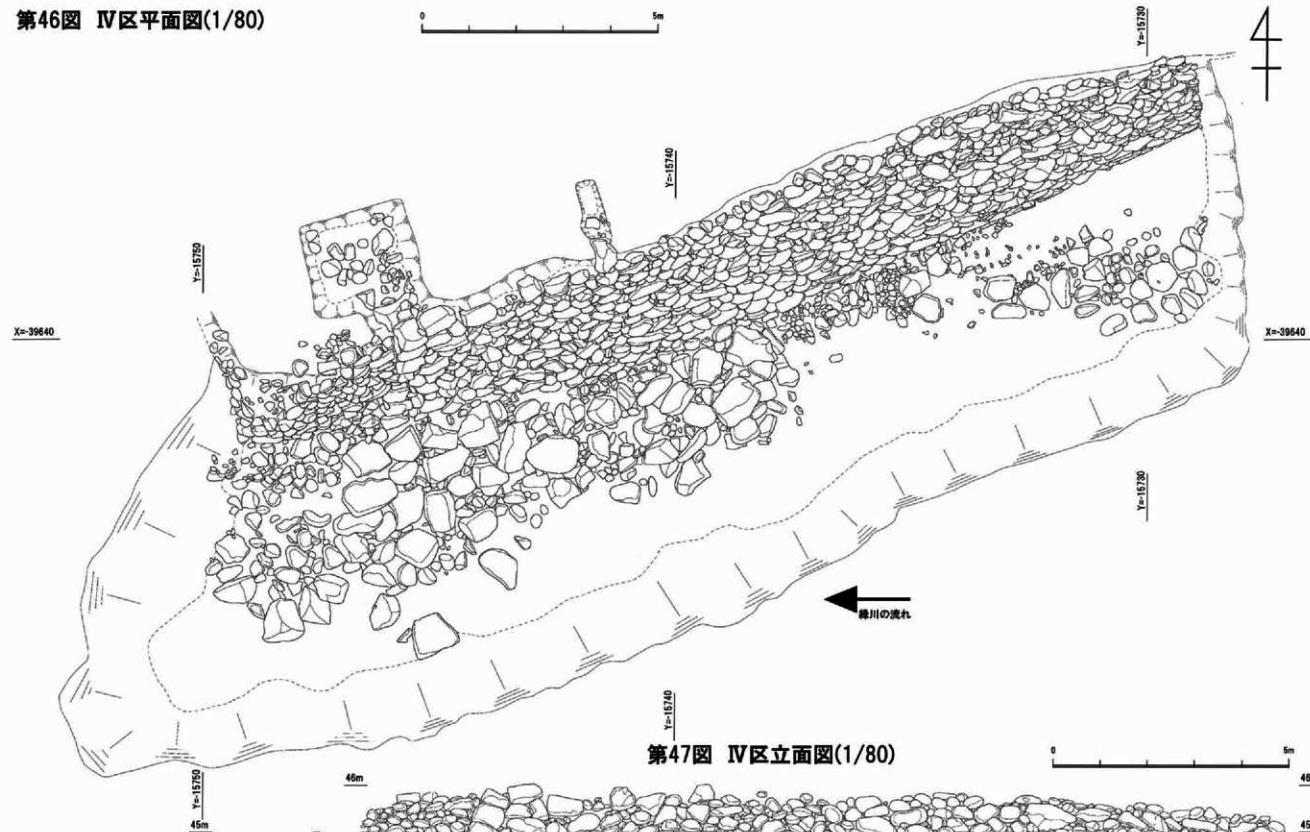


第45図 I・II・III区断面図-2(No.23~28)(1/100)

0 5m



第46図 IV区平面図(1/80)

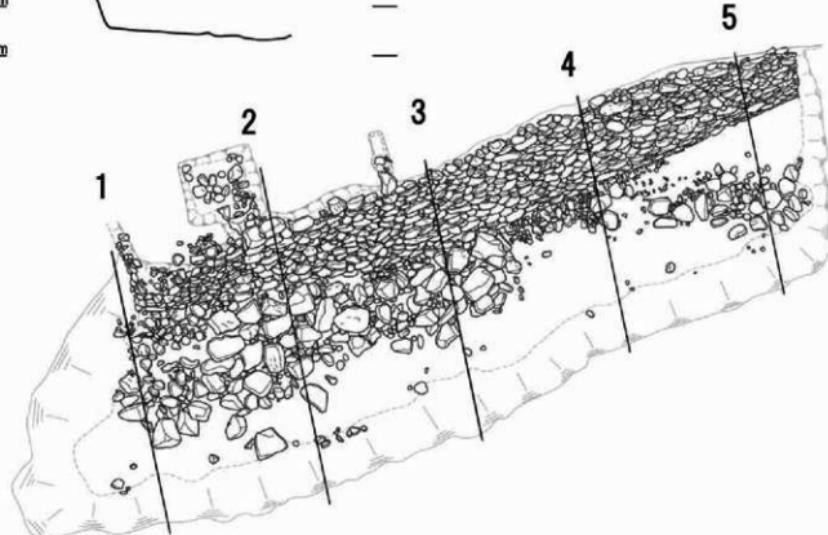


第47図 IV区立面図(1/80)



第48図 IV区断面図(1/100)

0 5m



【IV区】(第46~48図)

IV区は、刎状に膨らむ部分を現状で確認できた箇所、南北幅10m、東西延長19m、計190m²を調査した。

この結果、全長24m、高さ3mの石刎を確認した。刎の石積みは径0.3~0.5mの野面石を中心に一部に径0.7m程度の割り石が用いられ、積み直しが行われたことが確認できる。さらにその前面に径0.6~0.7mの割り石を置き、刎の基礎を強固なものにしている。割り石は、列状に並べ置かれたものではなく、乱雑に積み上げられており、水位の上昇をかなり意識した作り方である。

水の影響を受けやすい突端部を径0.2~0.3mの野面石で4m程度増築してあるが、これは後世に加えられたものか。

刎裏の裏込めは2箇所で確認し、径0.3~0.4mの野面石が詰められていた。土層断面では、背面の土は石積み基礎と同様の浅黄色砂を用いられており、かなり軟弱な造りをしている。

石積み東側の前面で、一部割り石列がみられる。そのまま東側まで続く構造となっており、旧石積み基礎の痕跡であると思われる。

【V区】(第49~51図)

V区は、南北幅10m、東西延長13m、計130m²を調査した。

この結果、全長11.5m、高さ3mの石積みを確認した。石積みは中段を境に使用する石材及び積み方が異なり、下段は径0.5m程度の割り石を中心に用い60°の傾斜で積み上げているに対し、上段は径0.2~0.3mの野面石を中心に45°の傾斜をつけて積み上げられている。いずれも統一された積み方ではなく、積み直しが行われていたことが確認できる。

石積み前面には径0.7m程度の割り石が数個出土したが、IV区にみられた基礎固めのための石とは判断できず、洪水等で破壊された際にそのまま放置されたものと考えられる。

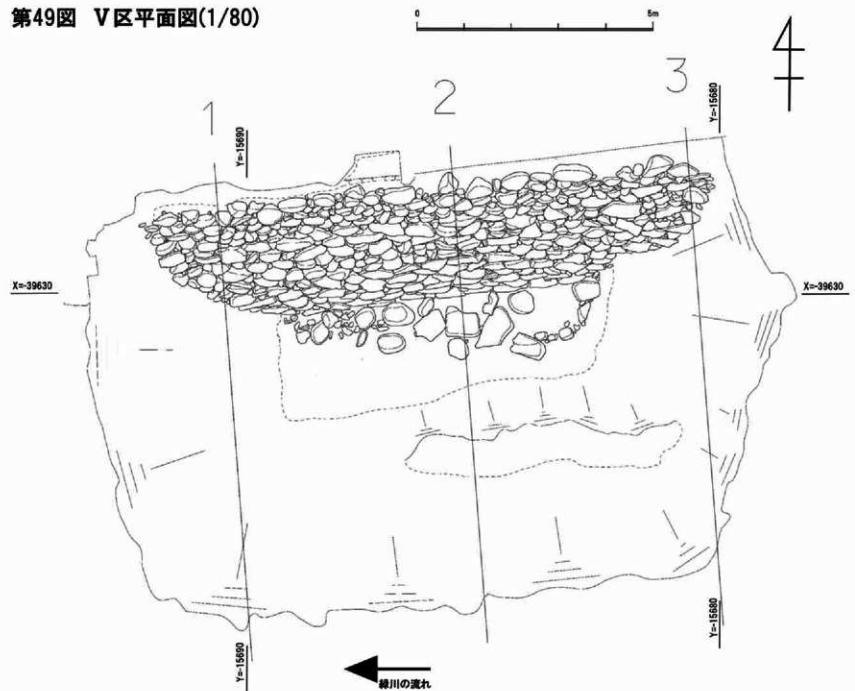
【VI-1区】(第52~54図)

VI-1区では、南北幅10m、東西幅16.6m、計166m²を調査した。

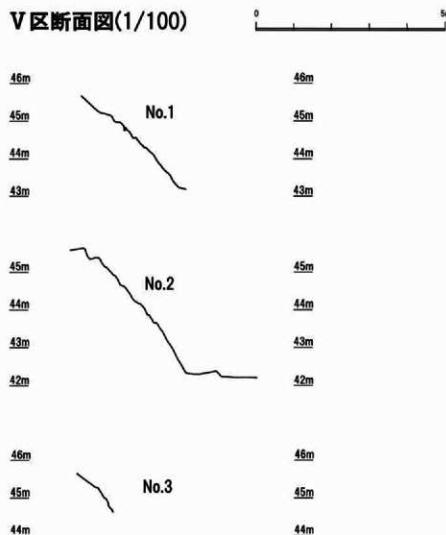
この結果、石積み上部は建物基礎で一部壊されていたが、全長16.5m、高さ2.5mの石積みを確認した。石積みは中段を境に使用する石材及び積み方が異なり、下段は径0.5~0.6m程度の割り石を中心に用い70°の傾斜で積み上げているに対し、上段は径0.2~0.4mの野面石を中心に60°の傾斜をつけて積み上げられている。いずれも統一された積み方ではなく、積み直しが行われていたことが確認できる。

石積み前面には0.15~0.5m程度の小礫が出土した。I区にみられた石疊状の石敷きの基礎の可能性がある。

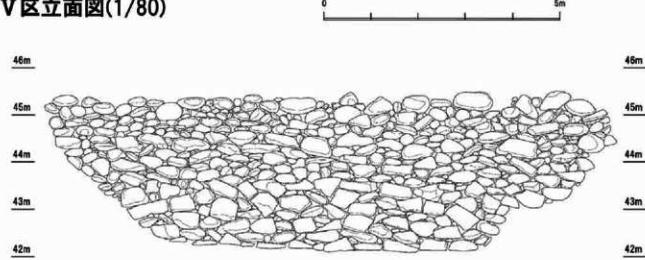
第49図 V区平面図(1/80)



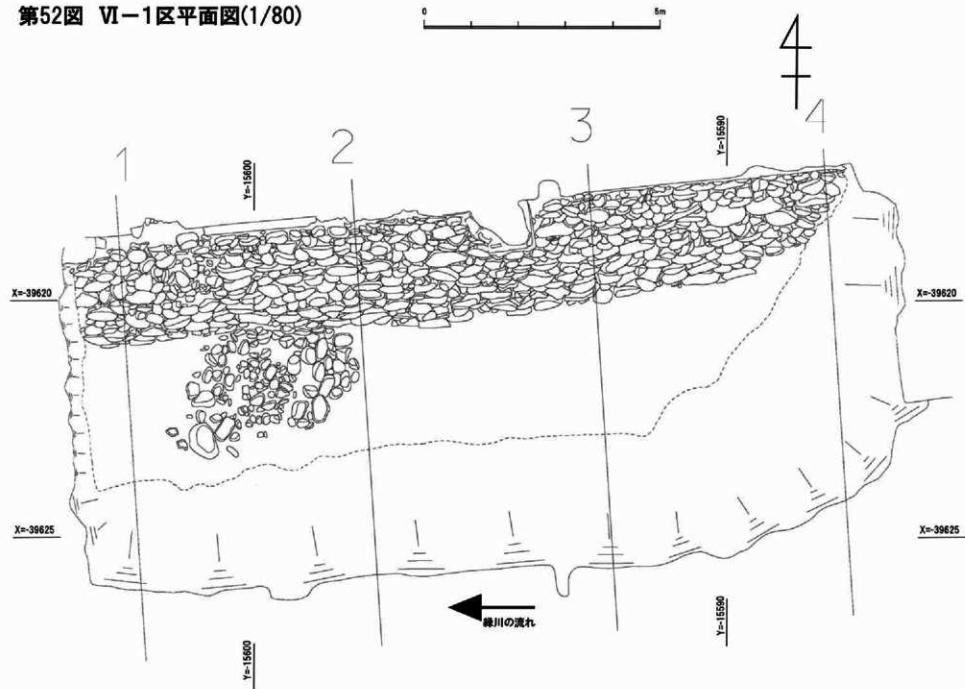
第51図 V区断面図(1/100)



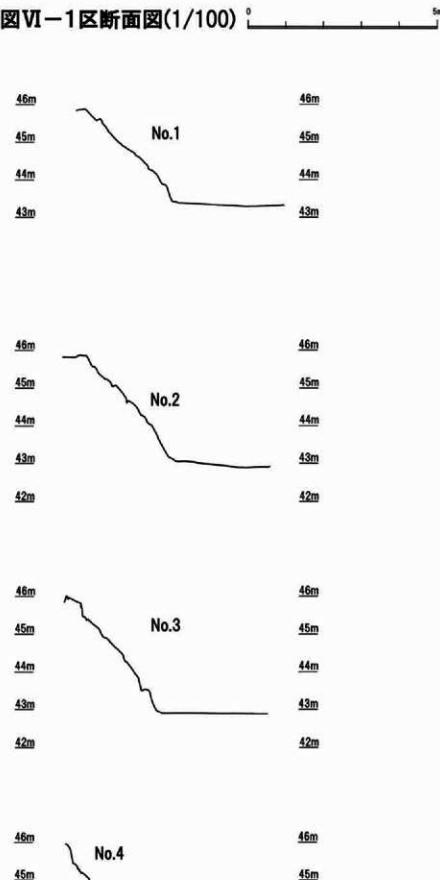
第50図 V区立面図(1/80)



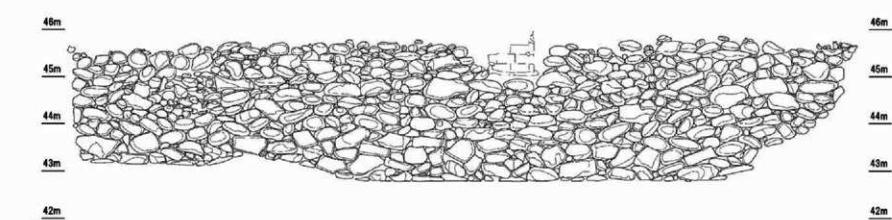
第52図 VI-1区平面図(1/80)



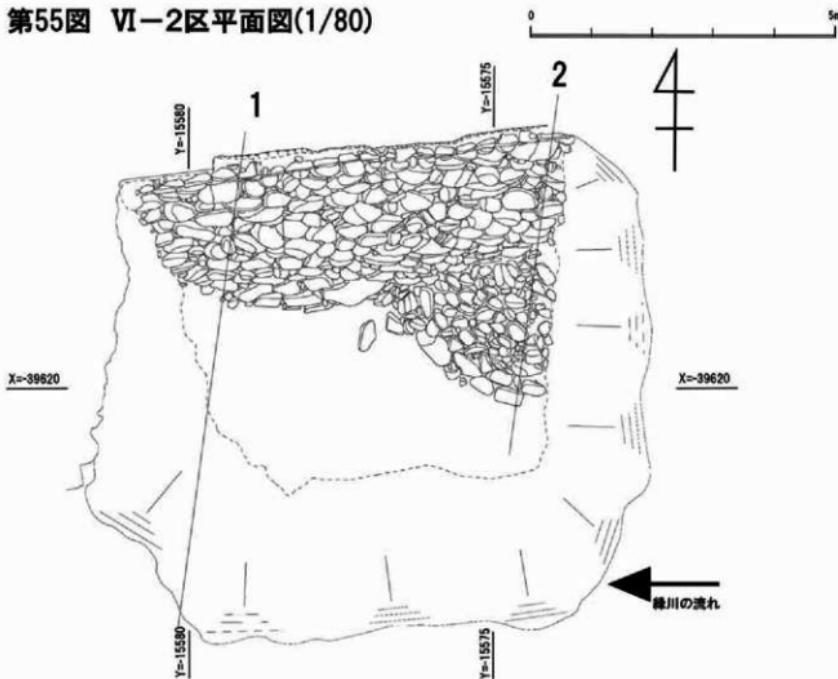
第54図 VI-1区断面図(1/100)



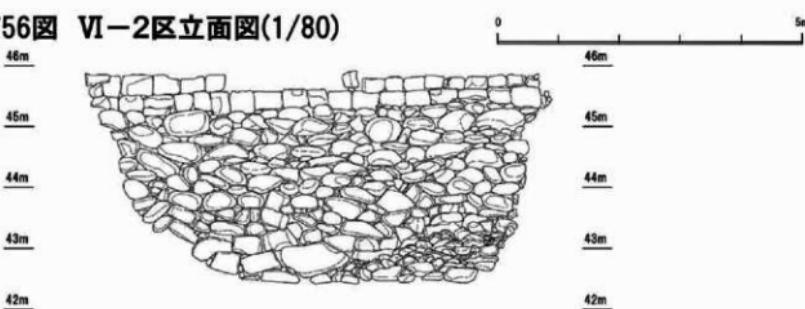
第53図 VI-1区立面図(1/80)



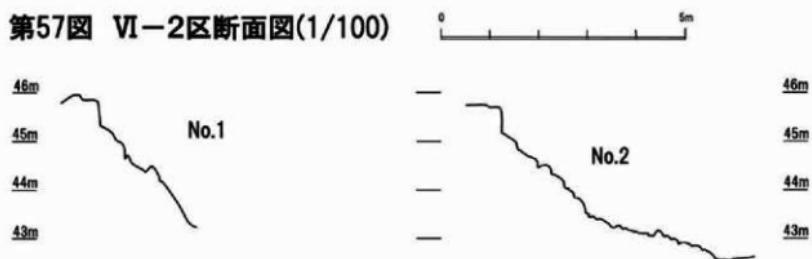
第55図 VI-2区平面図(1/80)



第56図 VI-2区立面図(1/80)



第57図 VI-2区断面図(1/100)



【VI-2区】(第55~57図)

VI-2区では、南北幅10m、東西幅9.0m、計90m²を調査した。

この結果、全長7.0m、高さ3.5mの石積みを確認した。石積みは中段を境に使用する石材及び積み方が異なり、下段は径0.5~0.6m程度の割り石を中心に用い60°の傾斜で積み上げているに対し、上段は径0.2~0.4mの野面石を中心に45°の傾斜をつけて積み上げられている。いずれも統一された積み方ではなく、積み直しが行われていたことが確認できる。

石積み前面には幅2.5m、高さ0.5mのコブ剝状の石積みを確認した。石積みは、径0.2~0.4mの野面石を用い、傾斜は18°で積まれており上段は水平ではない。本堤の基礎に擦り付けられており、東側にさらに延びる。

【VII区】(第58~60図)

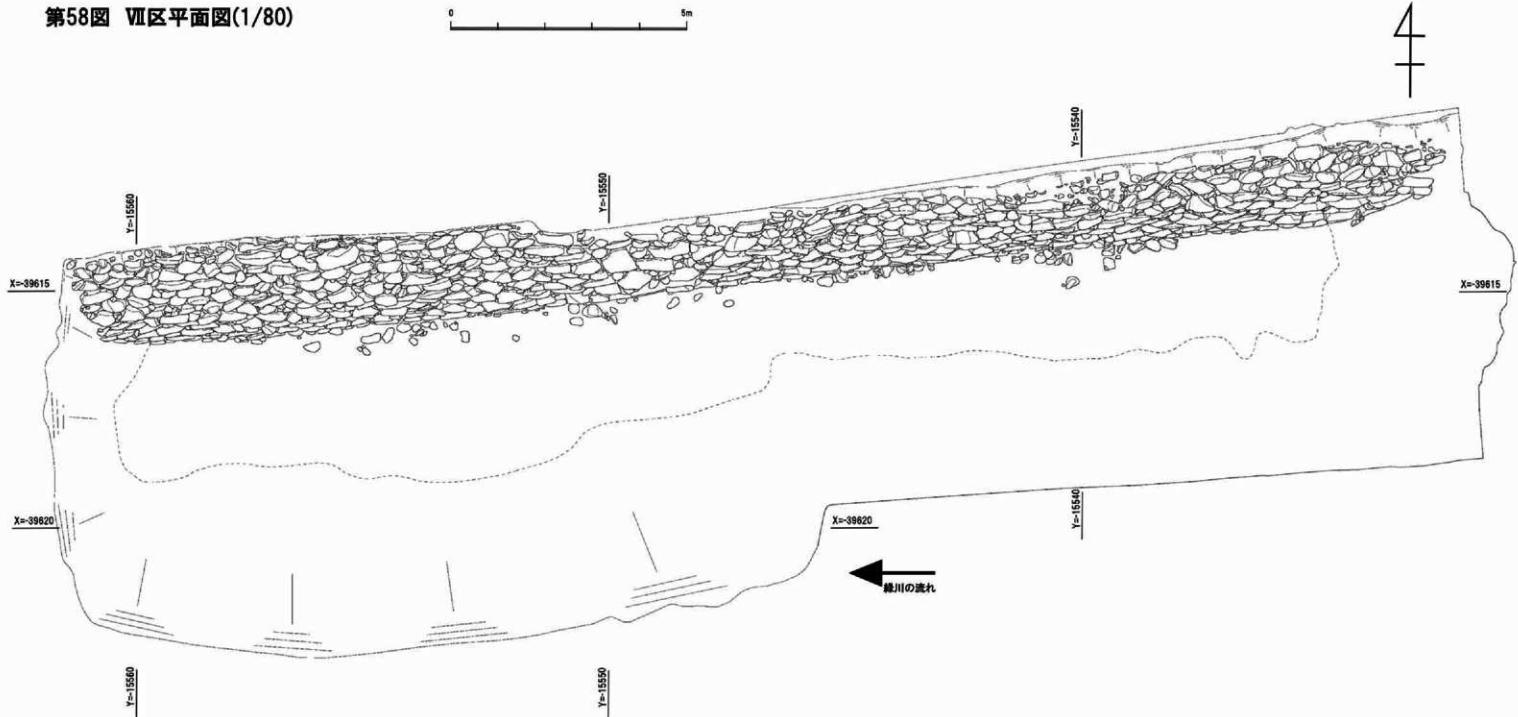
VII区では、南北幅10.0m、東西幅30.0m、計300m²を調査した。

この結果、全長30.0m、高さ3mの石積みを確認した。石積みは中段を境に使用する石材及び積み方が異なり、下段は径0.4~0.7m程度の割り石を中心に用い60°~70°の傾斜で積み上げているのに対し、上段は径0.3~0.4mの野面石を中心に一部径0.5m程度の割り石を用い30°~45°の傾斜で積み上げられている。いずれも統一された積み方ではなく、各所で積み直しが行われていたことが確認できる。

また、本調査区では、中央部分に「船着場跡」を確認した。甲佐神社鳥居正面から左寄りに位置し、径0.8m程度の割り石が逆台形状に積み上げられており、底部の幅が1.45m、上部の幅が3.65mを測る。船着場内には、径0.8~0.9m程度の割り石が詰め込まれた状態であったが、県道の真下にそのまま続く構造をとっていたため、船着場が階段状であったか、俵転がし様の坂路であったか確認できなかった。

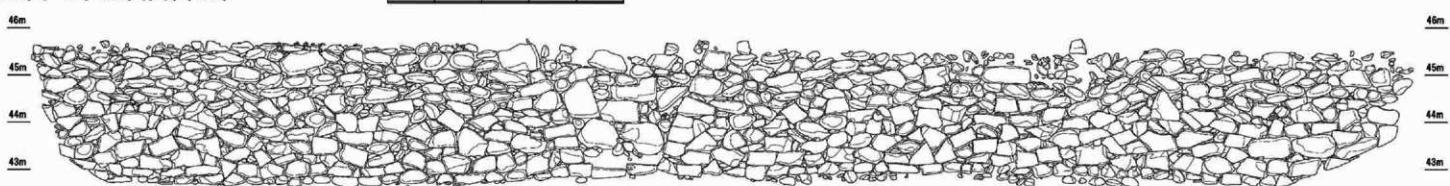
また、「錦川図」中では、甲佐神社前から下流に向かって河川内に「乱杭八拾間」との表現がある。水勢を弱めるためのものと考えられるが、甲佐神社下流に位置するI区からVII区、IX区まで石積み前面を精査したが、杭が打ち込まれた様子は確認できなかった。

第58図 VII区平面図(1/80)



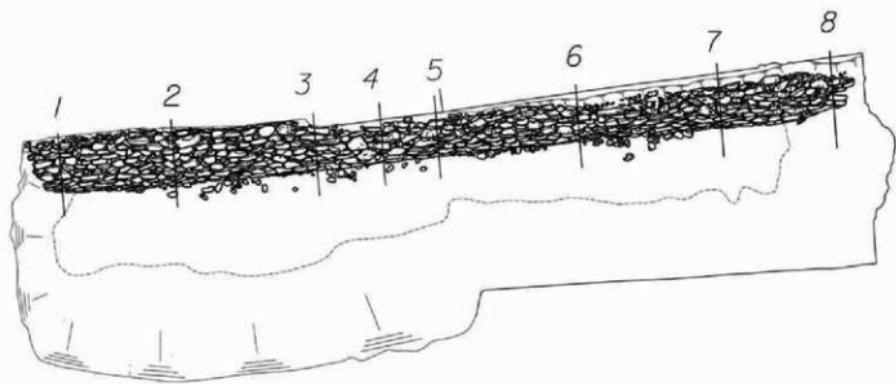
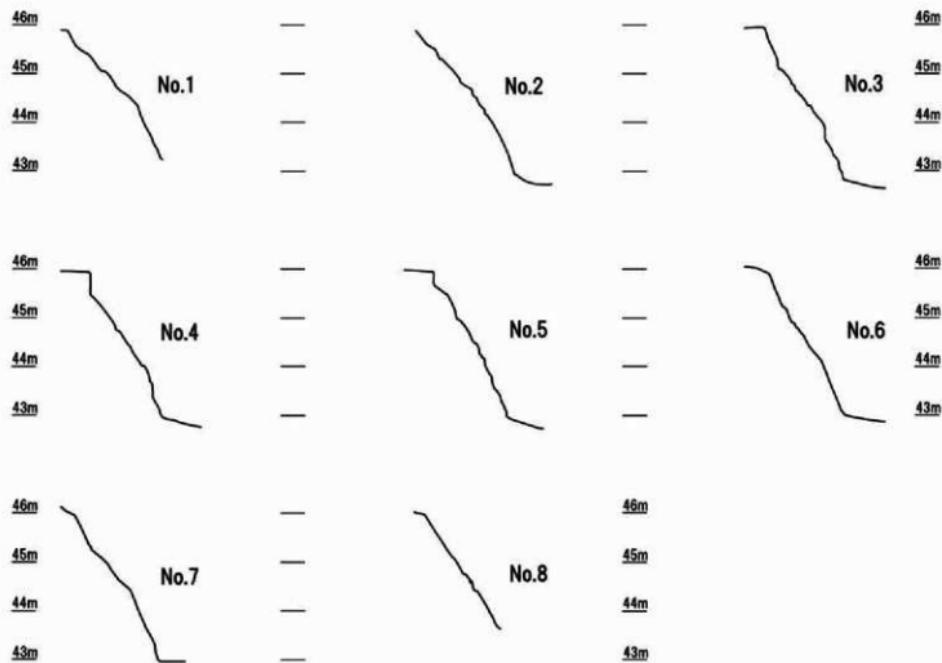
4

第59図 VII区立面図(1/80)



第60図 VII区断面図(1/100)

0 5m



【VII区】(第61～64図)

VII区は、現在も緑川に大きく突き出す刎、延長65mの調査を行った。調査範囲は刎の根元を中心に築堤工事の及ぶ範囲のみ行っており、平面図及び立面図には測量できた範囲を掲載している。

調査では、川表側及び川裏側を全て石積みで覆った総石積みの刎を確認した。高さ3.0m、南北幅8.0mを測り、上部の平坦部は幅3.0mを測る。

川表側の基礎で0.8m程度の割り石が用いられている部分のほか、刎根元から上流にかけて積まれた時期の新しい石積み（近年行われた工事で構築された）以外の上部平坦部、川裏側全ての石積みは0.3～0.4m角の切り石を用いた布積みで構築されていた。また、川裏側は65°程度、川表側は55°程度の傾斜で、川裏側の傾斜が若干きつくなっている。

川表側基礎部分の出土状況から、割り石で構築された刎が破壊された後、切り石で構築されたと思われる。刎裏の基礎部分まで調査できなかったため、築造当初が総割り石積みの刎であったかは判断できない。

刎上の中央には弁財天が祀られており、祠の裏面には「上揚区 明治四十五年七月十三日洪水ノ為旧石祠流失セシヨリ大正五年再建ス」とある。明治45年7月13日の洪水とは、いわゆる「大正元年の大洪水」といわれるもので、緑川の堤防が十数ヶ所破壊されたとされる。この際に旧石祠が流されたということは、VII区の刎も同時に破壊された可能性が高く、今現在残っている総切り石積みの刎は明治45年7月以降に築造されたものと考えられる。

【IX区】(第65・66図)

IX区は、IV区で確認した現存する刎根元の石積み構造を確認するため、南北幅10m、東西幅20m、計200m²を調査した。

この結果、全長18m、高さ3.0mの石積みを確認した。石積みは、径0.2～0.4mの野面石を中心一部割り石を用い積み上げられており、石積み前面には径0.5～0.7mの割り石を一部で確認した。また石積み前面の東側では、VI区で確認したコブ刎上の石積みと同様のものが確認できたが、こちらは径0.6～0.7m程度の大きめの割り石が用いられている。

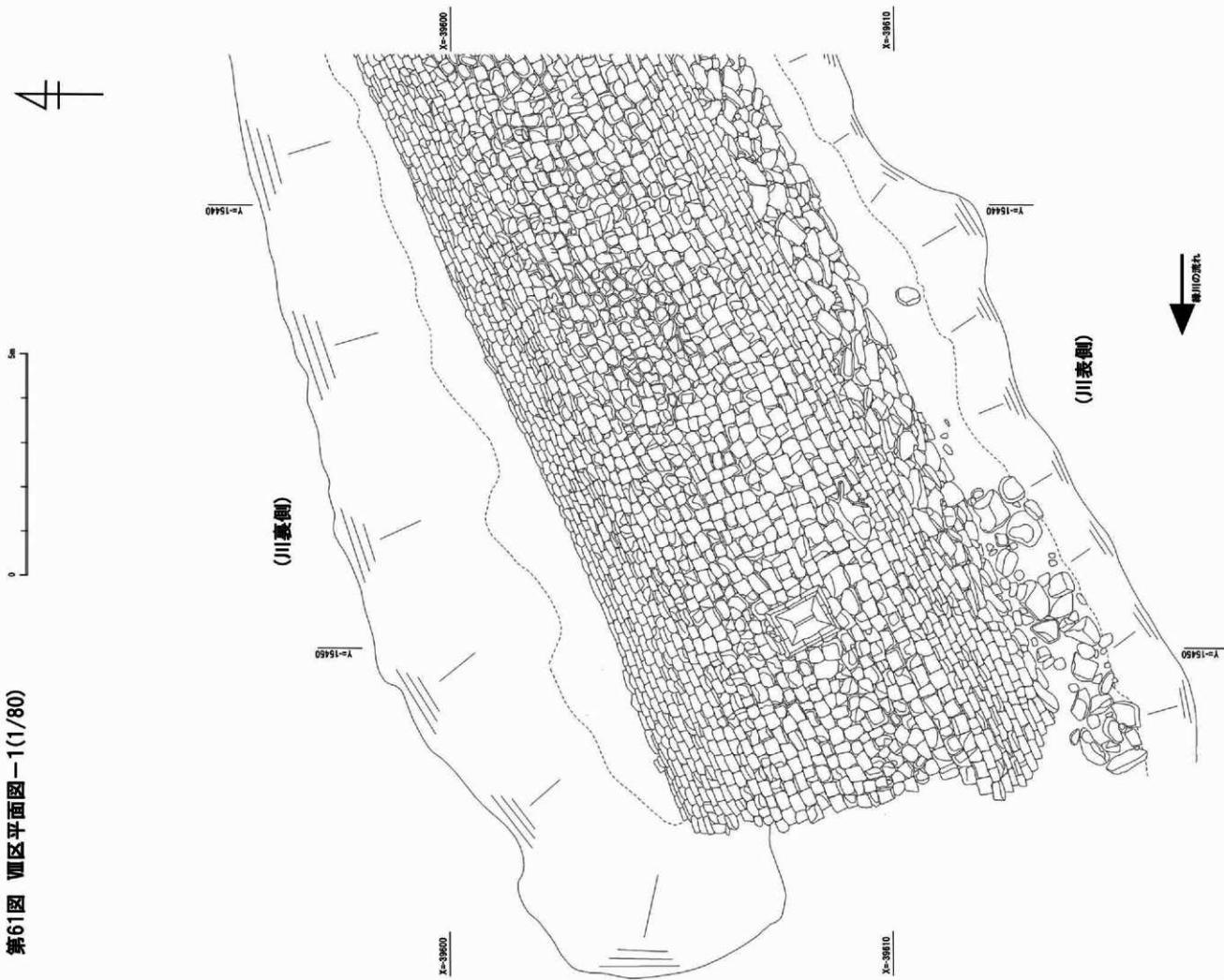
石積みの各所で積み直しの跡が確認でき、当初の形を留めてはいない。

刎の根元部分にあたるため、石積みを強固にするための特別な遺構の出土も想定されたが、調査では出土しなかった。

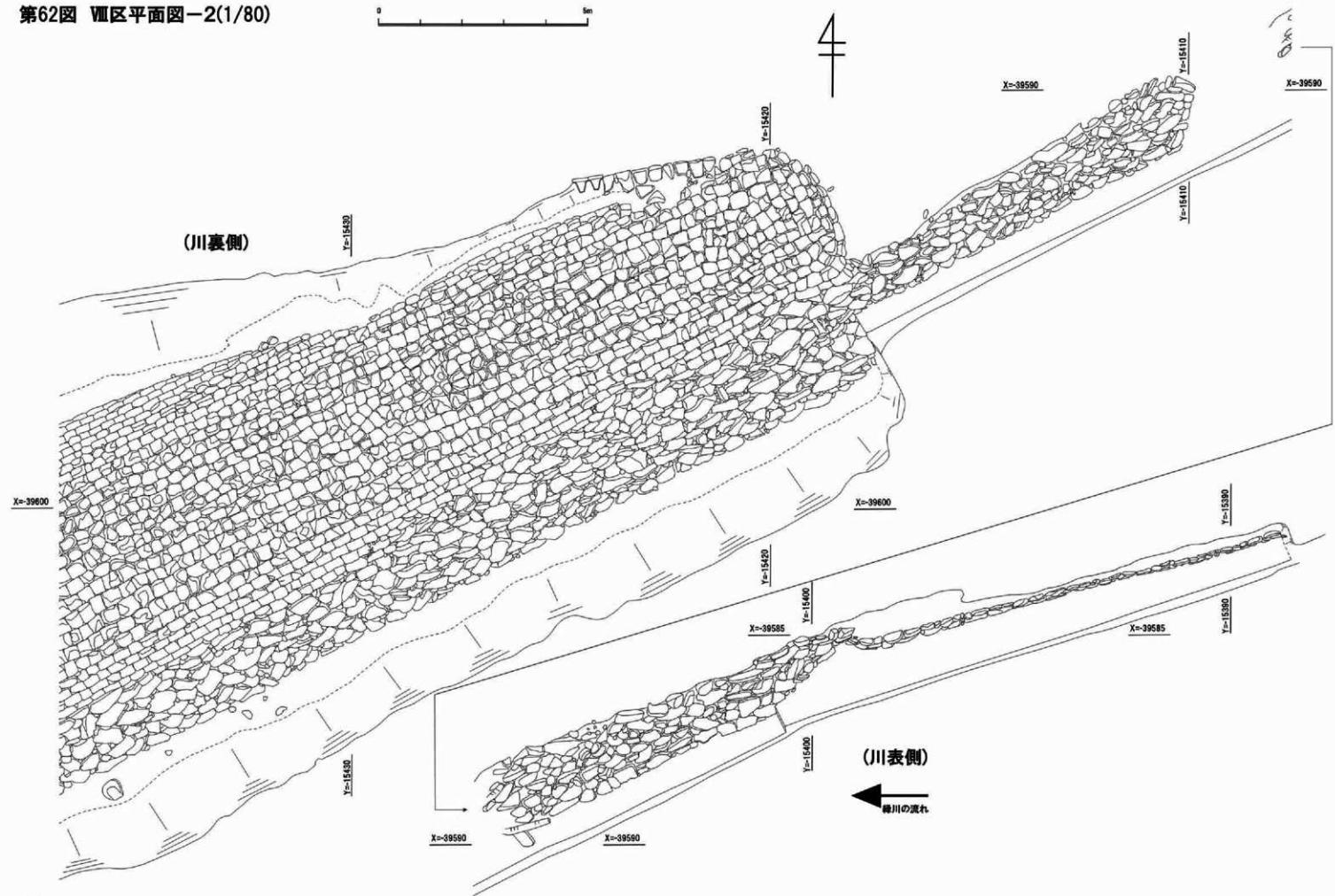
第61図 VIII区平面図-1(1/80)

50

4+

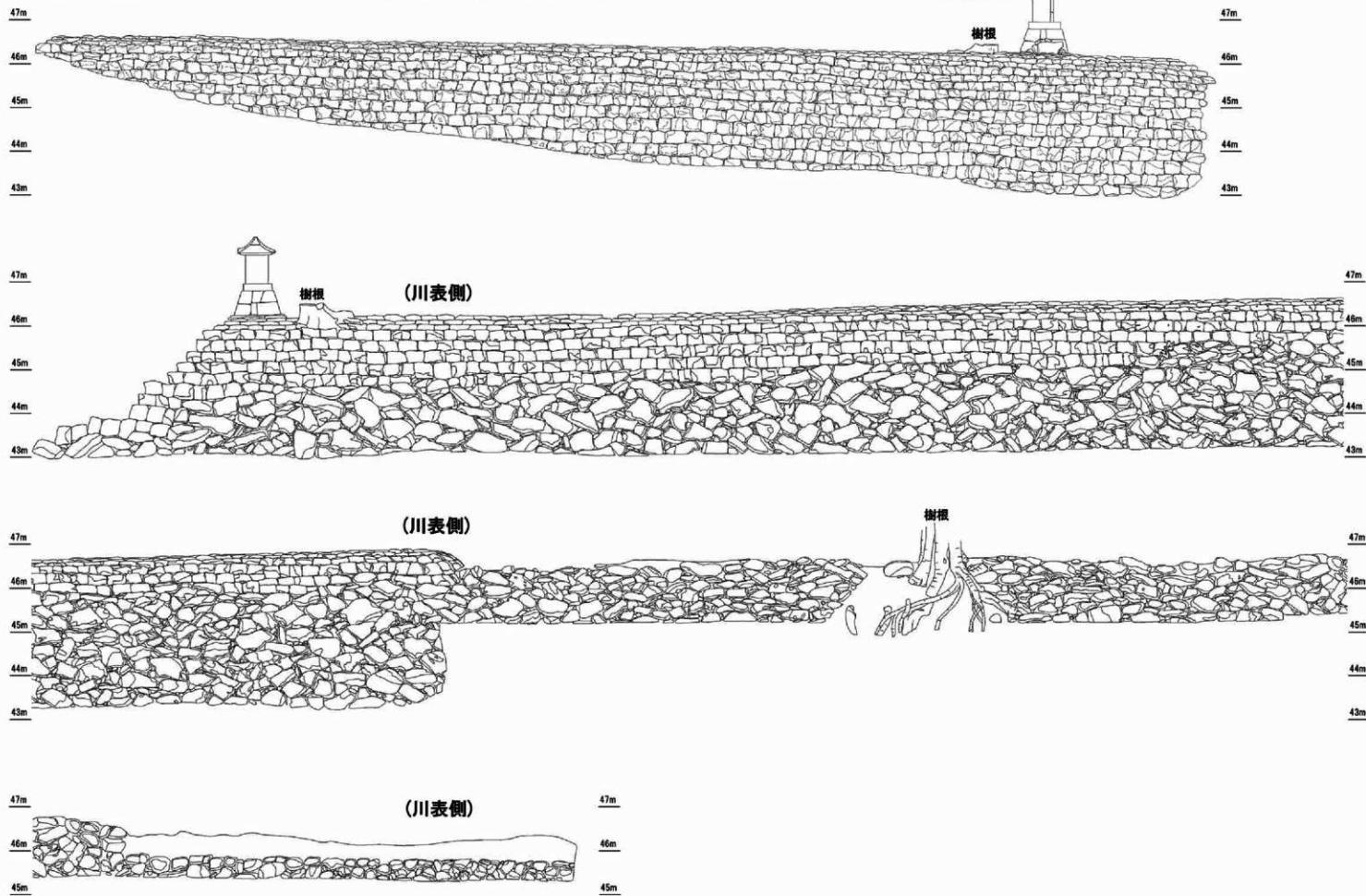


第62図 VII区平面図-2(1/80)



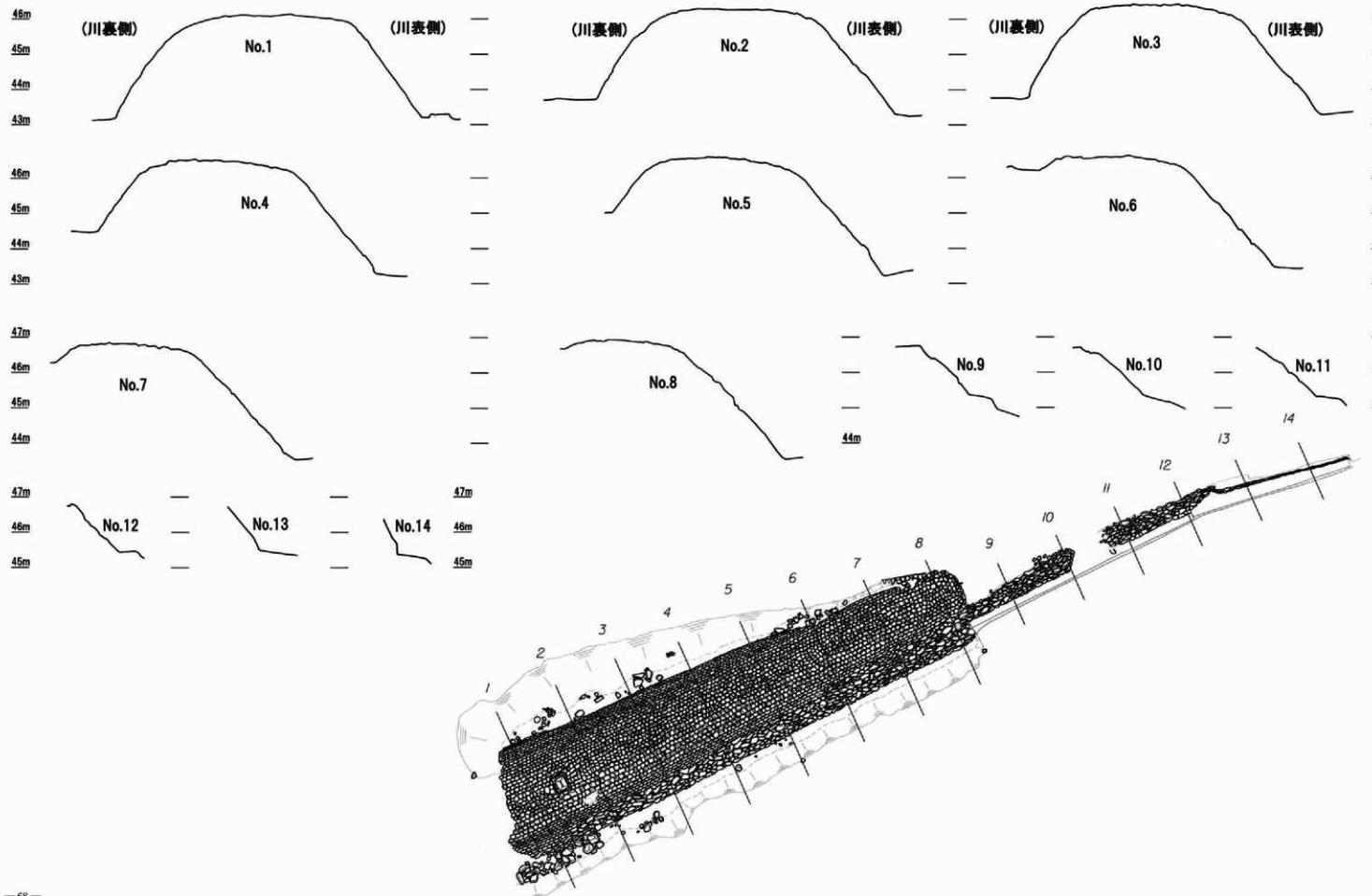
第63図 VII区立面図(1/80)

0 5m

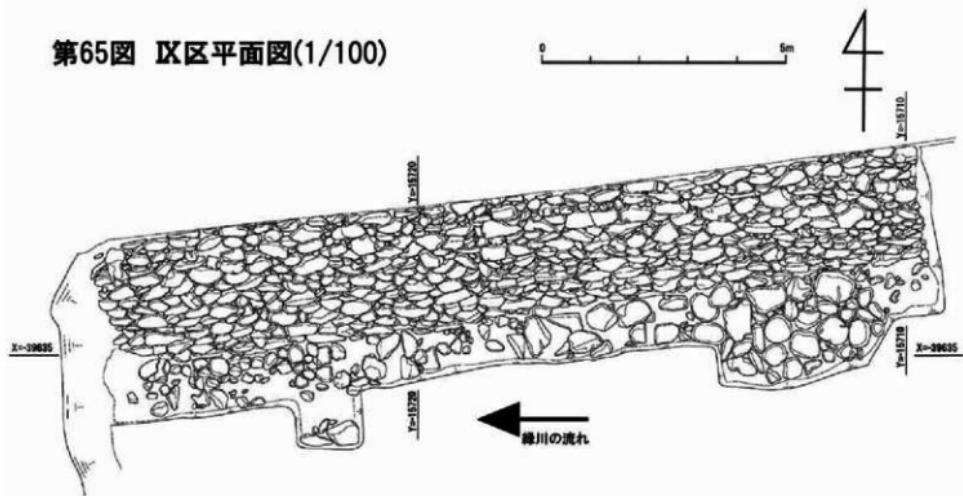


第64図 VII区断面図(1/100)

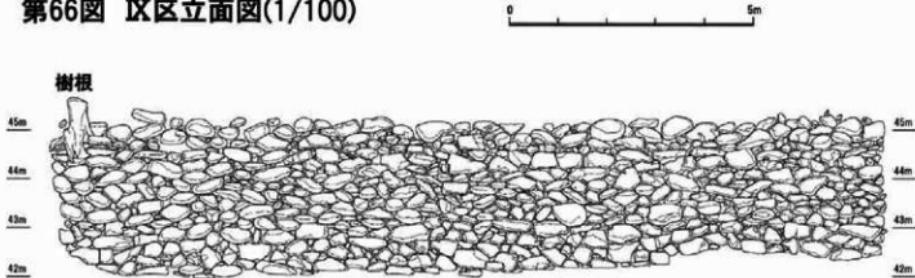
0 5m



第65図 IX区平面図(1/100)



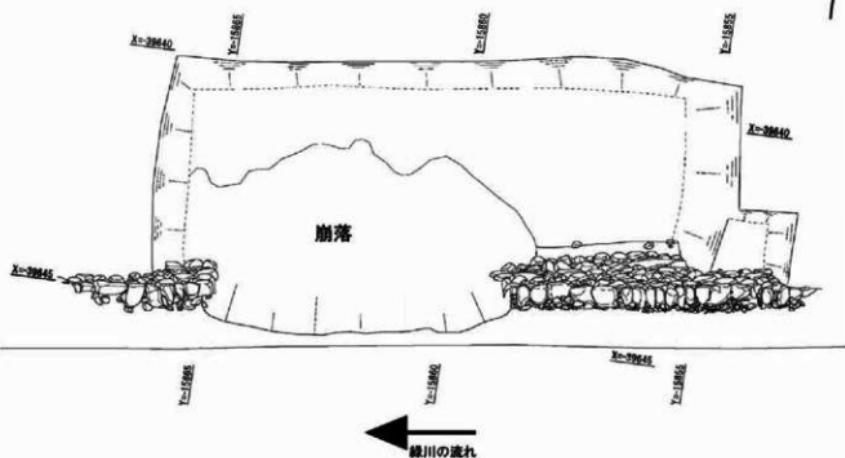
第66図 IX区立面図(1/100)



第67図 X区平面図(1/100)

0 5m

4



第68図 X区立面図(1/100)

0 5m



【X区】(第67・68図)

X区は、II区の堤防裏側、石積み堤防の背面構造を確認するため、南北幅10m、東西幅10m、計100mを調査した。

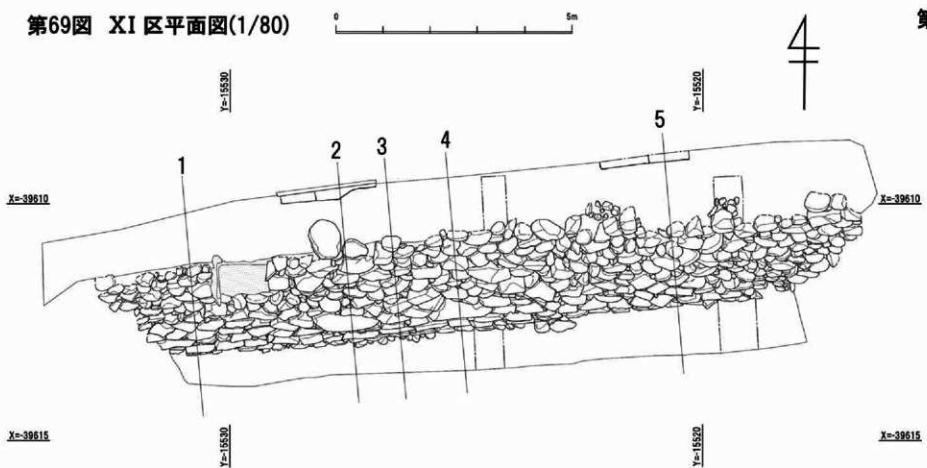
この結果、延長10m、高さ1.2mの石積みを確認した。石積みは、径0.3～0.5mの野面石を用い積み上げられており、0.2～0.3mの小礫が裏込石に用いられている。石積み自体が浅黄色砂の軟弱地盤上に構築されており、基礎より下を掘削したため安定感を失い、調査中に中央部分が崩落した。図中では中央の石積みが抜け落ちているが、本来はその部分も同様の石積みが構築されていた。

石積みの下部にみえる径0.2～0.3mの野面石列は、今ある石積みが構築される前の石積みの痕跡とみられる。

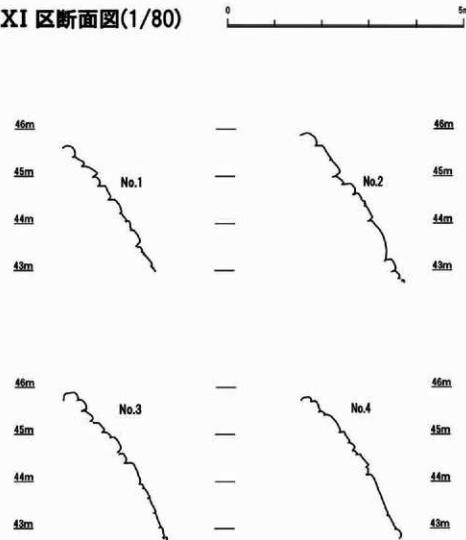
川表側の石積みが二重、三重の基礎固めをしているのに対し、川裏側は非常に簡素な造りをしている。調査中、地元上揚区の方から、このあたりは「大正元年の大洪水」のときに大部分が壊れ、その後作り直したとの話しがあった。このことから、I～III区の切り石の布積みで構築された川表側の石積みと川裏側の石積み双方とも大正元年以降の構築であると思われる。

上揚往還遺跡出土遺物のうち、実測にたえるもののほとんどがこのX区表土から出土している。

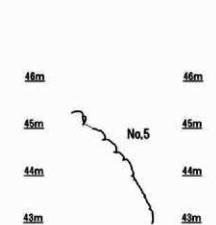
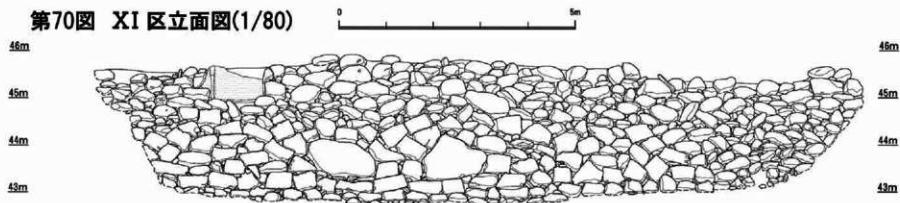
第69図 XI区平面図(1/80)



第71図 XI区断面図(1/80)



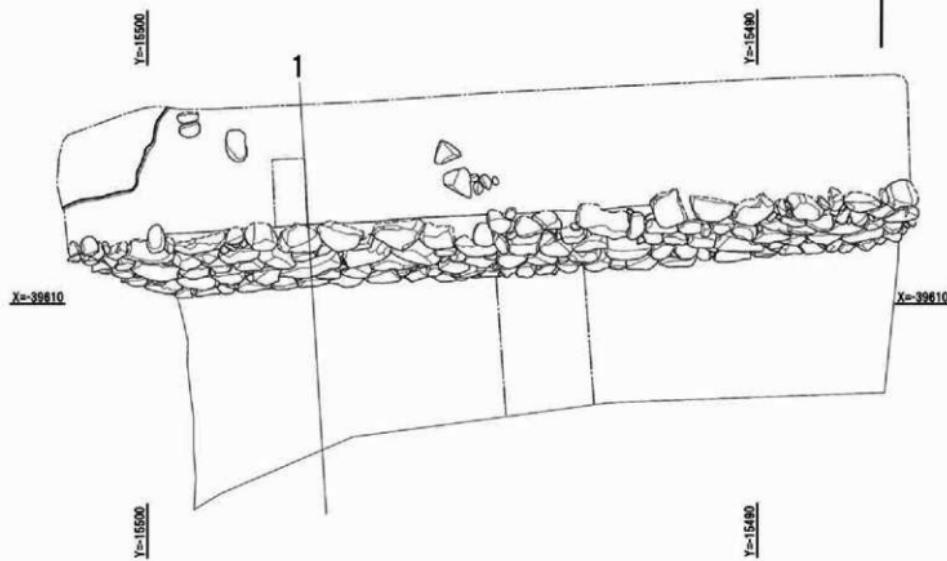
第70図 XI区立面図(1/80)



第72図 XII区平面図(1/80)

0 5m

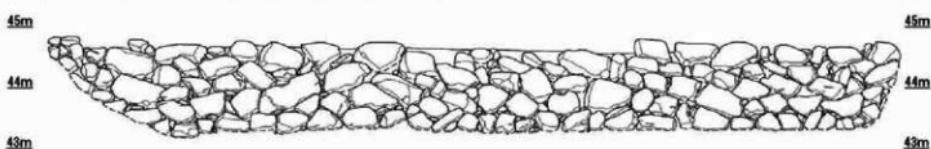
4



第73図 XII区立面図(1/80)

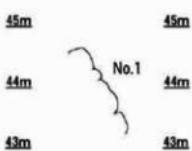
0 5m

45m



第74図 XII区断面図(1/80)

0 5m



【XI区】(第69~71図)

XI区は、甲佐神社前の水位観測所前で、南北幅10m、東西幅17m、計170m²を調査した。

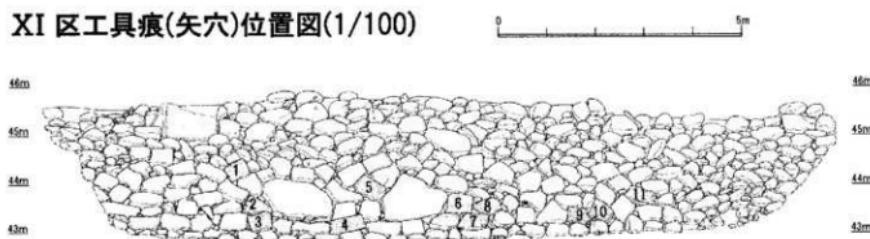
この結果、延長16m、高さ2.5mの石積みを確認した。石積みは、中段を境に上段と下段で使用される石材、積み方が異なっており、上段は0.2~0.4mの野面石を中心に一部割り石を用いているのに対し、下段は0.5~0.6mの割り石を中心に大きいものでは1.0mを超える割り石を用いている。特に1.0mを超える割り石は、他の調査区に全くみられず、他用途で使われたものが運ばれてきた可能性が高い。

石積み基礎構造確認のため、2箇所にトレーニングをいたが、木材等で固定した痕跡は確認できなかった。また、石積みの裏込め確認のため背面にいたトレーニングでは、0.1~0.3mの小礫を入れ込んだ様子が確認できた。

出土状況から、特に東側に積み直し跡を確認でき、当初の形を残していない。

また、XI区では工具痕跡を11石、26箇所で確認した。いずれも石を切り出した際にいた矢穴跡と思われる。

XI区工具痕(矢穴)位置図(1/100)



番号	箇所数	幅(mm)	厚み(mm)	長さ(mm)	形 状
1	5	30~76	14	92	ほぼ長方形
2	3	48~50	11	60	台形
3	7	60~65	9~11	71	やや台形
4	2	40~68	5~25	70	台形
5	1	50~52	11~12	61	やや台形
6	1	45~60	8~11	62	台形

番号	箇所数	幅(mm)	厚み(mm)	長さ(mm)	形 状
7	1	40~75	8~9	52	やや台形
8	1	46~60	6~10	35	台形
9	1	42~60	10~13	47	やや台形
10	2	40~45	8~9	45	やや台形
11	2	36~70	9~20	70	やや台形

【XII区】(第72~74図)

VII区の剝裏側、南北幅10m、東西幅15m、計150m²を調査した。

この結果、延長14m、高さ1.5mの石積みを確認した。石積みは0.4~0.6mの割り石を用いており、野面石はほとんど用いられていない。他調査区の石積みと比較して、石の隙間を礫で埋めるといった造作をされず、石積み自体の高さも低いことから、非常に簡素なつくりの印象をうける。これは、VII区で確認した剝のちょうど裏側にあたるため、川の水が直接あたることを想定していなかったためと思われる。

石積み基礎構造確認のため、根元にトレーニングをいたが、木材等で固定した痕跡は確認できず、石積みを軟弱な浅黄色砂層上にそのまま構築したと思われる。また、裏込め確認のため背面にいたトレーニングでも礫を入れ込んだ形跡ではなく、石積みが簡素な造りであることはこの2点からも分かる。

また、調査区西側上段では一部硬化した層を検出した。上部構造は何も残っておらず、中央をトレーニング掘りし土層確認をおこなったが黄橙色シルト層が0.1m程度堆積しているのみで、下部には何も確認できなかった。後に述べる、XI区・XII区間の樋管工事の際の現地立会時に出土した石積み上でも同様の土が認められ、その出土状況から石積みを構築した際裏込め石上に入れ固められた土であると考えられる。

【工事立会い時の現地の状況】

甲佐神社東側の用水路と県道三本松甲佐(220号)線が直交する箇所(XI区とXII区の間)で、樋管工事に伴い平成23年12月22日～27日にかけて、現地立会い及び測量・撮影を行った。

当初は、用水路の石組み及び規模の異なるXI区、XII区石積みの接続部が出土するかと思われたが、用水路の旧樋管工事の際にそのほとんどが破壊されており、XII区の石積みの延長部分が東側の一部で出土したのみである。

出土した石積みは、延長4m、高さ1.2mを測り、径0.6～0.8mの割り石を中心に積み上げられ、上部に径0.2～0.4mの野面石が用いられる。石積み背面には、径0.05～0.3mの小礫が裏込めとして入れられており、その上層には黄橙色シルト層(硬化層)が堆積していた。XII区にも同様の硬化層がみられ、石積みを構築した際裏込め石上に入れ固められた土であると考えられる。

この後、平成24年3月16日、更に用水路上流側、県道の真下でも工事により掘削が行われ現地立会いを行った。浅黄色砂が堆積するのみで、用水路に伴う遺構は全て壊されていた。



樋管工事部分出土状況 南東から



石積正面 南から

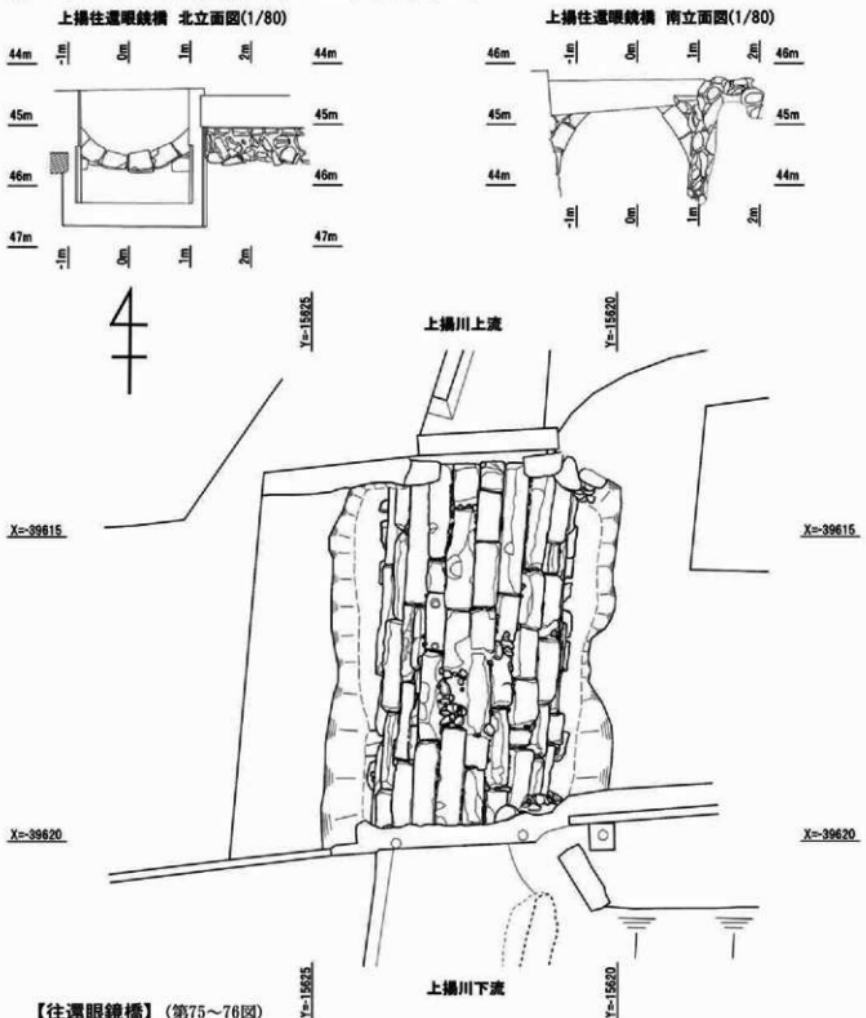


石積背面堆積状況 西から



石積裏込め状況 北から

第75図 往還眼鏡橋平面・立面図(1/80)



【往還眼鏡橋】(第75~76図)

往還眼鏡橋は、上揚地区中央部分を貫流する上揚川が、県道三本松甲佐(220号)線と直交する場所に架かる石橋で、上揚川を流れる水は橋下を通り緑川に注がれる。調査当時まで県道として使われていたが、口が狭く増水のたびに周辺に水が溢れていたため、樋管工事に伴い撤去することとなった。このため、石橋を遺跡の一部とみなしあり構造確認調査を行った。

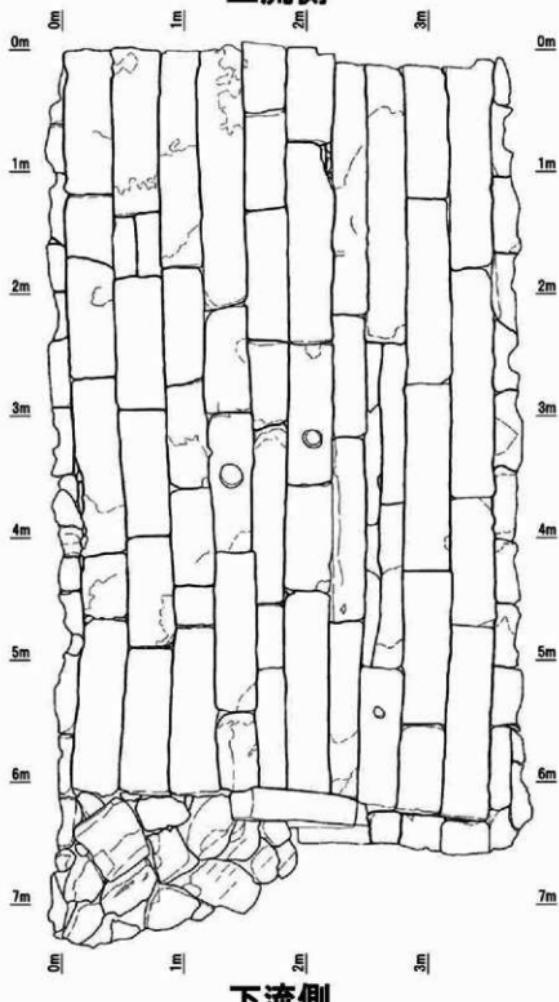
調査は、県道のアスファルト面を外した後、上面から人力で掘り下げた。アスファルト下には旧道路面を確認し、アーチと旧道路面の間には0.3~0.4mの栗石が大量に入れられていた。

橋の長さ3.0m、幅6.0m、径間2.3m、矢矢1.69mを測る。用いられた石材は、凝灰岩の切り石で、石と石の隙間に小礫が詰め込まれていた。橋の平面には2箇所、下からの見上げには2箇所で直径0.1m程度、深さ0.05m程度の円形の窪みが確認できる。また橋の形を平面図でみると南東側で一部に膨らみが認められるが、これは橋除去後の基礎でも同様の膨らみが確認できたため当初からの設計だったようである。「天保

第76図 往還眼鏡橋見開き展開図(1/40)

0 1 2m

上流側



下流側

十年「覚帳頭書」にて「上揚村土橋を石橋へ懸直」とあることから、当初の石橋は1839年に架橋されたものと思われる。但し、石材の用い方や配置、大きさなどがバラバラで、一部に転用された石もみられたことから、増水等で壊れた後再架橋された可能性が高い。

橋撤去後には、橋の下部構造が確認できた。水が流れる部分を0.4~0.6mの野面石で石疊状に敷き詰め、その側面のアーチ下部の基礎を0.4m程度の切り石で東西両側上下二段にわたり構築していた。上段のうち0.2m程度までが常に水に漬かっていた状態で、暗赤褐色に変色していた。また、水が流れる石疊部分を更に除去したがその基礎は何もなく、軟弱な浅黄色砂層上に据え置かれたようである。

石橋は、当初は事業地区内で移設する計画であったが協議が難航し、町営のバス停のベンチ等で転用することとなつた。

第77図 上揚往還跡出土遺物－1 (1/3)

0 10 20cm



第78図 上揚往還遺跡出土遺物－2 (1/3)

0 10 20cm

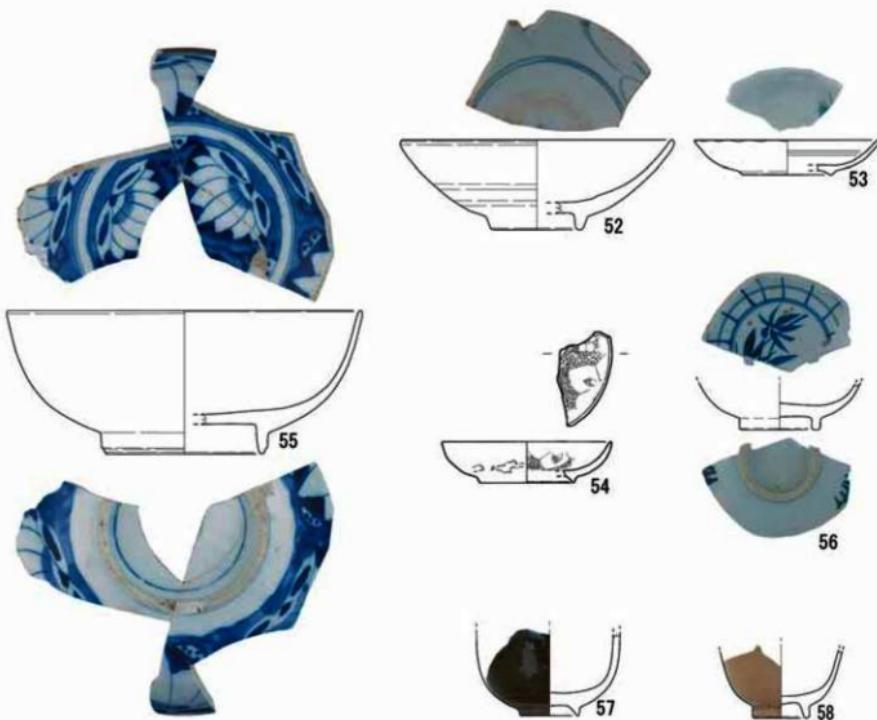
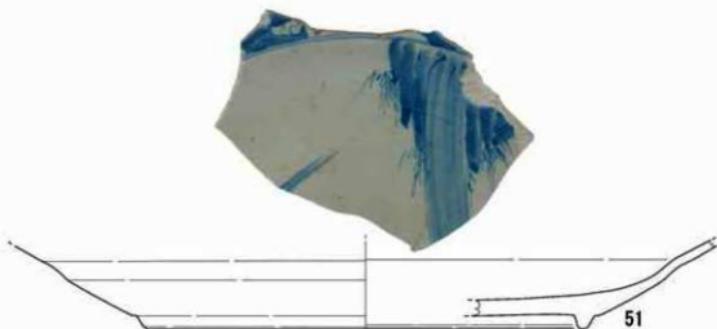


第79図 上揚往還遺跡出土遺物－3 (1/3)

0

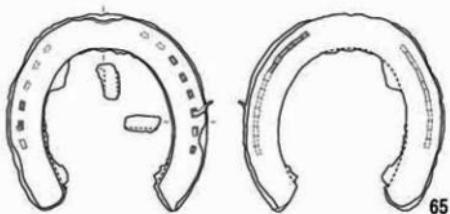
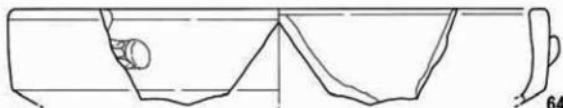
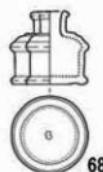
10

20cm



第80図 上揚往還遺跡出土遺物－4 (1/3)

0 10 20cm



出土銭貨 (1/1) 0 1 2cm

上掲往還跡出土遺物観察一覧表

番号	器種	種別	形態	产地	調査年	a (cm)	b (cm)	c (cm)	d (cm)	断土	施墨	施色調	施文	文様	文様色	成形技法成形特徴	器物の特徴	備考
1	磁器	桺	肥前			(3.6)	(3.7)							瓦オリーブ	無	無	17世紀か	
2	磁土	肥土	肥前	1 / 4	(8.8)		(4.4)							外腹(重輪)文 内腹(口輪)文	褐色	無	18世紀前半	
3	磁土	肥土	肥前	1 / 4	(9.2)	(4.0)	5.0							外腹(重輪)文 内腹(口輪)2条の施墨	褐色	無	18世紀後半	
4	磁土	肥土	肥前	底部 完全			4.4	(4.3)						外腹(重輪)文 内腹(口輪)2条の施墨	褐色	無	18世紀後半	
5	磁土	肥土	肥前				(3.8)							外腹(重輪)文 内腹(口輪)2条の施墨	褐色	無	18世紀後半~19世紀	
6	磁土	桺	肥前系	1 / 4	(12.4)	5.0	4.95							外腹(重輪)文 底3条の施墨	褐色	無	18世紀後半	
7	磁土	桺	肥前系	1 / 2	(7.0)	(3.2)	5.7							外腹(重輪)文 底2条、底部2条、 足の施墨	褐色	無	18世紀後半	
8	磁土	桺	肥前系			(4.8)	(4.15)							外腹(重輪)文 底2条の施墨	褐色	無	18世紀末~19世紀	
9	磁土	桺	肥前系	1 / 3	(11.0)	4.3	6.05							外腹(重輪)文 底2条、底部2条、 足の施墨	褐色、鉄赤	無	18世紀後半~1860年 ミナ後布	
10	磁土	桺	肥前系	碗片			(2.85)							外腹(重輪)文 底2条、底部2条、 足の施墨	褐色	無	19世紀後半	
11	磁土	桺	波佐見	2 / 3	11.85	4.8	5.15							外腹(重輪)文 底2条、高台2条の施墨	褐色	無	1750~1768年	
12	磁土	桺	波佐見	1 / 2	(9.4)	(4.1)	4.7							外腹(重輪)文 底2条、高台2条の施墨	褐色	無	18世紀後半~19世紀	
13	磁土	桺	波佐見			(3.6)								外腹(重輪)文 底2条、高台1条の施墨	黒絵	無	19世紀後半~20世紀	
14	磁土	桺	瀬戸 美濃	1 / 2	(11.1)	(4.0)	5.5							外腹(重輪)文 内腹(口輪)文	褐色、ビリディアン、ペー ルオーキッドピンク	無	19世紀後半~20世紀	
15	磁土	桺	瀬戸 美濃	1 / 4	(10.4)	(3.8)	5.2							外腹(重輪)文 内腹(口輪)文	褐色、マカライドグリード	無	19世紀後半~20世紀	
16	磁土	桺		1 / 4		(4.0)	(3.8)							染付、型彫 底2条、高台2条の施墨 足の施墨	褐色、無	無	明治	
17	磁土	桺		底部 1 / 3	(7.9)	(3.8)	5.1							染付、高台1条の施墨 足の施墨	褐色、無	無	19世紀後半~20世紀	
18	磁土	桺		2 / 3	(7.5)	3.6	4.6							染板ずり	外面(竹刷)	褐色	無	
														外面(竹刷)	褐色	無	19世紀末 終(白京)	

第2節 上掲往還遺跡

上掲往還遺跡出土遺物観察一覧表

地點名	種別	器種	产地	製作年	a (cm)	b (cm)	c (cm)	d (cm)	胎土	釉薬	褐色調	黄土	文様	文様色	成形法或形態	備考
19 X区 表土	磁器	小丸瓶	肥前系		(3.4)	(4.7)			灰白			染付	外面(丸)文		濃藍	
20 X区 表土	磁器	小丸瓶	肥前系	3 / 5	(6.4)	3.3	5.25		灰白			染付	外面(螺旋)文 × 2		紺色、ミッドナイトブルー	輪轉、削り出し高台 1810～1860年
21 X区 表土	磁器	小丸瓶		1 / 2	(6.6)	(3.3)	5.1		灰白			染付、貫入	外面(草花、蝶)文		藍色、鉄赤	輪轉、削り出し高台 1810～1860年
22 X区 表土	磁器	端反輪	肥前系	1 / 5	(10.5)	(4.0)	6.0		灰白			染付、貫入	外面(鉛格子)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み1条の圖織		わすれなぐさ色、群青色	輪轉、削り出し高台 1810～1860年
23 X区 表土	磁器	端反輪	肥前系	1 / 3	(9.4)	(4.0)	6.0		灰白			染付	外面(鉛格子)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み1条の圖織		濃藍、紫色	輪轉、削り出し高台 1810～1860年
24 X区 表土	磁器	端反輪	肥前系	底部 完全		3.5	(3.3)		灰白			染付	外面(鉛格子)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み1条の圖織		ストレートグリーン	輪轉、削り出し高台 1810～1860年
25 X区 表土	磁器	端反輪	肥前系	底部	1 / 2		(4.6)	(2.65)	灰白			染付	外面(鉛格子)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み1条の圖織		ストレートグリーン	輪轉、削り出し高台 1810～1860年
26 X区 表土	磁器	端反輪		1 / 2 ~ 2 / 3	(10.7)	4.1	6.15		灰白			染付、人工 瓦窯火	外面(鉛)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み2条の圖織		紺色、紫色	輪轉、削り出し高台 19世紀後半
27 X区 表土	磁器	端反輪					4.2	(5.3)	灰白			染付、瓦窯火	外面(鉛)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み2条の圖織		紺色、紫色	輪轉、削り出し高台 19世紀後半
28 X区 表土	磁器	浅碗	肥前系	1 / 3	(8.3)	(3.0)	3.7		灰白			染付	外面(山)文		淡青など、紫色	輪轉、削り出し高台 18世紀末、 前半
29 X区 表土	磁器	浅碗	波佐見	3 / 5	(12.55)	4.8	4.5		灰白			染付	外面(樹木)文		淡青など、鉄赤	輪轉、削り出し高台 18世紀
30 X区 表土	磁器	浅碗	南国 美濃小	2 / 3		10.8	3.9	5.0	灰白			染付、瓦窯火	外面(青)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み1条の圖織		紺色 ベールオーチドリンク、 通路	輪轉、削り出し高台 19世紀末～20世紀 初頭
31 X区 表土	磁器	深碗	肥前系	底部 1 / 2	(4.2)	(3.3)			灰白			漏版すり	外面(丸の?)文		ビリディアン	輪轉、削り出し高台 19世紀～20世紀 前半
32 X区 表土	磁器	広東輪	肥前		(5.6)	(4.0)			灰白			染付	外面(土焼、縞?)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み1条の圖織		淡青など、紫色	輪轉、削り出し高台 18世紀末～19世紀 前半
33 X区 表土	磁器	広東輪	肥前系		5.5	(3.0)			灰白			染付	外面(青、白)文 底部(青、白)文 内面(青、白)文 見込み1条の圖織		淡青など、濃藍	輪轉、削り出し高台 18世紀末～19世紀 前半
34 X区 表土	磁器	筒型輪	肥前	2 / 3	(6.7)	3.6	5.6		灰白			染付	外面(竹)文		淡青など、濃藍	輪轉、削り出し高台 1770～1810年
35 X区 表土	磁器	筒型輪		1 / 6	(7.6)				灰白			染付	外面(竹)文		淡青など、濃藍	輪轉、削り出し高台 18世紀後半～19世 紀初期
36 X区 表土	磁器	小杯	肥前系	2 / 3	(7.7)	3.3	3.85		灰白			染付	外面(青)文		淡青など、濃藍	輪轉、削り出し高台 18世紀末、小口裏

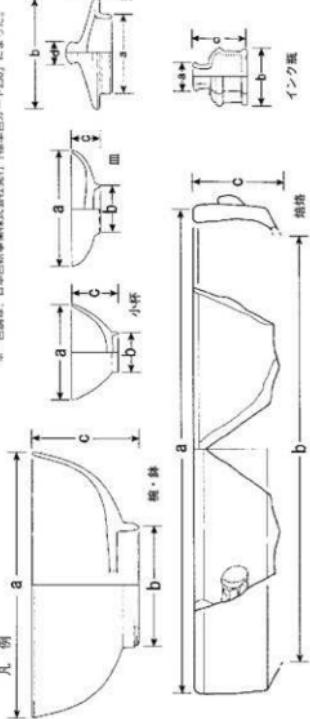
上掲往還跡出土遺物観察一覧表

器種	断片	器種	产地	残存率	a (cm)	b (cm)	c (cm)	d (cm)	e (cm)	釉色調	表面	文様	文様色	成形法或形態	器物の特徴	
37 X区 表土	磁器	小杯	肥前系	2 / 3	(7.65)	2.9	4.0	灰白		染付	外面(文字「思ひ始ふ」と をアリ叶し、薄口) 文 内面(墨?) 文	ミッドナイトブルー		輪裏、削り出し高台	18世紀末～19世紀 中頃	
38 X区 表土	磁器	小杯	肥前系	1 / 4	(7.6)	2.7	3.8	灰白		染付	外面(本底 文 内面(文字「思ひ始ふ」と をアリ叶し、薄口) 文 口縁 2 条、底部 1 条、高台 2 段) 文、見込み 1 条の團紋 内面(文字「デザイン」) 文 口縁 2 条、底部 1 条の團紋 内面(吹き墨(繪))	わざねなくさ色、酒瓶 輪裏、削り出し高台		輪裏、削り出し高台	18世紀末～19世紀 中頃	
39 X区 表土	磁器	小杯	瀬戸 美濃	1 / 5	(7.6)	(3.0)	3.0	灰白		染付	内面(吹き墨(繪))	うす群青		輪裏、削り出し高台	19世紀末～20世紀 初頭	
40 X区 表土	磁器	小杯		1 / 10		(2.3)		灰白		色絵付	内面(墨比寿・鋼と竹) 文	桙色、ブロンド		輪裏、削り出し高台	18世紀末～19世紀 初頭	
41 X区 表土	磁器	小杯		1 / 3	(6.2)	(3.0)	3.8	灰白		色絵付	外面(墨竹) 文 口縁 1 条、底部 2 条の團紋 内面(墨屋、削代、當子?)、 内面(墨竹) 文	桙色、オリーブドグラン シユ、白		輪裏、削り出し高台	18世紀末～19世紀 前半	
42 X区 表土	磁器	小杯		1 / 3	(6.8)	2.8	3.4	灰白		色絵付	内面(吹き墨(繪)) 文 口縁 1 条、底部 1 条の團紋 内面(墨) 文	桙色、白		輪裏、削り出し高台	18世紀末～19世紀 中頃	
43 X区 表土	磁器	小杯		2 / 3	6.4	3.1	4.45	灰白		染付	外面(墨、松、柏、山) 文 口縁 1 条、底部 1 条の團紋 内面(墨) 文	さり色		輪裏、削り出し高台	19世紀初頭～中頃	
44 X区 表土	磁器	小杯			(6.8)	(2.7)	2.85	灰白			内面(墨) 文	桙青色、うんこ色 ピーチピン ク		輪裏、削り出し高台	19世紀中頃～後半	
45 X区 表土	磁器	小杯				(2.9)	(2.0)	灰白			内面(墨) 文	桙青色、オリーブドグラン シユ		輪裏、削り出し高台	19世紀初頭～後半	
46 X区 表土	磁器	小杯		1 / 3	(6.3)	2.6	2.85	灰白	白磁		内面(墨) 文 口縁 1 条の團紋 内面(墨) 文	桙色、ホワイト		一粒付・施釉・吹き墨	19世紀初頭～後半	
47 X区 表土	磁器	小杯		1 / 3	(7.4)	(3.1)	3.1	灰白	白磁		内面(墨) 文 内面(墨) 文	桙色、削り出し高台		輪裏、削り出し高台	19世紀初頭～後半	
48 X区 表土	磁器	皿	肥前系			1 / 2	(9.4)	4.0	2.35	灰白		内面(墨) 文 口縁 1 条の團紋 内面(墨) 文	桙色、ホワイト		輪裏、削り出し高台	18世紀末～19世紀 中頃
49 X区 表土	磁器	皿	肥前系			(17.9)	(10.7)	3.0		灰白		内面(墨) 文 内面(墨) 文	桙色、ホワイト		輪裏、削り出し高台	19世紀前半～中頃
50 X区 表土	磁器	皿	肥前系			(18.35)	6.0	3.95	灰白		染付	内面(墨) 文 口縁 1 条の團紋 内面(墨) 文	桙色		輪裏、削り出し高台	19世紀後半、口縁 一粒付ハマ取 5
51 X区 表土	磁器	皿	肥前系			1 / 10		(27.2)	(3.5)	灰白		外面(宝物) 文 底部 1 条、高台 1 条、高台内 1 条の團紋 内面(墨) 文	さり色、浅はなだ るり色、浅はなだ		輪裏、削り出し高台	19世紀
52 X区 表土	磁器	皿	被佐見	1 / 4	(16.6)	(5.6)	5.5	灰白		染付	内面(墨) 文 内面(墨) 文	浅はなだ		輪裏、削り出し高台	18世紀後半	
53 X区 表土	磁器	皿		1 / 4	(11.4)	(5.7)	2.1	灰白		輪下彩	内面(墨) 文 内面(墨) 文	ビリディアン、オリーブドグラン シユ		輪花	19世紀末～20世紀 前半	

上掲往還跡出土遺物観察一覧表

第2節 上掲往還跡出土遺物観察一覧表

種類	形別	器種	产地	発祥年	a (cm)	b (cm)	c (cm)	d (cm)	胎土	相漆	絞色調	装飾	文様	文様色	成形法或形態	器形の特徴	備考
54 X区 表土	磁器	皿		1/5	(10.5)	(5.8)	2.55	灰白				脚版すり	内面(底?)	マカライトグリーン	19世紀末~20世紀初頭		
55 X区 表土	磁器	鉢	肥前系	1/4	(21.6)	9.5	8.8	灰白				染付、口刷	内部(花、花弁、花台2条、高台内 1本の縁線 足ら3本の縁線)	るり色、緑色	輪廻、削り出し高台	19世紀後半	
56 X区 表土	磁器	鉢			5.0	(2.9)			灰白	わら灰	黒褐	黒褐	外表面(底?)文 内面(底)文	るり色、緑色	輪廻、削り出し高台	18世紀末~19世紀初頭	
57 X区 表土	陶器	桶	肥後	1/2		3.6	(5.3)	黒褐	輪				内面(底)文	足付ハマ底3	輪廻、削り出し高台	19世紀	
58 X区 表土	陶器	小杯	九州	1/3		3.5	(4.2)	灰黒	透明地	上部輪廻	買入			足付ハマ底2	輪廻、削り出し高台	19世紀	
59 X区 表土	陶器	フタ物 (水差引)		1/4	(14.2)	(11.3)		灰	輪廻	輪	輪廻	2種の輪廻 重ねた掛け			輪廻、口輪にハムミ	18世紀末~19世紀初頭	
60 X区 表土	陶器	桶の 蓋	小代又 は福岡 系	1/4	(8.8)	(4.5)	3.0	黄褐	輪	輪	輪	口輪は 輪廻、黒輪			輪廻、削り出し高台	19世紀	
61 X区 表土	陶器	土瓶 の蓋	小代又 は福岡 系	4/5	4.7	9.25	1.7	1.8	褐色	灰黒	灰白				輪廻	19世紀後半	
62 X区 表土	陶器	輪掛とつ くり蓋	肥前又 は福岡 系	2/3	6.3	9.2	3.75	1.8	にぶ い黄 褐	輪掛輪	輪	口輪			輪廻、削り出し高台	18世紀末~19世紀中頃	
63 X区 表土	陶器	小丸 桶	近畿	1/3		(3.6)	(2.4)	灰白				染付	外表面(底?)文	小坪	内輪ナード	1810~1860年	
64 X区 表土	土瓶 器		1/8	(32.4)	(5.9)				内面~ にぶ い黄 褐						内輪ナード	19世紀近代	
凡 例																	



a: 色調は、日本色経営株式会社発行「標準色カーデ220」によつた。

種類	形別	属性	長さ (cm)	幅 (cm)	厚さ (cm)	重量(g)	備考
65 X区 表土	脚軌	鉄	12.1	12.5	0.6~0.7	308.3	
66 X区 表土	鉄	鋼	2.5	2.5	0.1	3.0	充水過多 文鏡
67 X区 表土	鉄	鋼	2.35	2.35	0.1	2.5	充水過多
ガラス製品							
68 X区 表土	「ノク瓶」	1.9	4.7	4.5	51.6	透明色	備考

ガラス製品
種類
形別
属性
a
(cm)
b
(cm)
c
(cm)
重量(g)
色調
備考

インク瓶
イニク瓶

第4章 まとめと考察

はじめに

緑川は、その源を上益城郡山都町の三方山（標高1578メートル）に発し、熊本市と宇土市の間で有明海に流入する一級河川である。上流域において大矢川・笹原川・内大臣川、中流域では津留川・御船川、下流域において加瀬川・浜戸川・天明新川などが合流している。（第81図）幹線流路延長76キロメートル、流域面積1100平方キロメートルに及び、県内第2位の河川である。

緑川の流域は、その支流域を含めて熊本県のほぼ中央部に位置し、宮崎県境に程近い三方山の源流より西流し、県央を横断する形で貫流している。その流域は上益城郡山都町を始まりとして、上・下益城、託麻の平野部を潤しながら河口に位置する熊本市・宇土市まで4市8町1村に及ぶもので、古来より流域に生きる人々と密接な関係を保ち続けてきた河川である。近年の調査によると、流域内には約53万人の人々が生活しており、県内人口の約3割の人々が現在でも緑川水系との関わりを持っている。（表-1）⁽¹⁾また、

表-1 緑川流域の概要（国土交通省ホームページより）

項目	諸 元	備 考
流路延長	76km	全国66位／109水系
流域面積	1,100km ²	全国62位／109水系
流域市町村	4市8町1村 (H24. 3現在)	熊本市、宇土市、宇城市、八代市、嘉島町、菊陽町、益城町、御船町、甲佐町、美里町、大津町、山都町、西原村
流域内人口	約53万人	H19年（第8回）河川現況調査 【調査基準年：H12度末】
支川数	58	H19年（第8回）河川現況調査 【調査基準年：H12度末】



第81図 緑川水系図（国土交通省ホームページより）

この流域に近接する熊本市の人口密集地の生活を維持する地下水の保全にも、この緑川流域内からの地下水浸透が大いにその役割を担っていることを考えれば、緑川水系の恩恵を受けている人々の数は、より大なるものになると言わねばならない。

この緑川の中流域において、平成15年度より、豪雨期浸水被害の対策として国土交通省の「緑川上流地区水防災対策事業」が行われ、上益城郡甲佐町東寒野地区、同じく甲佐町上揚地区、下益城郡美里町岩下地区で輪中堤の築造や住宅の嵩上げ等が行われた。その工事に伴ない、現地では、緑川に残る近世以降の河川土木遺構の埋蔵文化財発掘調査が行われた。この調査により、鶴ノ瀬堰の石敷きはもちろんのこと、両岸の堤防石積みや刎など、近世期を初源とする長大な河川土木工事の遺構が出現した。もちろんこれららの遺構は、ただ単なる遺構としての性格だけではなく、現在も河川堤防や取水堰としての役割を担い続けており、過去から現在、そして未来へと流域の人々の生活と密着して紡ぎ続けられている重要な構築物といえる。これらの河川土木構築物群はこれまで、正確な調査が行われておらず、系統づけた評価というものがなされていない。それよりも、災害や気候変動のもと、近現代の河川改修工事のなかで大きな変容をとげたり、姿を消してしまったものが多くみられる。近代まで物品の流通や生活基盤として大きな役割を担っていた河川が、鉄道や道路網の拡充とともに、その役割を終え、さながら大きな排水路であるかのようにおとし込まれている現状さえみえる。このようななか、甲佐町や美里町で確認された河川土木構築物群は、単なる過去の遺構ではなく、現在も緑川の治水や利水に大きな役割を担うとともに、地域社会の形成や、その沿川の住民の生活や生産活動と密接に結びついていることが確認された。

天保年間（1830～1843）に作成された「緑川図」⁽²⁾によると、近世期の河川土木工事は甲佐町上揚地区を最上流として描かれている。これは、緑川が上揚地区を境として緑川の様相が大きく変化するからで、その上流域は流れも急で、深い崖に挟まれた渓谷をなしており、その下流域においては、平野部のなかを緩やかに流下する2つの顔をあわせもっている。甲佐町上揚・上豊内地区が、上流域と下流域を結び、物資の輸送や人々の往来の要の地となっていたのである。そこで、この発掘調査で明らかとなった遺構を通して、現在の河川の姿の原形を造り上げた近世期の記録を中心としてこれらを評価してみることとする。

1. 緑川の土木工事

緑川の土木工事はいつの頃から始まり、どのように進められていったのであろうか。近世期以前は史料も乏しく、詳細を述べることは困難であるが、そのなかで特筆すべきは、川尻大慈寺開山の寒巣義尹による、大渡橋の架橋と錢塘の干拓事業であろう。『川尻町史』によると、「弘安7年（1284）、寒巣禪師が錢塘に波止を築き50余町歩の干拓事業を完成させたことと、…（中略）…大方の喜捨を乞い建治2年（1276）5月大梁橋一大渡橋一を架設されたことがあるのは文献上の遺蹟である」とあるが、他の緑川の土木工事にまつわる史料は見つかっていない。

では、緑川の治水・利水の土木工事は、いつ頃から本格的に行われるようになったのであろうか。国土交通省の『緑川水系河川整備基本方針』には「緑川における治水事業の歴史は古く、加藤清正が天正16年（1588）に肥後領主として入国以来始めたとされ、熊本城下を洪水などから守る清正堤と呼ばれる堤防の構築や支川御船川の流路の付け替えなどを実施した。さらに轡塘・大名塘など、河川の合流点付近の川幅を広くとり、洪水を緩やかに流すための工夫も凝らしている」とある。

また森山恒雄は、雑誌『月刊建設』において「（略）今日の益城平野の美田を生み出している河（緑川）でもある。その治水と灌漑用水井手の造成の基盤は、加藤清正によってなされていった。加藤清正是慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いの結果、肥後一国の領主となり、かつての小西行長の領地であった益城・宇土・八代郡の3郡をも統治下に置くこととなった。そこで、清正は、前述した熊本平野を造成するための加勢川の堤防工事に着手するとともに、緑川の河川治水事業に着手することになった」⁽³⁾と述べている。その治績に、

熊本市富合町小岩瀬、熊本市川尻町、嘉島町犬渕の流路の掘替、御船川の掘替、鵜ノ瀬堰の築造ならびに甲佐町上揚・上豊内・寒野地区の流路変更と佐保川（現津留川）との合流などの事業を行ったとされている。また、緑川沿川の地域住民に話を聞くと、多くの人は緑川の堤防のほとんどを加藤清正の土木工事の成果だと語る。緑川流路の掘り替えや、治水堤防・利水堰の工事など大規模な工事を行うには、それなりの財力と労働力の動員が不可欠であるため近世以前の地方小領主たちの力では不可能に近い。小規模な治・利水の施設はあったにせよ、大規模な取り組みは、天正16年（1588）に加藤清正・小西行長の肥後半国領知以後のことになる。そのうえ、緑川・加勢川のラインは、加藤と小西の領地の境目となっているとなれば、緑川に手を入れることは、紛争の大きな火種となることは明らかである。特に今回の調査区域となった甲佐町上揚・東寒野地区は小西支配地の真ん中であり、小西が関ヶ原の戦いで敗北するまでは、加藤といえども手を付けることはできない。そこで加藤期を初源として緑川流域の河川土木工事は行われていったと考えることができる。

では緑川の掘り替えや河道の整備は、何時頃からどのように進められていったのであろうか。森山恒雄は、「旧来、緑川は日向（宮崎県）、阿蘇外輪山を水源として、矢部・砥用・甲佐の山間部を流れ、上揚村（現上益城郡甲佐町上揚）から北に方向を曲げ、豊内村（現上益城郡甲佐町豊内）の甲佐岳の山麓部を縫って、横田村（同甲佐町横田）、早川村（同甲佐町早川）を経て約12キロメートル下流の秋只村・万ヶ瀬村（現上益城郡御船町豊秋）にて、五ヶ庄・駿遊院から流れる佐保川に合流する形をとっていたといわれるので、現緑川の流路より東側3キロメートルの山麓部を流路としていた。一方、九州山脈の五ヶ庄・駿遊院から流れる佐保川（現駿遊院川・津留川）は佐保（現下益城郡中央町佐保）、岩下（同中央町岩下）を経て現緑川の流路をたどるという河川であったといわれている（「勝国治水遺」）。従って旧緑川と旧佐保川の二つの河が約3キロメートルを距てて狭い山麓部を縫って流れる形をとっていたため、この二つの河の周辺農村は常時、大洪水に悩まされていたのである。このような旧緑川と旧佐保川の2流を見た清正は、この旧緑川と佐保川の2流を一つの河に合わせる策をとることとし、旧合流点よりはるかに上流で旧緑川と旧佐保川を合流させるために、鵜の瀬（現上益城郡甲佐町鵜の瀬）に堰を設けるとともに、鵜の瀬の堰下より約3キロメートルの新川を掘って、中山手永岩下村（現下益城郡中央町岩下）の下にて旧佐保川に合流させることとして、旧緑川は旧佐保川に合流した新緑川の流路とした。この河が現在の緑川である⁽⁴⁾と述べている。この森山恒雄の論拠となっている「勝国治水遺」⁽⁵⁾とは、下益城郡杉島手永や八代郡野津手永の惣庄屋を歴任し、野津手永惣庄屋時に「四百町新地」「七百町新地」等の海浜の干拓新地築造を推進した人で、天保年間に加藤清正の土木工事等の事業を調査した鹿子木量平維善が記したものである。この「勝国治水遺」に

一、御先代に緑川能水理を修、御國益を開き玉ひし御遺跡を考るに、水源より矢部砥用甲佐の山間を流て堤無し、甲佐手永上揚村より始て堤有、往古者甲佐に二流有、緑川佐保川能別なりしを、慶長年中清正公、杉村茂吉・森勘左衛門を奉行として、緑川を佐保川に合せて一流と為し（後略、句点は筆者による、以下同）

との記述があり、これが、緑川治水工事の河道掘り替えが加藤清正工事説の根拠となっている。また同書に（略）古の緑川者豊内半瀬より岩能鼻に至、立岩水神者猶有大瀬なりしと云、其外浅井、深井、上下早川の名皆流より出、其恒有に、夫より白岩大瀬也、山出、陳、秋只能前を過、犬塚水神大瀬なりしと云、佐保川者具附岩、蛇渕、か免岩、夫婦岩、金八森、船井神、和田内、田口、府領、出水と有之、両川一流と成し水理も古の佐保川の流と見えたり（略）

と小字地名まで詳細に記し、緑川・佐保川の合川の工事の跡を検証している史料である。しかし、後記ではあるが同じ「勝国治水遺」のなかに鹿子木自身が、緑川に関する土木工事を「御先代」つまり加藤清正の事蹟として書き上げたうえで

（略）今其事を記したるものなけ連と、水の低きに流る嫌疑う邊からす（略）

と記している。その当時、鹿子木自身が現地での視察・聞き取りの上で、加藤清正に対する信奉と、自らの土木工事の巧者としての見方より評価を記したものと思われる。

では、このことを根拠に緑川の河道整備は加藤清正の手によるものと断定してよいのであろうか。ここで、加藤清正期により近い史料として、幕府より近世期を通じて数度差し出すよう命じられた国絵図が現存する。一つは「肥後國絵図」(慶長国絵図)⁽⁶⁾であり、一つは「肥後國中之絵図」(正保国絵図)⁽⁷⁾である。『新熊本市史』や『新宇土市史』の解説を見ると、前者は慶長10年(1605)前後に描かれたもので、後者は正保年間(1644~1648)に描かれたものとなっている。この2つの国絵図の比較により、前者より以前の改変ならびに、この両者の間約40年間の緑川の改変の姿が浮かびあがってくる。慶長国絵図を見ると、緑川本流の左岸に飽田郡小岩瀬村が描かれている。本来緑川が境界であった下益城・宇土郡と飽田・託麻郡の境の南側、下益城郡と小岩瀬村は地続きとなっている。これは慶長5年(1600)の加藤清正の一国支配以後の改変と見えてるのが順当である。

また前者と後者を比較してみると、慶長国絵図と正保国絵図では、数ヶ所緑川の河道改変が行われていることが確認できる。一つは下益城郡杉島手永杉島村が左岸より右岸へ、上益城郡鰐手永犬渕村がやはり左岸より右岸へ、御船川が今城村と小坂村の間を流れ屋形川へと流入しているのが、小坂村より西流して上島村で緑川と合流している。また甲佐手永吉田村が緑川の左岸より右岸へと位置を移している。このように、慶長国絵図より正保国絵図の間約40年間で、所々に河道改変の痕跡を見てとれるのである。では、今回の甲佐町上揚・上豊内地区の改変はどうなっているのであろうか。森山恒雄を始め多くの論考では、鶴ノ瀬堰の築造は慶長13年(1608)3月となっている。また鶴ノ瀬堰の築造と緑川・佐俣川の合川は同時期でないと意味をなさない。ところが「慶長国絵図」ではすでに緑川と佐俣川は合流している。これはどういうことであろうか。もともと緑川・佐俣川は合流し中山手永岩下村より下流は一筋の流れしかなかったのであろうか。しかし、その後に描かれた「正保国絵図」「元禄国絵図」「天保国絵図」があるが、それらの全てに、甲佐手永豊内村より木倉手永秋只村まで2つの流れが描かれている。つまり、往古は二流ありとの言を裏付けるものである。そこで、この上揚・豊内を始まりとする甲佐地区は、洪水災害のつど緑川・佐俣川が流れを変える災害常襲地帯であつただろう。それにより緑川・佐俣川とともに洪水ごとに川筋を変え、沿川の住民に災害を与え続けていたのである。そのことが鶴ノ瀬堰の築造ならびに一筋の河道へとまとめるという土木工事への希望を生みだしていたのである。そこには、甲佐町上揚地区より美里町(2004年11月中央町と砥用町が合併)岩下地区へと流れる河道も存在していたと考えられる。そこへの複数の河道の集川がなされていったものと見える。

しかし、この時期の短期的な工事では、天保期に描かれた「緑川図」に記されている河川土木工事の全てはなし得ないだろう。その後長い年月を経ながら川絵図に描かれた塘筋や河道内の水制などを築造し、より安全で利し易い川筋造りを行っていった。甲佐町糸田の「緒方家文書・古今集覽」に

一碧川往還塘筋之儀、正保年中ノ頃迄ハ塘逆無シ、慶安年中より友筋築初ム、寶曆四年迄二百十年程ニ成ルト云⁽⁸⁾

という下りがある。正保年中(1644~1648)までは緑川の往還は、川に並行して通っているが、塘は築かれていなかつた。しかし慶安年中(1648~1652)に塘筋築を始めて、宝曆4年(1754)の今に至ると、塘筋往還は出来ているというものである。緑川筋往還が堤防の上に直ることによって、通行の便利や緑川増水時の往来の危険度も軽減され、洪水による灾害も減ったということがわかる。

また永青文庫所蔵の「御奉行所日記抄出」⁽⁹⁾の記述に、東寒野地区での河川工事に関するものがある。

延宝五年七月条

一永良助丞被罷出候、甲佐手永寒野と申所、用水御普請御座候、しからミを仕、ひろい石を入申候、及暮申候ニ付役場を仕廻、御百姓共罷候跡ニ夜すからさわかしく有之候、翌朝役人共罷出見申候処、かわ

ろう加勢仕候ものと相見へ、右之からミニ石をすきと入、仕廻しめし置申候、五日手間ほとの所を一夜に仕廻申由、助丞被申候事

延宝五年七月条

一甲佐手永寒野水よけしからミ、かわろう加勢仕由二付、相良喜右衛門二様子相尋候処、上寒野坂崎清左衛門知行所ニ而候、家わく三ヶ所仕、二ヶ所は甲佐手永より仕、壱ヶ所ハ砥用手永より仕候、砥用之者共八山之儀ハ心得、川之儀ハ不勝手二有之、川祭礼仕候、夫ゆへか砥用手永之わくニ石大分入申候、二夜三夜ほとニ加勢仕、右之通候、砥用之者共川たち成不申二付、川内ニ有之大石なとわくニ入申儀成不申處ニ大石なと入居申候、喜右衛門御普請申付候所ニ而候付、參見届候由申候、重而彼地へ被参候者弥様子見届候へと申渡候事

延宝五年七月七日条

一般部武兵衛江戸御留守居詰ニ被罷越候ニ付、今日爰元被罷立候事、但中益城寒野村川よけ御普請有之刻、川ろう加勢仕候儀、承可被参との儀ニ付書付相渡候覺

当四月中、中益城甲佐手永寒野村と申所ニ川よけの御普請有之、砥用手永より家わくを入させ中候、砥用手永之者共八山之儀ハ能心得、川之事ハ不得手ニ有之ニ付、川まつり仕、懸くりなといたし候、家わくハ取立石を少々入申候処、何者共不存、夜普請仕候物音御座候、翌朝見申候へ者、十四五人持程之大石なと大分入置申候、如此ニ夜普請仕、人夫四百人程之手間を助り申候ニ付、夜普請仕たる者無之候間、定而川ろう加勢仕候哉と所之者共申候由、御都奉行永良助丞并御普請申付人相良喜右衛門申聞候事

この史料は、鶴ノ瀬堰直下の甲佐町東寒野地区における川普請の記録である。この史料に出てくる坂崎清左衛門は、この東寒野に知行所を持っている者で、この延宝5年（1677）には、この年の10月23日に藩家老に當用される人物である。この史料は、この坂崎の知行所周辺の水利普請ならびに川よけ（川堤防工事）の普請が行われた記録である。この工事は、緑川中流域における鶴ノ瀬堰及び周辺が甲佐平野の農業利水の基幹を成す地域であり、近世期を通じて度々の洪水で破損する鶴ノ瀬堰の補強ならびに、甲佐平野の開発と取高増をねらったものである。しかし、この川よけ普請が、藩主導の工事として夫役の人々に過度の労働を強いたことは想像に難くない。そこで川普請に「かわろう」（河童=かっぱ）の加勢があり、順調に工事が終了したと強調したかったのである。さて、この普請は「宝曆の改革」が行われる以前の工事形態である。宝永5年（1708）の大洪水では、「上農田仁田子大河筋摺ノ鼻まで塘筋跡モ無シ」¹⁰というほどの大灾害となってしまい、上揚村塘筋も甚大な被害を受けている。翌宝永6年（1709）に復旧工事が行われているが「翌春御上江及御沙汰御銀五十貫目相渡ル」¹¹と復旧工事費用が藩庁より財政出動されている。また「右之御銀を以御普請日雇夫ニ成塘筋其外所々破損所相調惣友奉行清水清右衛門井石方友奉行辛嶋宇兵衛中嶋久平也」¹²とある。「友」は塘のあて字であるが、藩庁より藩士を工事責任者として派遣し、財政出動の銀を使って日雇夫を雇い工事を行ったものである。このことは、緑川の復旧工事が藩庁の重要課題であり、日雇夫と呼ばれる定雇いの土工集団を動かし、且つ藩士の内より複数を現場の責任者として派遣して工事を差配させるという念の入れようである。このように度重なる緑川の洪水により、甲佐手永内では塘切れ、塘根切れの災害は枚挙にいとまがない。本章末の年表を参照してもらうと、たび重なる洪水災害とその修復工事だけでも多大な労力を費やしたのが分かる。洪水の災害は、ただ単なる緑川筋の堤防決壊だけではなく、その奥に広がる水田や畠などの農地の荒廃を引き起こし、居住する家々の倒壊や人命までをも危うくする。『熊本藩年表稿』¹³によると慶安3年（1650）の洪水では「溺死360人、牛馬600匹、人家4242軒流出」する程の大灾害が起きているし、延宝6年（1678）の水害では「水損田畠66750石余、塘61895間、潰家13039軒」という被害を出している。これらの災害により、熊本藩は多大なる財政出動を余儀なくされたことであろう。また復旧に係わる労働力も多大なものとなっている。『熊本藩年表稿』によると、万治元年（1658）の鶴ノ瀬堰さぶた普請

には「益城郡各手永より34697人夫役出る」とあり、また延宝6（1678）年には「横島より小天村までの塘4000間余、根切普請の人夫8万人余」「錢塘手永五町村西走渕村両所の切所潮留を行う、夫数5～6万人の見込み」とあるように、これらの夫役は地城住民への負担として重くのしかかっている。夫役は益城郡の各手永への手永の規模に応じて割当てられ、前出の寒野村川よけ普請にみられるように、工事現場に役場を取り建て泊まり込みでの工事を行っていた。「御役人四人御役所より被差出塘筋等相調」と藩庁からは現場の直接指揮にあたる藩士が派遣され、現場業務の一切を取り仕切っていた。ここまで労力と費用をかけてでも、これらの普請は早急に行われねばならなかった。このような形態の藩庁主導の工事も、「宝曆の改革」を境として、徐々に手永を主体とした方向へと転換されてゆく。各村々や各手永が起案して、郡代経由で藩庁へ許可を申請し工事を行う。その際に工事の入目銭などの積書も作成し添付してある。工事費用が不足の場合は、藩庁への押借（借入金）を申請し、数年や数十年単位で返済してゆくものである。そのため、各手永には様々な種類の経費や備金が積み立ててある。この備金の件は後述するとして、このようにして工事は行われる訳であるが、緑川の修復工事で特に鵜ノ瀬堰や鯉手永の八竜塘などの工事は上益城郡中の受け持ちとなっている。文政12年（1829）に甲佐手永惣庄屋木原寿八郎への裏賞申請が、時の上益城郡代荒木万蔵より藩庁へ提出されている。¹⁰その申請書の添付書面である「覚」のなかに

文政三辰年より同六末年迄出来

一鵜ノ瀬仮磧中程家荘荒五拾間 上豊内村

幅四間

但井手下村々申談御郡中受丁場取計其受負錢を以割石買上打込入申候尤右場所増水毎二破損仕井手口之方ハ水脇二相成砂居上……

とあり、鵜ノ瀬堰の修復について、郡中受の丁場取り計いを、甲佐手永の惣庄屋が中心となって行っている。天保3年（1832）に甲佐手永緑川塘筋ならばに鵜ノ瀬堰・麻生原堰の修復を行った際に「子年以来之凶年在中之困窮も無申計相見餘計之御普請入目手當差支候處より押借願出候儀ニ候ヘハ第一御所勢ニ係り候塘手等之破損は又暫も難被閣事ニ付」¹¹と、修復料を藩庁に押借する願書が出されている。これを見ると、子年以来の凶作年が続き、在中の百姓衆は困窮している。そこで手永では、緑川筋の普請料の入目銭の手当でも差し支えている。しかし、塘などの破損は年貢徵収や日々の生活などの所勢にも関わり、藩への影響も大きく、暫らくの間も工事の延引は許されないので、やむ得ず藩庁に公金の貸し出しを願い出たものである。これを受けて藩庁勘定方は公金貸し出しの許可を出している。つまり、田畠の荒廃や住民生活の困窮を取り除くための施策として早急の復旧は、当時最大限の命題となっていたのである。近世という時期に区切って言えば、甲佐手永においては洪水による塘切れ破損、田畠の荒廃、地域の難渋、土木工事による復旧というサイクルを繰り返し行っている。

では、今回の上揚・東寒野地区の発掘調査区域を見てみよう。上揚地区においては、調査I区からXII区までの区画に分けての調査を行っている。上揚地区は緑川右岸に属し、下流より上流に向けて調査I区からXII区への割り振りとなっている。もちろんこの石積み堤防の上は県道三本松甲佐（220号）線が通つており発掘調査も安全度を見計いのうえでのものとなっている。このなかで調査I区からIII区の区画の石積遺構は比較的新しい時期のものと考えられる。小振りの切石様のものを使用し、目地も水平に通すという手法である。また石1つ1つの控の部分も割と短く、近世期の石積みと云うよりも近代以降の石積み技法により類似していると見てとれる。明治45年7月13日に緑川は大洪水を起こしており、上揚・上豊内・仁田子・対岸の美里町岩下などでは堤防の決壊が起きている。工事記録がある訳ではないので、この調査I区からIII区の石積みが、その時期に比定することはできないが、それ以降の石積みであるという可能性が強い。石積み前面には根固めのように石敷様に石が並べられている。これには蛇籠様の痕跡も見てとれる個所も見える。また、図面I・II・III区-2と3にまたがる図には整然と積まれた石積みが見える。これは本塘石積みへの

水当たりによる崩落を防ぐために築かれた前堤と思われる。安政2年（1855）2月に藩庁選挙方へ提出された、甲佐手永惣庄屋丸山平左衛門の褒賞を申請した「町在」の記録「御内意之覚」の中に、上揚・上豊内地を含む工事記録^[10]がある。それによると

一鞘巻間数五百九拾壱間

此夫壠万千七百參拾六人

此入目銭七拾九貫弐百七拾目三分壱厘

但上豊内地田子大町有安糸田津志田都合六ヶ村縁川筋水当強りケ所ニ寛政文化文政近クハ天保之初…

（中略）…水当強り本塘ニ操付ケ石垣柵之様ニ相成小前共霧雨之比不安心之処より…（中略）嘉永元

申年（1848）より上豊内地を初年毎ニ根團鞘卷御普請被仰付候処鞘ニ荒波を受本塘ニ水当薄相成…

一打石長弐千三百六拾八間

此入目銭九拾壱貫百六拾目壱分

但上揚東寒野西寒野上豊内地田子大町有安糸田古閑和田内上田口麻生原吉田津志田都合拾四ヶ村塘手

根團打石等追々被仰付候分

とあり、調査Ⅰ区からⅢ区に見られる、石を投げ込んだような石列状の遺構が「打石」であり、図面Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区-2から3にかけての整然とした石積み前堤が「鞘巻」の石積みである。本堤石積みを見ても図面Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区-2と3にまたがり「鞘巻」が残っているところの石積みはその上・下流の石積みと石面が異なっている。これは、洪水の度ごとに「塘切・根切」を繰り返してきた堤防ではあるが、崩落せずに残った部分と考えられ、本堤の基部は、近世期まで上の可能性もある。「鞘巻」の内側に隠れて見えない部分の石垣を見ると、この本堤の修復をかけた築造年代もある程度比定できるかもしれない。またこの「鞘巻」と見られる石積みは図面調査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区-4にも見られる。しかし、その延長がどのくらいであるのか、破損の個所ともに確認できていない。また、この調査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区に見られる「打石」は大小様々な大きさの石が混在している。これらの石の内、比較的大きな石があるが、これは当初この川堤防に使用された石材ではなかろうか。塘切れなどで崩落したものを根固いの打石として再利用したものである。本塘筋の石積みの形状は比較的新しい石積みであると述べたが、「鞘巻」に保護されたかたちで残っている位置では周辺とは積み方に差異が生じている。下部の石は、「鞘巻」の上・下流部や、上部3段の石と大きさが違う。つまりこの部分は「鞘巻」により崩落をのがれ、周辺はその後に積み直されることによって差異が生じたものであろう。それと同時に、調査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区を通して、上部3段の石積みは県道整備を行う時に笠上げしたものである。

第Ⅳ区においては特筆すべき石組みが残っていた。石刎の形状がそのまま出現したのである。この刎は「縁川図」に記載されている。上揚村下流側の川塘筋に3ヶ所の「三角刎」が描き込まれてあり、（写真図版2「縁川図」参照）上流側から順に「刎六間 下口一間 高式間五合」「刎拾三間五合 下口式間 高二間五合」「刎六間 下口一間 高二間八合」とあるが、その2番目の刎に該当するものである。刎先の角石（すみいし）の形が状態良く残っている。今まで、道路面の高さまで土に覆われていたため、刎出しの形は確認できていなかったものである。しかし、角石を含めて積み直しが行われたものとみられ、形状的にゆがみなどがあり、築造あるいは修復の時期は判然としない。なおかつ、切石・丸石などの混在により、緊急の処置と見えなくもない。

調査V・VI・VII区の石積みについては、調査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ区に比べて時期的に古いものである。もちろん、数度の積み直しの痕跡は認められる。そのことは、石積み面に不連続の線が見えることでも明らかである。石積みの下部には割石・切石などの比較的大きな石を用いたものとなり、中間部では切石・割石・丸石の混在となっており、最上部では丸石を主とした積み方となっている。最上部の2ないし3列は、堤防の笠上げを兼ねた道路の拡張整備時に積み上げたものである。また最下部層の石積みも積み方は雑で築造当初のものであるかどうかは確定し得ない。前述調査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区石積み最前列の「打石」に混在する大型で、

築造当初に用いられたと見られる石に比べると少し小さめになっているということを考えれば、近世期に數度となく繰り返される「塘根切」の後に積み直されたものと見るのが妥当であろう。中間部はその後の「塘切」により最下部より上の部分が「崩落」の状態となり、崩れ落ちた石などを再利用して積み上げたものと見える。特に図面VI-2区に、その積み直し・積み増しの痕跡は顕著にわかる。最下部は大型の石を中心とした「乱積み」中間部は丸石や割・切石の混在、最上部2段は切石による積み増しと、この石積み堤防の修復履歴を物語っている。

調査VII区についても調査V・VI区と同様の石積み積み直しの履歴が見てとれる。しかし、この調査VII区には、今回の調査の中でも特筆すべき石積みが現出している。それは逆台形状の造構である。これについては、緑川舟運との関連が強いものであるので後述する。次に調査VIII区についてであるが、この施設も近世期に整備されていった緑川の治水土木工事のシンボルというものである。「緑川図」によると、近世期の緑川右岸堤防工事は、上揚村村上より始まっている。それより上流は川岸が崖状に高くなってしまっており、堤防を築造するような必要はない。この上揚村村上あたりより、水面と岸辺の落差が低くなり、堤防がなければ洪水時に両岸は被害を受けることになる。最悪の場合は洪水によって緑川の河道が位置を変える可能性も大きい。そこで、この場所より堤防を築き始めている。その堤防を築き始めてすぐの右岸に長大な刎が存在する。「緑川図」によると「刎三拾六間三合 下口六間 高二間三合」の規模をもった刎である。これは刎の長さが65メートル強、川岸より川中への出し幅が11メートル弱、高さが4メートル強にもなる刎である。ちなみにこの刎設置部の川幅は「三拾七間」となっており約66メートルである。つまり川幅の6分の1を塞ぐ形で、この刎はせり出している。この刎は、この位置まで下流してきた緑川の河水を、南岸（左岸）側へと方向付けするための大きな役割を持っている。つまり水流誘導の役割を担っているのである。このことは、この刎より下流に存在する「鵜ノ瀬堰」との関係が大きい。では、この刎の石積みについて見てみよう。刎自体は惣石巻⁽¹⁰⁾の塘となっており、水当たりの強い川面側ならびに川裏側も含めて、全体を石で巻いてある。調査VIII区平面図を見れば、緑川水流が常に当たり続ける刎の崩落を防ぎ、刎の役割である水流誘導を円滑に行うための工事と考えられる。もちろん、それでも洪水による破損・崩落は引き起こされている。川裏側の石積みを見ると、数本の不連続線が確認でき、積み直しの痕跡が確認できる。また川表側前面には、調査I・II・III区に見られた「打石」より大型の石が「打石」されている。これは刎の崩落を防ぐための措置であろう。上揚往還遺跡出土の石積み等の築造時期は、「緑川図」等にあるように近世期まで遡る事ができるが、詳細な時期は確定し得ない。出土した様子から、近現代まで破壊と修復がくり返し行われていたことが分かる。

では次に緑川左岸の東寒野区の調査区を見てみよう。左岸側川岸の石積み堤防は鵜ノ瀬堰の石敷きと連動して構築されている。鵜ノ瀬堰を緑川の水流が越流することによって、緑川本線河道と大井手の取り込み口である築場への水流の分水を図っている。そこで、洪水がおこれば必然的に越流部の水量は増大する。前述した甲佐手永惣庄屋の事蹟⁽¹¹⁾のなかに「鵜ノ瀬磧中程家廬荒五拾間」とあるように、大洪水時ではなくとも鵜ノ瀬堰は破損の危機を常に孕んでいる。緑川本流の水量が常にこの堰に負荷を与え続けているから当然であろう。つい先年も緑川水系の大増水によって破損している。その際越流した水流は、その堰の特性上左岸の川岸に崩落の危険性を与えることとなる。そこで左岸にも頑強な石積み堤防をつくる必要があった。しかし、この部分は越流の水量が増大すれば、鵜ノ瀬堰の石敷との関係で最下部の根の位置が常に水流に洗われ続けることになる。そこで根切れを引き起こすこととなる。石積全体立面図（第20図）を見ると、上流側から3分の1程までとその下流においては、石積みの面が大きく異なっていることがある。上流側では小型の丸石が中心となっており、下流側では大型の石が中心となっている。またその下流側においても、上流側半分は大きさの揃った石積み、下流側はより大きな石と小型の石の組み合わせとなっている。上流側は越流の際の水当たりが最も強い部分であり、幾度となく崩落を起こしたことであろう。そのため再々の積み直しが行なわれていると思われる。右岸側の上揚地区の石堤防上部の積み直しの状態とよく似ている。中間部は、

洪水による被害が少なかったと言える。もちろん最上部の1列は丸石等による積み直しの跡の不連続線は見えるものの、比較的安定した石積みの面を見せている。左岸側川岸石積みのなかでは、この部分が一番古い形態を保っている。下流側は、より大きな石と小型の石・丸石の組み合わせとなっているが、この部分にはもともと石組がなかったのか、あるいは中間部で支えられた水流が再度の水勢を増して川岸に突き当たったことで崩落したかと考えられる。石積みのなかの特大の石は、もともと鵜ノ瀬の石敷きに使用していたものが、洗いほげで崩されたものを再利用した可能性が高い。その大石を組み合わせたすき間に小型の割石や丸石で埋めて築いたと見るのが妥当である。この川岸石積み護岸でも、複数回の積み直しが行われ現在の姿になっている。

鵜ノ瀬堰の堰堤石敷も、左岸東寒野側で調査を行っている。調査区より川中央部は、近世以後の災害の被害によりコンクリート構造となっているので、今回の調査の範囲でしか確認はできなかった。「緑川図」によると、この鵜ノ瀬堰の石敷堰堤は左岸側東寒野隣接部で上流より下流までの堰幅幅「七拾間」⁽¹⁰⁾となっており、約125メートルもの幅を持った強大な堰である。この緑川最上流部におけるこの堰の役割は単に水流調整だけでなく、受益面積「241町1反余」⁽¹¹⁾の水田を潤す“大井手”的取水分流の役割も担っている。この堰が破損することは、240ヘクタール以上の水田の水の供給が止まり、先産への大きな打撃となることは、火を見るより明らかである。よって、鵜ノ瀬堰の堤体は強固なものでなければならなかった。安政2年(1855)の「町在」に、甲佐手永惣庄屋丸山平左衛門の甲佐在勤中(弘化2年(1845)以降)の功績書「覚」⁽¹²⁾が甲佐手永の会所役人である守田恒助・児成彦兵衛より差し出されている。そのなかの鵜ノ瀬堰の修理についての下りがある

鵜瀬損所

一石積一ヶ所

敷坪九百武拾五坪六合六勾七才

此入日銭五拾壱貫九百九拾六匁三分八厘

…鵜瀬損御普請堅固丈夫之御仕法ニ而右礎石以前者式尺方之割石此節者三尺方之割石ニ而敷方…

鵜ノ瀬堰の堰堤の破損個所925坪余の修復を割石を使って行っている。以前の修理では「式尺方」(0.6メートル4方)の面の石を使っていたが、今回は「三尺方」(0.9メートル4方)の割石にして敷き詰めた。以前の敷石普請より、より強固な石敷の堰堤になったとの記録である。鵜ノ瀬堰の築造当初の石の大きさはわからない。しかし、修復を数度となく行うなかで、使用する割石の大きさが小さくなっていたのであろう。大きな石を割り出すことは、労力的にみても運搬や敷詰め等の作業にもより大きな負担がかかる。しかし、常に破損のリスクと向き合わなければならないとき、少しでも被災の確率を小さくするために、時の工事関係者の苦悩と知恵をしぼった上の工事方法の選定である。

図面を見ると明らかなように、この石敷に使用されている石は巨大なものである。熊本城の石垣に使用されているものよりも大きい石も使用されている。しかも、このような石敷きの場合には、表面に出ている面の長径より、控えの部分がより大きくなるような組み方をしてある。そして城石垣と大きく違う点は、すき間が非常に多いということだ。よってそのすき間には、小型の石を打ち込むことによって、表面の整形を行い強度を増す手法が用いられている。残念ながら、熊本県内を始めとする多くの川々の堰堤は、コンクリート製に造り変えられてしまっており、築造年代や修復年代・あるいはその技法を比定することはできない。しかしこの使用された石の大きさを見ると、この残存部の石組は近世期までか上がることができる可能性が大である。またこの石組の表面に直径約20センチメートル程、深さ25センチメートル程の穴があけられている石が見られた。川岸より徐々に川に平行する間かくは狭くなっているが、2列の並行する穴の列である。矢野四年生はその著書『加藤清正 治水編』⁽¹³⁾のなかで、石に穴をあけ石と石とを松の丸太でつなぎ合させて洪水の対策としていたと書いているが、残念ながら今回の調査では、そのような穴あきの大石は見

出されていない。堰堤下流部に、古い洪水で流されたと見られる敷石様のものにもそのような大石は見受けられない。それよりも、この穴あきの石は整然と列をなしていることを見れば、対岸に堰堤上を渡ってゆく板橋の柱を建てる穴か、あるいは梁様の仕掛けを作るための柱穴かと考えられる。

以上、今回の調査区の石積み・石敷きについて述べてきたが、近世期を通じて緑川の川塘ならびに鵜ノ瀬堰は、洪水の度ごとに「塘切、根切、洗いほぎ、破損」などの災害被害を受け続けて、その度ごとに修復・復旧を行うということを繰り返してきた。そのことが、石積みなどの積み直しの履歴に見てとることができる。石積みの石に工事履歴などが書き込まれて^{四〇}いればよかったのだが、工事時期の確定ができないのは残念なことである。

2. 近世期における工事の財政

1. でも述べたように、近世期においては緑川の修復工事は数度となく行われている。ではこれらの工事費用はどのようにして賄われたのであろうか。1. でも述べたように「宝曆の改革」以前は、藩庁より普請方役人が派遣され「塘奉行」や「普請奉行」として現場の指揮官を担当していた。百姓を始めとする小前共は「夫役」として工事の実際の労働力として参加していた。小規模の工事であれば「日雇夫」という常雇いの人夫たちが現場に出向き、完工をさせていた。その際の工事費用については、1. でも述べたように「御銀五十目」などの、藩よりの財政出動をもって賄っていた。

しかし、「宝曆の改革」以降は、土木工事の主体は郡や各手永へと移管され、村々や手永々々より、「夫数、入目銭、明儀、杭、石数、竹木」等に至るまでの細目の見積書を作成し、藩庁への許認可を求める際の上申書に添付し、郡代の添書を付け差していた。そこで藩庁より「御郡横目」が現場での見分を行い妥当であれば許可されていた。この時に、手永や村々に資金の調達に不足が生じた時は、その工事の必要性を訴え、藩庁からの資金拝借をも願い出て、手永惣庄屋や庄村屋などはその実現に奔走することとなる。天保7年(1836)の「町在」に甲佐手永惣庄屋江副寛之助の褒賞記録^{四一}がある。そのなかに

銭六貫百六拾三匁五分余

夫老万四千武百九拾八人

右者甲佐手永上掲村より坂谷村懸り砥用境迄毫里四合程之道筋至而山坂嚴嶺之細道近年二至候者牛馬道路を絶候程ニ相成所柄甚難済仕年来新道立願出居候得共太造之儀取懸り出来不仕押移居申候処去春寛之助奉順右之通之夫力入目銭を懸ケ幅式間通為差坂茂無之様新道出来仕……

となる。この道路は、上掲村の堤防上より広瀬まで通じる道であるが、この工事では、惣庄屋江副寛之助が、銭6貫613匁余の銭高を都合し、人夫1429人を使って2間幅の道を約6キロメートルに渡って整備したものである。また

石手三千百五拾間余

入目銭百八貫式百三拾目余

但新石垣新削并古石垣古削取繕根圍打石礎所石疊取繕等一切己年以来出方分

夫三拾七万六千九百人余

但子年以来洪水破損跡新塘築立并古塘笠腹井手堤渡夫石手ニ付入用夫其外一切御普請方ニ召仕候夫數三ヶ年分

となる。己年以来とは天保4年(1833)より天保6年(1835)の3ヶ年分の緑川の川堤防の普請その他の石手普請、つまり石積みや石敷きを使用した石垣・削などの新設ならびに修繕料をまとめたものである。このなかに「出方分」とあるのは、藩からの拝借額と見てよい。手永の備錢が不足しているので、借入金を工事費用に当て返済をしてゆくというものである。その結果として

……手永第一之要務塘筋土手石手之御普請ニ而御座候塘を壁と仕居候村立者猶更萬一本塘筋ニ破損御座候

得者荒地者勿論人命ニ茂懸リ可申危難之土地柄故

とある。甲佐手永は、塘筋の破損があれば、田畠荒はもちろんのこと、人命をも失う災害となるので、緑川の塘筋普請は第一の要務として取り組み「於甲佐此已前無見合御普請出来仕後年一廉之為合と奉存候」と、普請が出来上ることにより後年までも安心できるとの評価を得ている。このように、手永々々では洪水等による川堤防破損等があると、多大なる復旧費用つまり臨時の出費を迫られることになる。そのために、各手永の会所では「備錢」を備蓄し臨時出費に備えている。いくら夫役とはいえ、「日雇夫」や御百姓にも夫賃錢は支払わなければならぬ。夫数が「三拾七万六千九百人余」にもなると、莫大な人件費となる。その他にも、石積み用の石を伐り出す石工、家築を作る大工その他工人集團への工賃、石積み材料の石代、材木代、夫飯米代、遠隔地よりの出夫の宿泊代等々を合わせると、「備錢」がなければ、普請自体が行えなくなるだろう。

天保14年（1843）の「覚帳」に同年4月付の甲佐手永より藩庁御郡方へ提出された「乍恐奉願覚」⁽³⁾という文書がある。これは、甲佐手永で緑川の塘切れなどで、田畠が水害により土砂の居込み・洗い上げを起こし極荒地になったものを、復旧したうえで耕作した作物に懸ける徳米を緑川石手普請料備したことに関するものである。その文書には、

乍恐奉願覚

甲佐手永極荒地徳米手永備御普請料之儀文化年中被差免置候戻方之外者是迄差加來候とも以後屹ト差省キ候様御達之趣奉得其意候然處甲佐手永水害之儀ハ委細不及申上二年々太造之御出方旦御郡中之助ヶ合等ニ而御普請仕来申候處増水毎ニ二損所有之御出方筋際限茂無之恐多次第二而先役共種々心配仕極荒地開明徳米手永備奉願候處暫々御備も相増塘手丈夫ニ相成……

つまり甲佐手永のうちで、水害により極荒地となった田畠の開明（修復開田）を行ってきた。その田畠から取れる作物の徳米代を文化年中（1804～1817）より会所官銭の修復料備に積み立ててきた。その備銭により、また上益城郡中の手永よりの助け合いによって、水害による災害所の普請を行なってきた。その上に備銭の額を増し、この以後の災害時の出費もいくらか安心でき、災害に備えた塘手などの補強も進んできているというものである。この上申書を提出した惣庄屋は遠山直左衛門であり、文化年中初めの惣庄屋から数えると、9代目の惣庄屋である。代々の惣庄屋が苦心を重ねて普請料備を貯めてきたのである。

此節荒地起徳米文化年中御免被仰付置候外之戻方者差省候様被仰付候而ハ卿之御備ニ相成以後御普請之手段無御座御時節柄外ニ御出方筋奉願候儀も恐多只々奉当感申候

これは、今まで荒地開明の分の徳米は、手永普請料備に組み込まれていたが、今度文化年中に手永備に許可された分の他は、藩へ上納するようにと仰付られた。それでは手永料備がわずかの銭高となってしまう。藩も様々と出費が多く節約の時節柄に、尚普請料を藩に出てほしいとのことは恐れ多く、惣庄屋の職責として、今後の普請のことを考えると当惑するしかないと、荒地開明徳米の手永備普請料組み込みの減額についての意見を上申している。そしてこの覚書の最後に

石手重モ之御普請ニ而御座候得ハ御備錢無之而ハ難出来依之重疊恐多奉存候得共何卒格別之御筋を以是迄被差加置候分式拾ヶ年之間手永備被仰付被下候様奉願候勿論当年以後開明分者御達之通相心得可申奉存候重疊宣敷被仰付被下候様奉願候

と結んでいる。緑川筋塘の石手普請は、備銭の積み立てがないと、一朝事ある時に対応できない。よって格別の筋をもって今までの通り、荒地開明分の徳米は会所備銭の内に組み込ませていただきたい。これより以後に荒地開明を行った分は、藩庁の達の通り徳米は上納するようにするので、今までの分は何度も順うが今まで通りにお願いしたいとのことである。ではこの時点でどれくらいの備銭があり、年々何程の荒地開明料が甲佐手永の会所備銭に組み込まれているのであろうか。表-2のI・II・IIIを見ると、天保14年（1843）5月の段階で、「甲佐手永石手普請料御備根帳前」（御備銭台帳）によると惣額「382貫20匁4分5厘1毛7

表-2 甲佐手永石手普請料御備根帳前 天保14年(1843)5月 (I・II・III共に)

I

	錢 高	摘要
1.	49貫425匁	殖方として地方買入分
1.	121貫775匁	産物方拝借の内地方買入分
1.	4貫513匁7分9厘	長岡貞彦仕立講加入出字仕置分
1.	8貫783匁4分7厘	正院会所宮銭講加入出字仕置分
1.	6貫607匁	五町会所宮銭講加入出字仕置分
1.	279匁	天保5・6年(1834・5)鈴手永上嶋村川田井樺石代振替分返納残
1.	7貫362匁6分1厘	天保11年(1840)村々年貢延米代、取立難済につき振替分
1.	2貫666匁1分2厘	糸田村極荒地開明普請請負銭の内半高拝借分の返納残分
1.	1貫518匁6分9厘	坂谷村にて5ヶ所目鑑橋入目銭拝借の返納残分
1.	302匁	三賀村目鑑橋入目銭拝借返納残分
1.	60貫455匁3分2厘	渡辺得左衛門列仕入造酒米代返納の節拝借分
1.	55貫	会所作業料振替分
1.	63貫521匁4分5厘1毛7弗	現有分
合計	382貫209匁4分5厘1毛7弗	①

II ①の内訳

	錢 高	摘要
1.	54貫584匁5厘4毛6弗	米銀方・小物成方・平準方拝借銭返納残分
1.	31貫	大宮司講先取り24口分の戻し分
1.	27貫537匁8分3厘	会所御用銭の内より普請銭に振替返し偏分
1.	150貫	産物方拝借元銭
残	119貫 87匁5分6厘5毛3弗	②

III ②の内訳

	錢 高	摘要
	32貫150匁4分	当年石手普請入目銭積前
残	86貫937匁1分6厘5毛3弗	惣差引にて普請料備として帳面上の現有残高

弗の石手普請料備銭がある。内訳は「殖方として地方買入分」「産物方拝借の内地方買入分」各種講への加入金、坂谷村目鑑橋懸方につき坂谷村へ貸付残分など12項目の貸付その他の費目を立ててある。その他に会所現有分として63貫521匁余がある。しかし、IIを見るとこの内には今までの川塘普請の節の、藩庁からの拝借分などが含まれているので、その額を合計から差し引くと残りは119貫87匁5分6厘5毛3弗となる。この銭高はIIIを見ると解るように、その内に当年、つまり天保14年(1843)の石手普請料の見積り額が32貫150匁4分含まれているので、当年末の備銭本体の惣差引残りの帳面上の現有残高は86貫937匁1分6厘5毛3弗となっている。次に「甲佐手永御普請料年々定規入方」を見てみよう。(表-3)そこには前述した「極荒地年々開明德米」の普請料以外の定規組み入れ分が記されている。「手永出銀買石代定例入分」「岩下町買高代定例入分」「矢部手永より里4手永へ夫銭越方の甲佐手永当分」「緑川筋塘手仕立の権実代10ヶ年撫1ヶ年分」などが毎年収入として挙げられている。このなかで「矢部手永より里4手永へ夫銭越方の甲佐手永分」とは、鞠ノ瀬堰や八竜塘などの普請は、「上益城郡中惣受持」¹⁰⁰となっているので矢部手永よりの夫役

表-3 甲佐手永御普請料年々定規入方の明細 天保14年(1843)5月

	錢 高	摘 要
1.	2貫目	手永出銀買石代定例入分
1.	1貫110匁	岩下町買高代定例入分
1.	1貫 38匁 7分 5厘	矢部手永より里4手永へ夫錢越方の甲佐手永当分
1.	1貫161匁 2分	御用錢の内殖方分の利錢
1.	3貫245匁 3分 6厘	極荒地開明文化2年より文化4年までの徳米代
1.	5貫880匁 8分 1厘	御普請錢現有分にて地方買入徳米代錢
1.	102匁 1分 8厘	緑川筋塘手仕立の権実代10ヶ年撫1ヶ年分
合計	14貫538匁 3分 1厘	手永会所普請料定規入方錢高

の出夫も求められる。その際、矢部手永は遠隔地であるので人夫の動員等に非常に大きな負荷を伴うことになる。そこで上益城5手永の惣庄屋中の話し合いで、出夫免除の代わりに夫錢を差し出すもので、それを各手永毎に、出夫人数を割増した分に応じて受取るものである。また「極荒地開明文化2年(1805)より文化4年(1807)までの徳米代」は、藩庁が荒地開明分徳米の普請料組み入れの内見直して上納との達分の残り分である。これらの惣計14貫538匁 3分 1厘が毎年に定まった額として手永普請料に組み入れられている。

では、藩庁が文化年中差免じの分と、今度の藩庁より上納するとの達の荒地開明分の徳米はどのようにになっているのであろうか。表-4では、本方・新地・諸開分ともに文化2年(1805)より文化4年(1807)までに開明分は「田畠合6町4反1畝18歩」で、その徳米代錢は「3貫245匁 3分 6厘」となっており、その後文化5年(1808)より天保13年(1842)までの開明分は「田畠合17町1反1畝12歩」で、その徳米代錢は「6貫557匁 4分」となっている。このように手永会所では、手永備石手普請料備の備錢を積み立ててゆくために様々な入錢の方法を取っていた。しかし、この甲佐手永の極荒地開明分徳米の手永備石手普請料備に組み入れの一件は、この年の9月に藩庁の郡方奉行衆の決裁により決着を見ることとなる。

甲佐手永極荒地起徳米文化年被差免置候外之歟方御普請料手永備ニ差加來候共當年以後差省候様當四月申達候通ニ候処

とあり、当4月に差省く様に通達したが、その後當年より20ヶ年の間今迄通りに取り扱ってほしいとの願いが出ている。しかしその事は叶え難き事であるとの返答である。そのうえで

もやは四十年近ク御普請料ニ差加候付最前年數倍ニ茂相成候間此節被引上答之處別段會議之趣有之文化二年より同四年迄ニ開明分ハ當年より十ヶ年之間今迄之通被仰付置候

と、文化2年(1805)より文化4年(1807)に開明分の荒地起こし徳米は、當年より10ヶ年の間は、手永備石手普請料に組み込んでよろしい。しかし、文化5年(1808)以後の荒地開明分の徳米については、当4月に通達した通りに上納するようにとの決着となっている。また、當年以後の荒地開明分については、5ヶ年目毎に藩庁よりの改方見分を受けるようにとの指示も出されている。

このように見てくると、甲佐手永を始めとした緑川他の河川沿川の手永々々には、会所官錢のうちに、河川修復料の備錢が貯えられている。その錢のなかから、藩庁の公金拵借の返納や工事代金の支出を図るだけでなく、その備錢を「講錢」への加入や村々計画の諸普請への貸出し、個人の商人の酒造米代買い入れへの貸し付け等、様々な手段を駆使して、「殖方」を行い、工事費用を捻り出していた。

表-4 甲佐手永極荒地文化2年(1805)より開明分、文化4年(1807)までと以後徳米調 天保14年(1843)5月

田畠面積	徳 米	代 錢	摘 要
6町4反1畝18歩	28石2斗3升4合6匁7才	3貫245匁 3分 6厘	本方・新地・諸開の極荒地 文化2年(1805)より文化4年(1807)まで開明分徳米
17町1反1畝12歩	57石4升9合3匁1才	6貫557匁 4分	本方・新地・諸開の極荒地 文化5年(1808)より天保13年(1842)まで開明分徳米

ここで緑川修復料備についてもう1つの事例がある。文政8年(1825)に中山手永より出された上申書がある^⑤。中山手永は、上揚村より西進する緑川が北へと流れを替える所で、甲佐手永の対岸に位置する岩下村を含む地域で、現美里町の一部(旧中央町と砥用町一部)と宇城市豊野町が範囲となっている手永である。この中山手永の中間村16ヶ村が新井手・新堤などの設置により、旧來の本拠諸開の周辺にあるわずかの土地の開明分について

中山手永村々近年新井手新堤等堀方被仰付候ニ付而古田之餘水御座候所々本畠諸開等之端々依頼新上戸物ニ被仰付四窮民御備并徳米之内三ヶ一御郡方格別上納三ヶ二奪所備ニ被仰付置候分

と、その開明分徳米につき、年々と収量が増しているので、その増加分を緑川修復料備に組み入れたいとの

願を提出している。しかし、この件については藩庁郡方奉行中より却下との決裁となっている。このように前記甲佐手永の極荒地開明徳米や徳米増の分を特定の積立金としての会所備石手普請料や緑川修復料備に積み立てる動きが手永の側には起きている。これに対し藩庁は藩庫の増収を図ることを目的として、これらの動きには難色を示している。しかし現実には、大洪水により川塘根切破損などの修復は水々と続けられている。特に甲佐手永は田の収量が反當6俵^⑥と、藩内全手永のなかではトップの収量を産出している。これらの収量を上げるための基礎となっているのは、緑川より取水している用水である。(表-5)鵜ノ瀬堰・麻生原堰・糸田堰より取水の3つの井手だけでも、約490町の水田を潤している。この生産力を背景にした地域の財政力で、数々の緑川塘筋石手普請を可能にしていったといえる。

3. 陸上ならびに水運の要衝上揚

今回の調査で確認された緑川の川堤防は、単なる河川治水の役割を担っていただけではない。甲佐町上揚は、甲佐神社の鳥居前を通る道が、内陸部と海浜、御船や熊本平野を結ぶ往還としての役割を担っており、矢部手永の年貢米が、川尻御蔵へ集積されるときの通路であった。古来より川沿いは、内陸と海浜を結ぶ道として利用され、その所々に拠点としての集落が発展してきた。谷が深く急流が流れ下る内陸部の緑川と、平野部をゆるやかに流れゆく緑川の結節点として、上揚地区や上豊内地区は重要な位置を占めてきた。緑川の河道勾配を見ると、上流部で10分の1から200分の1、中流部で300分の1から600分の1、下流部では1000分の1から7000分の1となっている。この勾配を見ても解るように、山の川と平野の川の変化点に上揚地区は位置するのである。つまり、緑川の堤防は道としての役割や、舟運の船着場としても大きな役割を果していたといえる。今回の調査の上揚往還遺跡調査VII区では中央部に「上幅2間半、下幅1間、高さ8尺」

表-5 「緑川図」に見る用水掛

取水堰	灌漑面積
鵜ノ瀬堰掛	241町1反7戸24歩
麻生原堰掛	141町27歩
糸田堰掛	106町3反8戸6歩 他78町7反
築地堰掛	641町2反4戸
高田堰掛	130町
中無田村江中鷲村石樋用水	27町4反1戸15歩
小岩瀬村石樋用水	8町7戸24歩
同上	5町4戸
海氏村石樋用水	11町9反6戸
海氏、江中鷲村石樋用水	14町6戸
海氏村板樋用水	2町8反9戸
杉鷲村西懸井手	23町9反5戸6歩
走潟在石樋用水	103町7反24歩
同 板樋用水	5町2反1戸12歩
同 板樋用水	4町5反8戸11歩
同 石樋用水	7町5戸
同 板樋用水	3町5反
同 板樋用水	8町1反8戸

の逆台形状の石積みの入り込みが見える。両側の斜の部分は「算木積み」の様相を呈しており、この部分の奥には斜路あるいは階段状の遺構の存在があると思われる。残念ながら、この堤防の上面を県道三本松甲佐(220号)線が通っており、この逆台形部分に詰め込んである石の取り出し確認はできなかつたが、明らかにこの施設は船を留め、物資の積み下ろしを行つたり、人が船の乗り降りを行う船着場跡の遺構であることは間違ひない。

明治初期に調査された『上益城郡村誌』⁽³⁾によると上揚村「日本形船一般 五十石未満荷船」豊内村(上・下ともに)「日本形船十五艘 五十石未満荷船十三艘 渔船二艘」東寒野村に「日本形船五艘 五十石未満荷船四艘 渡船一艘」西寒野村に「日本形船七艘 五十石未満荷船五艘 渔船一艘 渡船一艘」とある。上揚より上流の西原、坂谷、安平などにも50石未満の荷船の保有があるし、下流域に隣接する甲佐町仁田子や岩下、美里町の岩下にも50石未満の荷船の保有数が13艘ある。明治初期の数字であるから、ほぼ近世期も同様の船数であったと考えられる。これらの荷船が、川尻までの年貢米の積み下しや内陸部から運び出された産物の輸送、海浜部から塩などの生活物資の積み登りに従事し、この上揚や上豊内の緑川筋をぎやかに上り下りしていたのであろう。また調査V区とVI区の間には、集落内より緑川へ流れ出る上揚川に「上揚樋管」が設置されている。そのすぐ横の県道三本松甲佐(220号)線の路面の下には眼鏡橋が現存していた。今回の国土交通省の「水防災対策事業」により、樋門の付け替え工事が行われ撤去されたが、この眼鏡橋なども矢部・甲佐・木倉の往還筋の通行をスムーズに差支えなく行えるようにとの配慮で架橋されたものであろう。前出の「緒方家文書・古今集覽」に「正保年中ノ頃迄ハ塘逆無シ、慶安年中より友筋築初ム」とあり、この工事により「碧川往還筋」ができることとなる。また、近世後期になると、甲佐手永の歴代の惣庄屋たちは、緑川筋筋普請と同時に往還筋の手入れにも大きな力を注ぐこととなる。つまり、往還筋のインフラ整備は、緑川舟運とともに物資や産物の円滑な流通を計る大きな2本柱だったのである。惣庄屋木原寿八郎在任中(文化14年(1817)～天保3年(1832))の文政9年(1826)には、上揚の緑川筋上流約2キロメートルにある小鹿村で道筋の整備を行っている⁽³⁰⁾。

文政九戌冬出来

入江より下

一新道三百五拾五間 幅撫七尺 小鹿村

但右場所砥用并当所坂谷より通路之所ニ而川手ニ添踏立道有之候得共牛馬者勿論荷負之もの往来成
兼……石新道造廣候廻牛馬之往来無支右方角御年貢米并諸品津出之難済も薄相成候事

つまり小鹿村の往還筋の拡幅道造りを行つたことで、年貢米を始め諸品の船積み津出しも容易になったとある。また惣庄屋江副寛之助在任中(天保3年(1832)～天保12年(1841))には、上揚村より坂谷村懸り砥用境までの道筋整備を行つた⁽³¹⁾ところ

幅式間通為差坂茂無之様新道出来仕坂谷村御年貢米付出を始メ年分岩下町之通路自由を得莫太牛馬之勞を省き所柄為合者不及申就而者矢部砥用村々茂大ニ便利を得米穀薪等之賣買岩下町茂弥増賄合候様罷成市在格別為合ニ相成……

とある。つまり2間幅の道路の整備により、上揚村上流の坂谷村は云うに及ばず、矢部・砥用の年貢米や薪などの売買もたいへん便利になった。そのことにより岩下町も賑わい、周辺の浮揚に大いに役立つとしている。惣庄屋丸山平左衛門在任中(弘化3年(1846)～安政3年(1856))記録⁽³²⁾には

一石橋四拾七ヶ所

此夫四千百人

此入目錢壹貫四百九拾六匁四分八厘

但安平上揚上豊内大町有安………

一目鑑橋七ヶ所

此夫四千三百五拾人

此入目銭四貫三拾三匁壱厘

但坂谷上早川村之内矢部砥用木倉通之往還筋坂谷村之儀者天保七申年新道出来之御目鑑橋二被仰付……とあり、甲佐手永の内諸所に石橋・眼鏡橋を架橋している。これらは土橋などであったものが、洪水などにより流されたり、通行不能の状態になったものを、より強固なものへと懸け替えたものである。これにより上揚を通る木倉・甲佐・砥用そして矢部へと通じる往還筋は、常に整備の対象とされてきている。つまり、緑川筋の奥山である。矢部や砥用よりの産物が多くこの往還を運びだされて、川尻や熊本の町へと供給されていたのである。この他にも天保10年（1839）には「上揚村土橋を石橋へ懸直」⁽⁹⁾という記録もあり、往還筋の「諸人之通路ハ勿論所柄一簾之為合」⁽¹⁰⁾のために、往還の保全は焦眉の急の課題であったであろう。

では、次に舟運について見てみよう。前述の船着場跡の構築物は、調査Ⅳ区の長大な刎の内側に位置する。刎で流れを川筋中央部に跳ね出され、その河水が緩やかに岸に寄せてくるところに築かれている。つまり、船を着岸させて、荷の積み降ろしをするには最適の位置取りとなっている。また刎により河水による塘筋の石垣の洗い上げの力も弱められているので、調査Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区に見られたような「鞘巻」や「打石」などの堤防補強の手段も講じられていない。このような施設は、今回の調査区域の中では上揚地区にしか見られていない。また、この施設は甲佐神社の本殿へ一直線につながる位置に設置してある。つまり、甲佐神社がこの地域の中心であり、物資集散の役割も担っていたと云える。つぎに、緑川筋の舟運の川筋整備について見てみよう。甲佐神社境内に建つ「緑川上流通漕碑」⁽¹¹⁾によると、緑川は鶴ノ瀬堰より上流については通船できなかった。そこで上流部の矢部・砥用の産物輸送は牛馬によっていた。しかし道は険しく、難航していた。上益城郡代の小山門喜在任中（寛政9年（1797）～享和2年（1802））の頃、上流部の通漕が検討され、郡代松村英記在任中（文化2年（1805）～文化5年（1808））の文化3年（1806）に通漕の工事に取り掛かった。上流部を2つの工区に分け、矢部の津留より砥用の桑津留までを下益城郡の担当、桑津留より甲佐の豊内までを上益城郡に部署させた。その後文化4年（1807）より文化9年（1812）までの間に、河浚えを行い、夫4000人・費用銭6000縕で上益城郡受け持ち分は通漕に成功した。しかし下益城郡受け持ち分は成就しなかったとある。この碑文は、甲佐手永の唐物抜荷改方横目等を歴任し、この工事にも係わった渡辺官太が記したものである。しかし、この舟運水路も工事後永くせぬうちに砥用手永の桑津留より甲佐手永坂谷村境の中村までは塞がつてしまつたと見える。元治元年（1864）に矢部・砥用・甲佐手永の惣庄屋連名で差出す、「緑川筋水戸渡方」を行いたいとの「奉願覚」⁽¹²⁾の中に

緑川筋之儀急流高浪之場所ニ御座候得共矢部手永津留村已下球廣川同様通船仕候様文化度己來追々御取起
被仰付候得共被行兼漸ク砥用手永中之村已下通舟仕居申候……

となる。このことは、文化年間つまり「緑川上流通漕碑」文にあるように、文化9年（1812）に桑津留まで船水戸渡方は成功したが、すぐさま甲佐手永中之村より上流は、使用できなくなったというものである。この工事については、砥用手永中之村より左岸は下福良村、右岸は山瀬村までと、この船水戸渡方の大部分を占める砥用手永より寸志が差出⁽¹³⁾されている。砥用手永原町村弥吉より銭150目、他に砥用手永村々52ヶ村より夫々差され、「合七貫九百九匁五分」の銭高となっている。この寸志は「御銀所預潰方」を寸志として差出し、「四百八拾七匁 但預潰方ニ追々上納仕候分」「七貫四百武拾武匁五分 但緑川筋船水戸堀方夫賀銭ニ被渡下候分」の内訳となっているものである。この船水戸堀方は「緑川筋船融通矢部砥用両手永御年貢米下シ方為弁利船水戸堀方入目銭餘計之儀ニ付下方難渋之折柄出銀申付候儀も難相成右上納残居候分川堀入目銭ニ被為押領被下候様奉願候處……」とあり、工事入目銭についても、その手当を寸志他で賄いながら、取り掛かっていることが解る。しかし、この文化年中の工事は失敗している。その後も度数となく、船水戸渡方を行ってゆく。そして、ついに元治元年（1864）に、甲佐町上揚より矢部町の鶴ヶ瀬まで80ヶ所もの浅瀬の船水戸渡方が完成し、通船できるようになる⁽¹⁴⁾。今回の調査Ⅳ区の刎上にある弁財天の祠堂の前の浅瀬

「弁天瀬」より始まり矢部町鶴ヶ淵にある「鶴ヶ淵瀬」まで、実に80ヶ所の浅瀬の渡方を行うのである。この工事の結果、矢部手永の年貢米は、鶴ヶ淵ならびに津留より、川尻御蔵へ積下されることになる。その船は、甲佐手永鶴ノ瀬までは「鼻梶船」つまり球磨川下りに使用されるような船の前後に梶を取り付けた船で下り、甲佐により大型の船に積み替えて川尻まで届けるというものである。そのため、甲佐手永上豊内に矢部手永の「中ヶ出藏」を取り建てる。元治2年（慶応元年、1865）の「覚帳」⁽ⁱⁱⁱ⁾に

奉願覺

一錢式貢武百八拾七匁八分四厘

但川尻御蔵納当手永御年貢米中ヶ出藏甲佐手永上豊内二式間半梁ニ長五間板壁板屋根葺之蔵取建御免
被仰付入目銭本行之通御年貢余銭御備之内より御出方奉願候

とあり、矢部手永の「中ヶ出藏」取り建ての申請を出している。その場所については、「砥用中ヶ出藏引續ニ」とある。つまり、緑川船水戸渡方の結果、砥用手永・矢部手永ともに甲佐手永上豊内村に「中ヶ出藏」を建て、年貢米輸送の円滑化を計っているのである。このように、緑川の堤防は、単に治水としての役割のみならず、内陸部とを結ぶ結節点としての重要な部分を担っていたことは明らかである。今回の調査区で明らかにされた船着場の、より規模の大きいものが上豊内の堤防に築造されていたことは、想像に難くない。矢部手永の鶴ヶ淵や砥用手永の山出、甲佐手永の上豊内には「勘場」が設けられていた。今で云えば「税関」のような施設である。ここでは諸品の流通について「運上銀」と云われる税が課せられていた。これらの施設等の存在により、上揚・上豊内地区は賑わっていただろうことを想起できる。

4. 手永間の協力と緑川筋水理

ここまでに緑川塘筋の工事について、いろいろな点から考察してきたが、ここに1つの興味深い史料がある。天保12年（1841）に、下益城郡代武藤猪左衛門より差出された「御内意之覚」^(iv)である。これは下益城郡中山手永惣庄屋遠山直左衛門の勤功について、褒賞を申請しているもので「町在」に収録されている。

一甲佐手永寒野村懸ニ而新削出来仕候得ハ岩下村一稟之水防ニ而是ニ越候良法者有之間敷代々之御惣庄屋共見込ニ而種々手を尽申談候得共甲佐手永より故障之筋有之其儀整兼居申候処甲佐同役江副寛之助申談程能相整當春横六間長武拾間之石刎出来仕跡以塘手堅固ニ相成以後手永出夫過半相減一稟為合ニ相成申候緑川は上揚より西流する。そして美里町の岩下地区で北西へ流れを変え、甲佐町仁田子を半円形に流れ下り北へと流れている。この西流する緑川が増水・大洪水ともなれば、美里町岩下地区は流れの直撃を受けて、村は全滅するだろう。そこで岩下地区には、強固な「一の刎・二の刎・三の刎」という石積堤防が築かれている。しかし、北西方向への流れ替えをスムーズに行いたいので、中山惣庄屋遠山直左衛門は、甲佐惣庄屋江副寛之助に相談を持ち懇け、寒野村に「横六間・長武拾間」の刎を完成させる。この刎の築造までには、甲佐手永の住民の承諾、上益城・下益城両郡の郡代の納得、藩庁の了承、工事費用の捻出など様々な手数を要したであろう。しかし、緑川を起因とする災害について、それを避けるための工事を行うために粘り強い交渉を続けたと思える。そこに、甲佐惣庄屋として数々の川塘筋普請を手がけてきた江副寛之助が贊意を示し、実現にこぎつけたものである。これにより中山手永岩下村の塘手水当たりが弱まり、堅固な塘手になったのである。村や手永を越える工事にはクリアしなければならない課題が山積みとなる。ましてや郡境を越えるものについては、尚更であろう。

嘉永3年（1850）に加勢川水理見締役に任命される石坂禎之助についての褒賞記録が「町在」^(iv)に収録されている。

若年比より水理之儀深研究いたし水理見抜被申付候後者猶更身を委ね追々大造之御普請向差入格別出精いたし候就中杉鳴礒所下ヶ方一件二付而者種々論說蜂起いたし候處他御郡所々ニ懸奔走いたし候内熟之儀取計數年之間漸を以成就ニ到於沼山津其外共水害を免レ候儀早竟熟談之一条ニ係り候儀…

とあるように、石坂禎之助が加勢川水理筋について、諸向より、つまり他手永や他郡・藩庁などより様々な意見が出され、取り掛かることさえ覚束無い有様であった時に、粘り強く説得を行い普請を実現した。実現してみると、鯨・沼山津手永を始めとして、甲佐や杉嶋など周辺の手永々々にとっても、水害を免れる一大事業であった。この普請を成功させた一番の要因は、禎之助の粘り強い熟談であったといふのである。このように他手永の理解と協力を引き出すことが、川塘普請や水理普請にはもっとも大切な行為であった。この後石坂禎之助は、下益城郡の廻江手永惣庄屋に任命され、前出の遠山直左衛門は甲佐手永へと転勤することとなる。

また、甲佐手永には岩下町に天野屋という商家がある。幕末期の天野屋当主に、渡辺猪左衛門がいる。この渡辺猪左衛門が文久3年（1863）3月に緑川筋水理上見縫に任命されている。史料^⑩によると

御内意之覚

甲佐手永岩下町

居住御留守居

御中小姓席

渡邊猪左衛門

右猪左衛門家筋之儀先代追々御郡之役筋相勧祖父渡邊寛太儀者塘方助役井植方助役唐物抜荷改方御横目を茂相勸居別而御普請筋二身を委ね緑川筋水理等二付而者其節之仕法筋等委敷書記置候旧記等茂相残居候由旁猪左衛門儀茂兼而緑川筋水理等二付而者懸念茂仕居候様子ニ相聞申候間同人儀自勘ニ而甲佐手永緑川筋水理上見縫被仰付被下候様于私奉願候此段御内意仕候条宜敷被成御参談可被下候以上

文久三年三月 藤本常記

御郡方

御奉行衆中

本紙渡邊猪左衛門儀自勘ニ而甲佐手永緑川筋水理上見縫被仰付度由御郡代書面之通可被仰付哉

御郡方 井上

岡崎

甲斐

渡邊猪左衛門

右者自勘ニ而甲佐手永水理上見縫被仰付候比段可有御達候以上

三月十五日 御郡方御奉行中

藤本常記殿

とある。この渡邊猪左衛門は、「緑川上流通漕碑」文を記した渡辺官太の孫であり、祖父官太の水理筋の記録などを持つておらず、それらにより緑川筋の水理等の懸念を持っている。よって自勘（自分勘定）によって甲佐手永の緑川筋水理上見縫に仰付けていただくようとの願いを出しているので、よろしく仰付られるようとの郡代より郡方奉行衆へ差出された覚書である。それについて、郡方奉行より緑川筋の甲佐手永水理上見縫に仰付けるとの決裁があり通達されたものである。少し長い引用になったが、「留守居中小姓席」という、在御家人の中でも上位の席を持っている渡辺猪左衛門が、無償のボランティアで水理見縫を行なうのである。この渡辺猪左衛門の岩下町の住居は、藩主ならびに連枝方が御築に御出の節の御休泊所として利用されている。このようななかでも、緑川筋の水理つまり洪水等による川塘破損を防ぎ、住民の生活の安定を計るということに心を配り、手弁当で水理方の差配を行うということは、甲佐手永にとって緑川の水理を故障なく治めるかということは大命題であった。

また、緑川川塘普請には夫役だけではなく石工や大工の職人衆、木材や竹・明俵などの物資、工事に従事する人々の夫飯米など様々なものが必要となってくる。これらの職人衆や物資は郡内一円から調達する。緑

川の普請は郡中受け持ちとは云いながら、鈴手永や沼山津手永・木倉手永でも川筋の災害は引き起こされている。大洪水後の復旧工事は、手永同士や隣接の郡の間での連携がなければスムーズには行われなかつた。天保5年（1834）の「町在」に、加勢川筋非常の洪水の筋の復旧工事に尽力した面々の褒賞記録¹⁰⁾がある。この工事には託麻郡飽田郡の各手永の会所役人・村庄屋を始めとして、上益城郡・下益城郡・宇土郡の会所役人や村庄屋などまで褒賞されている。これら多くの人々が復旧のために現場に集り、汗を流しているのである。大災害においては数万人規模の労働力がつぎ込まれている。延人数とはいながらも、土木用の重機もない時代に、人の手を中心として工事は進められていく。そこでは広範囲の手永や郡の協力がなければ、川筋普請などの大工事は成し遂げられなかつた。各手永や村ごとに丁場を設定し、競い合うように工事を進めてゆくことで、短時日の復旧工事は完成する。今回の川堤防の石組み・石積みを見ると、その光景を眼の当たりにするような映像が浮かび上がつてゐる。

5. まとめ

今回の調査で、上揚・東寒野地区の緑川石組場防の姿が明らかになった。緑川における築堤工事の最上流部となる個所である。ここで2点ほど、補足の意味合いも含めて、築堤工事に関連あることを紹介しておこう。それは1つに上揚より上豊内につながる本堤の特徴である。第1図では上揚から上豊内までの緑川右岸の本堤上を走る県道三本松甲佐（220号）線のラインが見える。そのラインは、緑川本流に向かって弓なり状になっていることに気づかれるであろう。緑川の流れを鵜ノ瀬の方向に寄せるため、上揚の大刎を始めとして数ヶ所に刎が設置してあつた。しかし刎による水流の刎ね出しだけでは、水流をスムーズに鵜ノ瀬堰の方向へ集めてゆくことに困難さを覚えたと思われる。そこで刎ね出しの水流を、よりスムーズに鵜ノ瀬堰方向へ導くために、本塘筋全体にも刎の役割を持たせた設計としたのである。「緑川図」でも本塘筋は湾曲して、河道筋にせり出している。これがまさに、塘筋・刎などの水制が一体となつた緑川水理であろう。この「緑川図」に残された水制などの情報を丹念に読み解くことで、この後の河川水理に対する大きなヒントが見えてくる。

次に、鵜ノ瀬堰の堰堤上には現在でも耕作されている場所がある。「緑川図」によると「此下夕都面敷石積ノ様子ニ候得共追々上戸口にヨリ指込候土砂堰上ヶ畑作ニ相成敷石面見江不申候 御救恤開」との書き込みがある。つまり、鵜ノ瀬堰の堰堤上に土砂が居込み、荒野のようになった場所がある。ここを畑にしてある。この場所で収穫するものは、貧窮民の御救いのために使用するとなっている。川の中州は誰のものでもない。また一度洪水が起ければ、いくら畑として活用していても、元の荒地となってしまう。しかし、洪水がなければ作物はとれる。そこで、この収穫した作物ならびにその代金を難民救済に当てるというものである。近世後期の熊本藩は、実質の懲取高は200万石にもならんとする。しかし、窮民は現として存在する。それらの人々の救恤を計ることは、為政者としては当然のことであろう。そのために、藩では「御救恤備寸志」などを奨励し、災害などで飢餓に備えた。各手永の会所には、飢餓などの備えとして「御開耕蔵」を設置し「御救恤備」などを積み立てている。このような施策を行うための資金源として、鵜ノ瀬堰の堰堤上を利活用していたのである。第1節で述べた鵜ノ瀬堰の堰堤上に並ぶ2列の縦り抜きの穴は、もしかすると、この畑に耕作を行つるために渡つてくる百姓たちの橋を通した跡であるかもしれない。この2つのポイントは、川との向き合ひ方が、現代に生きる我々よりも、より自然に寄り添つて生きていた近世の人々だから出てきた知恵である。その知恵を公共に生かす、ということを実践した近世期の人々に畏敬の念を抱かせる。

さて、近代になるとどうであろうか。近代以後の土木工事については、行政上の問題でもあろうが、工事記録などの資料は乏しくなっている。大正14年（1925）に着工して昭和17年（1942）に完成する緑川の改修工事（宇土市赤渕地区の改修ならびに河道拡幅工事）の資料も十分なものは目につかない。そのようななかで、当該の上揚・鵜ノ瀬堰等の改修などの工事はどのようにして行なわれていたのであろうか。熊本県立大

学図書館所蔵の『富永家文書』にその断片を見ることができる。明治19年（1886）に富永家当主の三十郎へ戸長役場よりの請求証文⁽⁴⁾がある。

富永三十郎

一金拾銭五厘

鵜ノ瀬修繕費追割

来ル十八日限

五月十五日 戸長

との請求がなされている。この他にも同種の請求書が保存されている。このように鵜ノ瀬堰の修繕費につき、土地所有の地主ならびに納税者への上乗せ分として徴収している。これらを財源として、鵜ノ瀬堰他の修復を進めたものと見られる。また明治15年には、「上揚村養水磧修繕費」として、富永三十郎所有の田地反別に掛けて「金武圓拾九銭九厘」⁽⁵⁾の金高を請求している。鵜ノ瀬堰に比べると金額が大であるが、これは堰より取水の受益面積の多少にも係ると考えられる。いずれにしても、土地に対して臨時に賦課をかけて財源としているのである。近世・近代と社会体制は変化しても、河川水理の手入れは嘗々と続いている。

さて、今回の調査では、その調査区の設定は前出した「緑川図」によることが大きかった。つまり歴史史料としての「川絵図」と発掘調査による現地確認とが融合したことの成果であると云ってよい。「緑川図」に残されている水制がそのままの姿で現出したことは、緑川の他の川筋でも現出する可能性が大である。緑川を歩くと、近世の土木工事の遺構がいたる所に残っている。遺構と云っては誤解を招くかも知れない。現在でも緑川の水理施設・水制として現役で働き続けているものが多いのである。熊本市城南町著町の「すっぽん料理緑屋」の前の川堤防の石組みは、「緑川図」と寸分の違ひもなくそこにある。宇土市走潟地区と熊本市富合町莎崎地区の間にある緑川の旧河道には、その当時湾曲して流れる緑川筋を、円滑に流下させるために多数の石剣が設置されていた。昭和の大改修で今姿となった緑川の本川筋は、走潟地区を切り割る形で西流しているが、もとはこの河道を湾曲していた。それをいかにスムーズに曲流させるかは喫緊の課題であったろう。そのために、こまめに剣を設置し水流を治めようとしたのである。その多数の剣が使用されなくなった河道にひっそりと眠っている。これなどは、近世の河川工事の教材として、掘り出して現地で展示に供すれば、それこそが生きた教材となるだろう。甲佐町和田内には、緑川に設置された剣のなかでも最大級のものが残る。今は河道の内に雑木などが生え立って、石積みを遠目からは見ることはできない。しかし近寄って木々の間に入り込むと、石積みの石が確認できる。このように、緑川本流筋には、多くの水理遺構が残る。熊本市城南町氷の堤防などは、ボーリングピン等で土堤を突つくと、石積みにその先端がある。ようするに元の石積み堤防の上に、嵩上げ腹付けという工事を行っているのである。近世期以降、河道拡張のための引き堤などは行われていない。そのほとんどが河川土木工事の遺構は、人知れず緑川筋に現存している。これらの遺構は、近世の土木遺産として保全されるべきである。

今、川と人の関わりは疎遠となっている。本来であれば川は、生活や生産の場であり舟運や堤防上の道路設置などによる交通の要衝であった。ところが陸上交通の変化により、また水エネルギーの利用も、その位置が低下することにより、川の価値が人々の間で薄らいでいき、洪水等の災害を起こす厄介者との見方が大きくなってきた。しかしそうであろうか。洪水や災害を起こす河川は、近世期の人たちにとっても、より一層の厄介者でなければならなかった筈である。ところが近世期の人々にとって河川の存在は、なくてはならなかったものである。それゆえに、河川に堤防を設け、水制を設置し、水理施設を造り、生産や生活になくてはならないものへとしてきた。緑川の流路を見ると、いたるところに水神が祀られている⁽⁶⁾。そのほとんどが近世期を初源としている。川の平穏を祈り、川での豊漁や川を利用することでの平安を祈っていた。御船町小坂の御船川の川原には、今でも毎年“懸けぐり”が立てられている。甲佐町西原の緑川の川原にも“懸けぐり”は立つ。それには、川が荒れることのないように、人々の生活を支えてくれるようにとの願い

が込められている。これらは永々と後世に伝え続けいく文化遺産の際たるものである。

今回の調査により、緑川における近世期を中心とした河川土木遺構が見出された。歴史学的史料と考古学的確認が融合し、その土木遺構が持つ価値の評価に端緒をつけられた。この遺構が単に当該地区的上揚・東寒野地区にあるということだけでなく、緑川上流域から川口までの緑川筋を一体として調査し、評価していくことがより大切なこととして認識できた。この調査を契機として、緑川の土木遺構を始めとした調査が広範囲に行われ、それらが人々に寄り添い利用される「緑川河川空間博物館」のような存在になることを望みつつ、清正以来と云われる緑川筋水理普請についての考察を締め括る。

註

- (1) 國土交通省河川局 2008 『緑川水系河川整備基本方針』
- (2) 「緑川図」(熊本県立図書館蔵)
- (3) 森山恒夫 1991 『月刊建設』9月号(社) 全日本建設技術協会
- (4) (3)に同じ
- (5) 「勝國治水遺」(写) 『上妻文庫』(熊本県立図書館蔵)
- (6) 新熊本市史編纂委員会 1993 「肥後国絵図」(慶長国絵図)『新熊本市史』地図絵図編
- (7) 新熊本市史編纂委員会 1993 「肥後国中之絵図」(正保国絵図)『新熊本市史』地図絵図編
- (8) 「緒方家文書・古今集覽」個人蔵
- (9) 「御奉行所日記抄出」(永青文庫蔵 熊本大学付属図書館寄託)
- (10)・(11)・(12) (8)に同じ
- (13) 細川藩政史研究会編 1974 『熊本藩年表稿』
- (14) 「町在」(永青文庫蔵 熊本大学付属図書館寄託)
- (15) 「覚帳」(永青文庫蔵 熊本大学付属図書館寄託)
- (16) (14)に同じ
- (17) 刈本体を川表側・刈天端・川裏側のすべてを石組みにすること。川表の水当たりだけでなく、雨水等による刈本体の土砂等の洗い流しを防ぐための工事。
- (18) (14)に同じ
- (19) (2)に同じ
- (20) (2)に同じ 緑川図中に書き込みの村毎の反別を統計したもの
- (21) (14)に同じ
- (22) 矢野四年生 1991 『加藤清正 治水編』清水弘文堂
- (23) 河川や用水井手の工事現場には、近世や近代にはその工事体制や費用・工事関係者の姓名などが金石文として残されている場合がある。
- (24) (14)に同じ
- (25) (15)に同じ
- (26) (15)に同じ
- (27) (15)に同じ
- (28) 天保年間の調査による。熊本藩内の手永の中ではトップの収量を誇る。
- (29) 『公文類纂』熊本県立図書館蔵のうち「明治郡村誌」
- (30) (14)に同じ
- (31) (14)に同じ
- (32) (14)に同じ
- (33) 「覚帳頸書」(永青文庫蔵 熊本大学付属図書館寄託)
- (34) (14)に同じ
- (35) 熊本県教育委員会編 1989 『熊本県歴史の道調査 緑川水運』
- (36) (15)に同じ
- (37) (14)に同じ
- (38) (15)に同じ
- (39) (15)に同じ
- (40) (14)に同じ
- (41) (14)に同じ
- (42) (15)に同じ
- (43) (14)に同じ
- (44) 「富永家文書」(熊本県立大学学術情報メディアセンター図書館蔵)
- (45) (44)に同じ
- (46) (35)に同じ

緑川を中心とした河川・用水関連年表

和暦	西暦	月	日	
天正11	1583			是年岩下村より始めて、豊内村の内大道へ太左衛門移住・甲佐岩下町の始まりなり。
文禄4	1595	6	2	領内大水出る。洪水で守富村と熊本は一つとなる程の稀代の大水となる。
慶長12	1607	10	18	甲佐を巡査し、緑川の改修を計画す。
慶長12	1607	10	18	益城郡田上監物宅を訪問し、井手筋の普請をす。
慶長12	1607	12	10	緑川改修に着工す。翌年3月16日に竣工す。鶴ノ瀬堰・麻生原堰の工事にも着工。
慶長12	1607	12		是月益城郡甲佐町鶴の瀬堰の工事に着手、翌13年3月竣工。
慶長12	1607			是年上益城郡麻生原の堰着工す。
慶長13	1608	3	16	緑川改修完了す。
慶長13	1608	11	24	緑川の改修をみたため木山より甲佐に到る。ついで川尻に赴く。
慶長14	1609			緑川大洪水。鶴水といふ。
慶長16	1611	6	24	清正没す。
慶長19	1614	7	16	暴風洪水、仁田子村にて2軒流れ、下早川村小塚にて流溜る。
元和1	1615	5	3	甲佐岩下町蛭子観賀す。
嘉永9	1632	6	1	加藤忠広、改易処分となる。
嘉永9	1632	10	4	細川忠利、肥後転封を命ぜられる。
嘉永9	1632	12	8	忠利、熊本城に入る。
寛永10	1633	1	3	旧加藤忠広の給人知の調査、八代郡・益城郡間の堤の調査、切米の割り渡しを命ず。
寛永10	1633	9		幕府巡檢使、藩内を巡視す。
寛永17	1640	6	14	熊本川尻間の高瀬船通行について、川筋拡張を幕府に願出る。是日に認可をうく。
寛永17	1640	7	19	白川より川尻へ船通水道、開通工事予告あり。
明暦2	1656			是年甲佐川にやなはじまる。
明暦3	1657	8	4	夜、大風吹く。益城郡内河江・廻江手水の潮塘切れる。
万治1	1658	6	12	6月6日より降り続いた大雨にて古今無類の洪水となる。益城郡鶴の瀬ひぐりさぶた切れ、あり安村の塘70間切れる。
万治1	1658	8	19	翌日まで肥後・豊後両国、大風雨洪水。
万治2	1659			是年甲佐三宮の神事踊り始まる。
万治2	1659			是年四堂崎井堰になる。当所井手穀所初めて井堰になる。
寛文3	1663			是春夏にかけて大旱。甲佐川の水2割となる。諸所雨乞いの踊あり。
寛文3	1663	7	26	九州大風雨、特に肥後・薩摩烈し。
寛文3	1663			是年岩下村にかかる田の水穀所建立、井手小河鷗の向こうにできる。
寛文7	1667	4	2	御船川洪水、御船町中より下町浸水。
寛文7	1667	8	21	藩主甲佐方面巡覧、23日歸館。
寛文8	1668	3	29	甲佐岩下町9日の日市場初。
寛文9	1669	6	18	緑川方面大洪水、諸所の塘切れ人馬死す。
寛文9	1669	6	18	大洪水、上豈より白岩まで堤7ヶ所切れる。高田堤切れ中瀬川と一つになる。御上より86貫目出銀にて普請。
寛文11	1671	8	19	是日と9月4日、7寸5分筒で100匁玉棒火矢の試射の結果報告、藩主甲佐川原にて御覽。
寛文11	1671	8		是月綱利、是月より翌月にかけて4回甲佐赴。
寛文11	1671	8		是月小原長兵衛ら棒火矢の打方を甲佐田口川原にて命ぜらる。
寛文11	1671	9	15	綱利、甲佐より堅志田を経て日奈久に赴く。
寛文11	1671	10	5	綱利、甲佐に赴き數日逗留す。
寛文12	1672			是年甲佐手永有安村の川端、石堰になる。
延宝3	1675	4		是月緑川洪水17度。
延宝4	1676	3		是月中益城の岩下町に以前は六斎市ありしが退転せしため、駄馬市を立てたき由の願出許可する。
延宝4	1676	4	4	川尻岡町新町の塘、今度の洪水で破損、以前より町と郡との間で訴訟ありし所ゆえ、縄方は郡方と町方とで折半するう沙汰あり。
延宝4	1676	5	10	永良助亟により、中益城は小郡で大分の川ありて普請多く、益城郡を上中下三郡に分けし利点なきため、中益城を上益城に加え、もの通り上下に分けた方がよいとの意見を出す。
延宝5	1677	7		甲佐手永寒野村川塘普請行われる。かわろう加勢する。
延宝6	1678	5	12	今度益城郡甲佐・杉崎・廻江・中山・木倉・鮎各手永の森木の件に付覚。
天和3	1683			是年甲佐手永糸田村隠田之訴訟ありて格別検地被仰付16町6反余之打出新地出来るる由、「田賦古」に見ゆ。
元禄2	1689			是年甲佐築場の御茶屋解かる。
元禄2	1689			是年甲佐手永田口、和田内の塘築。
元禄3	1690			是年甲佐手永津志田村田口村の女夫岩より井手口に成る。

緑川を中心とした河川・用水関連年表

和暦	西暦	月	日	
元禄4	1691			是年甲佐手永辺場のさぶた、糸田村の脇に移る。
元禄5	1692			是年甲佐手永山辺の道、糸田村より井手つきの糖大道になる。
元禄8	1695			是年甲佐手永船津河原、有安村、磧所井手始めてできる。
元禄13	1700	5	15	甲佐川30年来の洪水。
宝永5	1708			緑川洪水。上豊内村仁田子村より摺ノ鼻まで大塘筋大破。上揚より馬場川付打崩。上豊内大木橋下塘筋他残らず切。
享保17	1732			是年夏洪水にて、上揚馬場外村下の田地過半流失。鵜ノ瀬磧敷石損じる。
元文2	1737	7		諸国大雨洪水、本瀬にて田畠6万7000石余損毛。
元文2	1737	9		甲佐御築、鵜の瀬普請等の出夫の儀に付甲佐吉之允書付の事。
元文4	1739	6	17	21日まで川尻方面大洪水、男女大小79人4日間西蓮寺にて養う。
元文4	1739	7		飽田、託麻、上下益城洪水、当夏納小麦取立なし。
元文4	1739			是年夏洪水、上揚村馬場外田地ごとく流失。
元文4	1739			緑川山潮大洪水。甲佐谷は海となる。緑川塘筋大井手普請あり。
元文5	1740	2	7	甲佐手永山潮洪水のため諸割賦物差除がれる様願出るも、残手永と申談するよう達。
元文5	1740	3		是月甲佐手永洪水に付、請數荒畝分去1ヶ年代米上納御免のこと。
元文5	1740	9	2	川尻方面大暴風雨、西蓮寺前の長屋倒れ、御堂の瓦ふきはぐ、其外被害あり。
元文5	1740			是年所々洪水、別して益城郡甚だしく収納殆んど皆無。
元文5	1740			甲佐手永大洪水。
寛保1	1741			是年益城地方洪水。
寛保3	1743	6		是月甲佐御築鉛の記録のこと。
宝曆5	1755			緑川大洪水。有安村大塘破損す。緑川筋村々田畠残らず荒崩測川原となる。
宝曆8	1758			是年矢部中嶋手水再び1手水となり、中嶋鷹庄屋の中嶋五良左衛門は甲佐惣庄屋に任命。
宝曆10	1760	5		甲佐手永三賀村、山口1人では見結届兼るに付2人にと願出に付その通り仰付。
宝曆11	1761	3		是月菊池甲佐築を都受け仰付られていたが鉢払方不納にて進上差支るに付当年より己前の通御手築仰付られる事(年覚)。甲佐菊池鉢孰方乏敷、己前の通り本川筋並枝川に至迄3月より4月中小町取り差留。
宝曆12	1762	9	4	上益城郡岩下町出火134軒焼失。
明和1	1764	8		是月甲佐手永上草川村地引合に付御給地農民ら願の筋ありて懃地撫を命ず。但し外給地農民よりは地撫を削り度旨申出あり。
明和1	1764	12		鯉、沼山津手水より水利の為堀川普請を出願。甲佐築川上見締、並びに鵜打方の日数飯米の下附を地主に頼ら、又鵜打方の鉄砲矢數を達す。
明和6	1769			是年上益城馬場築井手磧所敷石普請。矢部手水大矢山付鍋川に桑の木多く、養漬功者橘屋兵衛を招き義養したき旨郡代より出願に付き許す。杉嶋手永杉嶋村構口は水利不便につき井手を新たに設けられるよう出願に付き許す。甲佐築鉢御用分不足に付き、御瀬張懸を命ぜられたる川上繩場の分は御用分がすむまで取除くべからざる旨関係各方面郡代に命ずるよう郡頭に達す。
明和8	1771	4		是月甲佐築は郡代受込請築に命ぜられているが、築役内に無用の侍ら立入るに付き立入禁止の木札を立てる。
明和8	1771			是年甲佐手永船津村より堤壠添えの事願あり許可。
安永1		10		是月豊後梅を植えるため土地を吟味した越畠田・託麻・上下益城・宇土・山本・合志もある梅木及び梅の台木共に190本を来る正月に植伐る様にとの達。
安永2	1773			是年秋より鵜ノ瀬磧改修。
安永3	1774			是年鵜ノ瀬磧半濱。築口山下堤50間余切れ、水吐、敷石も渡れる。
天明1	1781	10		是月甲佐手永浅井村に庄屋仕立を願い出る。
天明2	1782			是年木倉・甲佐・沼山津・鯉4手水の各村穀物難渋のため耕押借許さる。
天明3	1783			是年本庄手永本山村夫平次、中山手永岩下村の緑川支流小川で製鉄試し願い出る。
寛政3	1791	6		是月甲佐御築、在御家人請築となる。
寛政8	1796	6	12	洪水1丈6尺、緑川筋鵜ノ瀬御普請に付ての寸志。
享和2	1802	5		是冬鵜ノ瀬御普請、鈴手永より寸志差上。
享和2	1802			緑川洪水、1丈3尺。有安村100間余、大町削より堤まで100間余切れる。
享和3	1803	8		是月甲佐手永筋御山荒れたので5ヶ年間留山とする。
文化3	1806	3		是月甲佐手永筋御山荒れたので5ヶ年間留山とする。
文化7	1810	6		緑川筋上揚堤200間余、有安堤100間余切れる。
文化8	1811			是年鉻塘走高村隣緑川筋柳樹繼等の達。
文化8	1811			是年甲佐手永去年と同所堤切れる。また上豊より大町削まで堤300間半濱。

緑川を中心とした河川・用水関連年表

和暦	西暦	月	日	
文政2	1819			諸川洪水。塘破損816ヶ所5630間。
文政3	1820	5		5月8日より霖雨数10日降続き諸川満水。
文政3	1820	6	17	大雨諸川満水、白川1丈2尺、綠川1丈5尺、高瀬川1丈6尺、田畠8,466町9反余砂入水浸洗崩、塘5,575ヶ所破損56,569間、寺1ヶ所倒壊、家7軒流失、倒家108軒、溺死男女12人、牛馬5疋、12月3日此の損害を幕府に届出づ。
文政4	1821			諸川満水。塘切11420ヶ所28,881間。
文政8	1825			是年川尻・矢部・菊池水理起る
文政9	1826	5	21	前日より大雨、諸川出水(当秋損毛高153,074石余)。
文政9	1826			是年中山手永岩下村小川筋材木増加につき緑川同様筏運上取立許可。
文政11	1828	5	29	29・30日大雨満水、白川・菊池川・緑川など。
文政11	1828	6	7	大雨、白川・菊池川・御船川・緑川・合志川など大洪水。鞍嶺山潮、長六橋流失、田畠水損7,083丁1反余。
文政11	1828	7	2	強風雨、白川・御船川・緑川・河江川・高瀬川など出水。
文政11	1828			緑川大増水。大塘破損。
文政12	1829	1	15	有吉市郎兵衛時中老となる。以後2月中緑川向地にて射獵獣免。
天保1	1830	4		是月加勢川堀通5カ年にて成就、費用2700貫目、夫役300万人(文政9年春、鯱・沼山津水害除のため加勢川の緑川に入る所を築留め 400間堀割り、川尻新町川に入れ、又川尻町等の水害よけと水勢を殺ぐため走潟在平木村の内 700間程川口に向い掘割りたるもの)。
天保1	1830	6	15	加勢川・緑川出水。
天保1	1830			是年坪井川泥浚、川尻水抜掘方あり。
天保2	1831	5	19	上旬より梅雨、この日強雨にて八竜塘切れ、鯱・沼山津方面浸水。
天保2	1831	5	26	川尻地方大洪水。
天保2	1831	5	29	28・29両日の大雨で八竜塘更に切れ、野田村延寿寺裏新塘外4ヶ所切れ、川尻町野田杉島両村は57日、横手・鉢塘・沼山津は3~13日、鯱手水は20日水浸しとなる。田畠水損12,850丁、潮流453間、川塘46,633間、井手塘27,392間破損。諸官宅30軒、侍屋敷11軒、軽菴屋敷21軒、町家904軒、百姓家2,545軒流失破損、橋565流失、死者17人。
天保2	1831	5	29	川尻蔵米10,800俵浸水(1本に8,250俵ともいう)。
天保3	1832	2		是月鯱手水小坂村八竜塘、去年5月19日破損個所普請長さ157間、明俵120,446、出夫41,951人。
天保3	1832	7		是月川尻地方大洪水、加勢川掘切旧にかえる。
天保3	1832	7		是月川尻町丁頭・横目水利普請につき町別に當に陳情。
天保4	1833	9		是月年々河川損害大につき水理取締を織にす。
天保4	1833			是年諸都河川土砂にて川底高くなり塘破損の危険多し、水理取締を命ず。
天保5	1834	4		御郡川々の絵図本年に調査を命ず。
天保5	1834	12		是月上益城・託麻水利普請に數年骨折の百姓酒肴下さる。
天保6	1835	5		是月下旬諸川出水、水浸田畠12,854丁2反余、死者17人。
天保10	1839			是年中山手永岩下村緑川筋、川塘普請行われる。
天保12	1841			是年甲佐手永寒野村緑川筋、新剝できる。岩下村水当りを弱める。
天保12	1841			是年矢部手永の下駄挽方運上1足に付2屨。甲佐手永糸田古閑兩村境、目鑑橋にかけおす。
天保13	1842			是年甲佐手永糸田麻生原両磧洪水にて破損す。
嘉永1	1848			甲佐手永緑川筋1丈7尺の大増水、塘筋数10ヶ所片崩・引割となる。同年普請に取りかかる。
嘉永2	1849	5	13	川尻方面大風洪水1丈3尺、19日洪水1丈1尺、正中島町56軒のうち40軒庭入床あげ。
嘉永2	1849	7	21	川尻方面洪水。
嘉永3	1850	4	18	緑川筋走潟、嘉永新川21手永寄夫を以て堀広む。
嘉永5	1852	12		是月矢部手永惣庄屋布田保之助、通潤橋の架設に着手、安政元年8月竣工。
嘉永5	1852			是年甲佐手永有安村助・幸助灰焼方床替を願う。甲佐手永下村にて赤星忠兵衛家代伊八石灰焼方床替、嘉永6年には猶3ヶ年延許さる。木倉手永上田代村より納の進上用蘇召上らる。
嘉永6	1853			是年中山手永安見村工石古田安兵衛竹葉綱工仰付らる。沼山津手水下陣村にて銅試掘。甲佐手永津志田村源藏、石灰焼方3ヶ月季受にて許さる。進上御用かせいた出来の櫛棒、錢塘手走潟にて仕立。野津手水・小田手水にても仕立て仰付らる。
元治1	1864			是年甲佐手永緑川鵜ノ瀬礎御手入。沼山津手水下陣村にて銅山再起につき試み。
慶応1	1865			是年甲佐手永東寒野村懸御板の石をもって石灰焼方差免らる。
明治45	1912	7	13	緑川大洪水、岩下村水田荒地化す。大正2年復旧工事完成。川塘も旧復す。

※「熊本藩年文表」・「恵照寺文書」等から作成

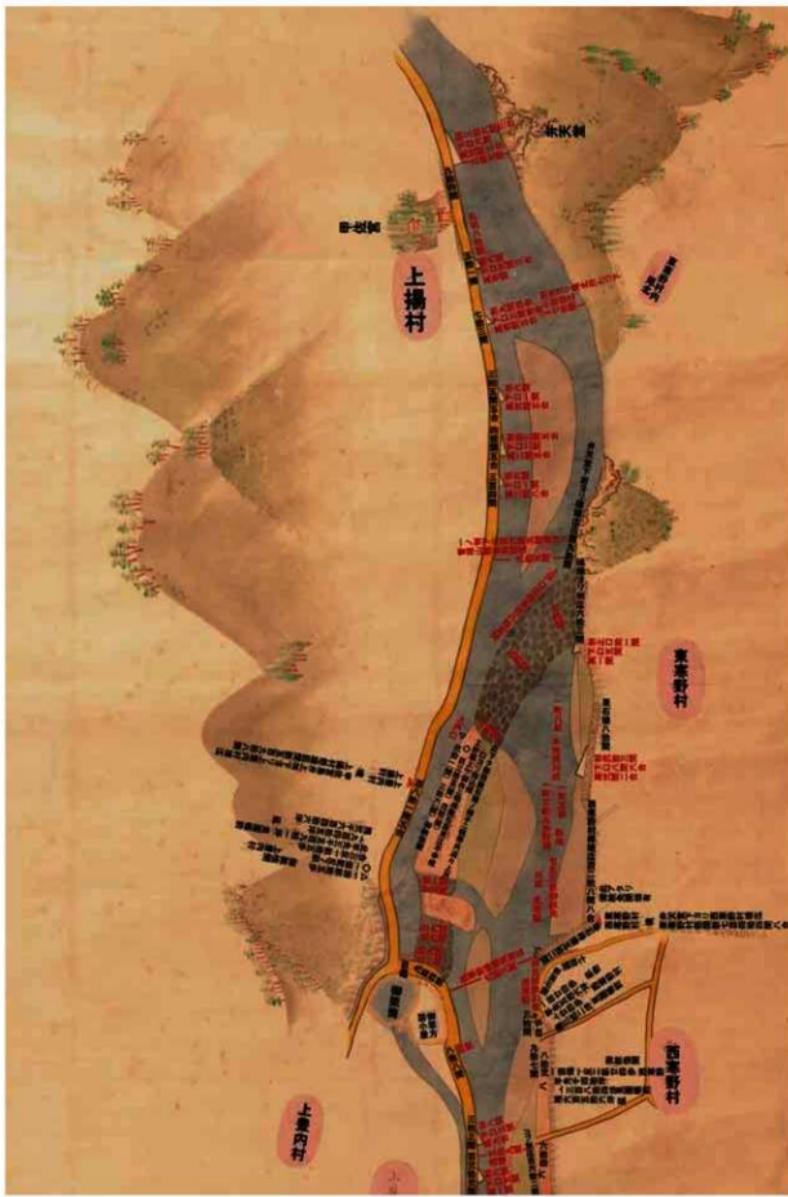
写 真 図 版

写真図版 1



上掲往還道路から鶴ノ瀬懐を望む

写真図版 2



「鶴川図」(熊本県立図書館蔵)一部を改変

写真図版 3



「黒川図」(熊本県立図書館蔵) 鶴ノ瀬堰周辺



現在の鶴ノ瀬堰 南東から

写真図版 4



「緑川図」(熊本県立図書館蔵)甲佐神社周辺



現在の甲佐神社及び周辺 南から

鶴ノ瀬堰 1



鶴ノ瀬堰調査前全景 南東から



鶴ノ瀬堰調査前下流側 西から



鶴ノ瀬堰調査前 一部に見える石壟



調査状況 表土剥ぎ



調査状況 石壟洗浄



高瀬石壠技術研究機構代表現地視察



町文化財保護委員現地視察

鵜ノ瀬堰 2



鵜ノ瀬堰調査時 遠景 北から



鵜ノ瀬堰垂直写真

鶴ノ瀬堰 3



鶴ノ瀬堰 石置出土状況 南東から

鶴ノ瀬堰 4



石積出土状況① 北西から



石積出土状況② 階段状造構の裏面 北西から



石積出土状況③ 旧石積の前に現石積が作られる 北西から



石積出土状況④ 北西から



石積出土状況⑤ 北西から



石積出土状況⑥ 北西から



石積出土状況⑦ 北西から



石積出土状況⑧ 北西から

鵜ノ瀬堰5



石積上流部でみられた焼けた石 北から



焼けた石① 北から



焼けた石② 北から



焼けた石③ 北西から



鵜ノ瀬堰上流部分 柱穴列出土状況 南から



柱穴 7 内松丸太出土状況



出土した松丸太（所在不明）

鶴ノ瀬堰 6



柱穴 1 出土状況 北西から



柱穴 2 出土状況 南西から



柱穴 3 出土状況 東から



柱穴 4 出土状況 東から



柱穴 5 出土状況 北東から



柱穴 6 出土状況 西から



柱穴 8 出土状況 北西から



柱穴 9 出土状況 西から

鵜ノ瀬堰 7



柱穴10出土状況 東から



柱穴11出土状況 西から



柱穴12出土状況 西から



柱穴13出土状況 南西から



石敷基礎確認トレンチ 土層断面 (A-A')



石敷基礎確認トレンチ 土層断面 (B-B')



出土した木片① (所在不明)



出土した木片② (所在不明)

鵜ノ瀬堰8



石積裏確認トレンチ 土層断面状況 西から

現地説明会の様子

上揚往還遺跡 1



I区 出土状況 南東から



I区 東側石積基礎出土状況 東から



I区 西側石積立面 南から



I区 東側石積立面 南から



II区 出土状況 南東から



II区 石積前鞘巻き 東から



II区 石積基礎出土状況 北東から



II区 堆積状況 西から

上揚往還遺跡 2



III区 出土状況 南東から



III区 堆積状況 西から



III区 石積基礎出土状況 北東から



III区 東側石積立面 南から



IV区 出土状況 南西から



IV区 東側石積前 旧堤防残存状況 東から



IV区 剣拡張部分 南から



IV区 石積裏込め石出土状況 北から

上揚往還遺跡 3



V区 石積出土状況 南東から



VI-2区 石積出土状況 南から



VI-2区 コブ剥削構造出土状況 南から



VI-2区 コブ剥削構造出土状況 西から



VII区 石積出土状況 南西から



VII区 石積出土状況 東から



VII区 甲佐神社前旧船着場跡出土状況 南から



VII区 甲佐神社前旧船着場跡出土状況 西から

上揚往還遺跡 4



VII区 剥除草後 北東から



VII区 剥裏側出土状況 北西から



VII区 南面剥根元石積出土状況 南東から



VII区 南面剥本体石積出土状況 南東から



VII区 南面剥本体延長部分出土状況 南西から



VII区 南面剥本体延長部分出土状況 南から



IX区 石積出土状況 南西から



IX区 堆積状況 東から

上揚往還遺跡 5



X区 東側石積前基礎固め状況 東から



X区 石積前基礎部分確認状況 南から



X区 石積出土状況（崩壊後） 北東から



X区 石積基礎状況 北から



X区 蹄鉄出土状況 東から



往還眼鏡橋 挖削前 南西から



往還眼鏡橋 立面 北から



往還眼鏡橋 アーチ上堆積状況 北から

上揚往還遺跡 6



往還眼鏡橋 挖削状況 北東から



往還眼鏡橋 挖削状況 西から



往還眼鏡橋 アーチ上に詰め込まれた栗石



往還眼鏡橋 橋除去後石疊出土状況 北から



往還眼鏡橋 アーチ下基礎石 流水による変色



往還眼鏡橋 石疊除去後 北から



石積検出作業状況



往還眼鏡橋 作業状況

上揚往還遺跡 7



X I区 石積出土状況 南から



X I区 石積出土状況 南西から



X I区 堆積状況 東から



X I区 中央部分石積裏込め確認状況 北から



X I区 東側石積裏込め確認状況 北から



X I区 石積基礎部確認状況 東から



X II区 石積出土状況 南から



X II区 石積出土状況 南西から

上揚往還遺跡 8



X II区 堆積状況 東から



X II区 硬化層検出状況 南から



X II区 硬化層土層断面 東から



X II区 石積裏込め確認状況 西から



X I区 工具痕 1 南から

上揚往還遺跡 9



X I 区 工具痕 2・3
南から



X I 区 工具痕 4
南から



X I 区 工具痕 5
南から



XI区 工具痕6・7・8
南から



XI区 工具痕9・10
南から



XI区 工具痕11
南から

上揚往還遺跡出土遺物



網田焼か

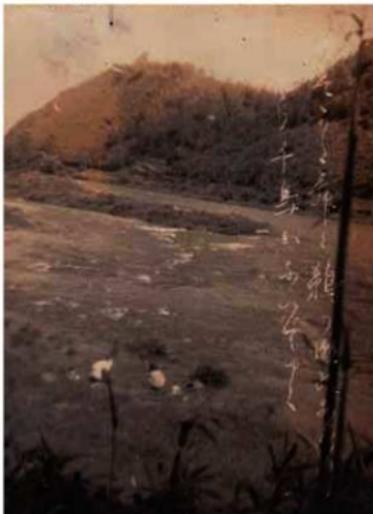


蹄 鉄



インク瓶

鵜ノ瀬堰の記録



昭和25年前後の鵜ノ瀬堰（山下泉氏提供）

子どもの横に穴があいた石がみえる 鵜ノ瀬堰は、この後昭和30年代に大きく壊れ、コンクリートにより修復される



平成18年頃の鵜ノ瀬堰



平成19年7月 被災中の鵜ノ瀬堰 右岸から
洪水が鵜ノ瀬堰を襲う 堤体の場所が白く波立つ



平成19年7月 被災後の鵜ノ瀬堰
洪水後の鵜ノ瀬堰 コンクリート部分・石壩部分ともに大きく壊された



平成24年 現在の鵜ノ瀬堰
流された石壩部分はコンクリートで修復された

緑川治水・利水関連遺跡



鶴ノ瀬堰下流 築の樋門 西から



築の樋門 天井部分



築の樋門 天井部分 “六”が刻まれる



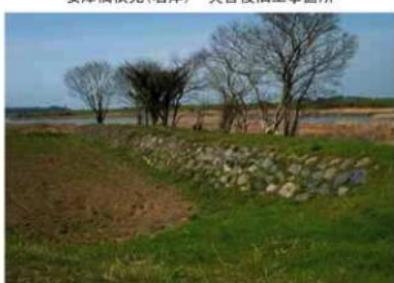
築の樋門 石壙部分



安津橋根元(右岸) 災害復旧工事箇所



安津橋根元(右岸) 表出した石壙



田口の剝



田口の剝 破損部分 石壙下の裏込め石が見える

報告書抄録

ふりがな	うのせぜき かみあげおうかんいせき							
書名	鶴ノ瀬堰 上揚往還遺跡							
シリーズ名	甲佐町文化財調査報告							
編著者名	西口貴志							
編集機関	熊本県甲佐町教育委員会							
所在地	〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4							
発行年月日	平成24年3月							
所収遺跡	所在地	コード		北緯	東經	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
鶴ノ瀬堰	上益城郡 甲佐町豊内 地先	444	031	323826	1304938	平成16年12月 ～平成17年3月	1.800m ²	宅地嵩上げ
	種別	主な年代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
	建造物	近世	石敷き		陶磁器 金属器 木材			
		近代	石積み					
所収遺跡	所在地	コード		北緯	東經	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
上揚往還遺跡	上益城郡 甲佐町上揚 地先	444	028	323833	1305003	・平成16年12月 ～平成17年3月 ・平成17年12月 ～平成18年3月 ・平成18年12月 ～平成19年3月 ・平成23年7月 ～11月	3.050m ²	輪堤防工事
	種別	主な年代	主な遺構		主な遺物		特記事項	
	建造物	近世	石積み		陶磁器 金属器 ガラス製品			
		近代	刎 石橋					

鶴ノ瀬堰・上揚往還遺跡文化財調査報告書

平成24年3月

発行：甲佐町教育委員会

〒861-4696

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

TEL：096-234-2447

印刷：コロニ一印刷

〒860-0051

熊本市二本木3丁目12番37号

TEL：096-353-1291